



投資家ガイドブックー ポーランド ビジネスのハウツー

法的警告

これは、ポーランドの法律制度とビジネス環境についてのガイドブックです。本書はこれらの内容についての概要を提供することを目的とし、またすべての情報は著書および出版された日において間違いないとみなします。ポーランドの法律は頻繁に改定されること、特に税制度は会計年度ごとに改定されることを念頭においてください。

このガイドブックは専門家によるアドバイスではないこと、また法律、税制およびビジネスにおいて代用されるものではないことをご注意なさるよう、読者の皆様に強くお願いいたします。投資家の皆様は、法的決定や税制上または投資についての決定をなさる際、専門家の助言をお受けください。JPWeberは、具体的な問題についてのご相談をお引き受けいたします。

JPWeberグループ社、ポーランド情報・外国投資庁および共同著者自身は、このガイドブックに掲載されている情報に基づき行われた活動、または行われなかった活動における一切の損害賠償（もしくは損失）について、責任を負わない権利を保有します。

2009年版

ISBN: 83-60049-76-9

© 著作権 PAliIZ、JP Weber Dudarski Sp. k.

ポーランド情報・外国投資庁 (PAliIZ)
(Polska Agencja Informacji i Inwestycji Zagranicznych SA)
バガテル通り12番
00-585 ワルシャワ
ul. Bagatela 12
00-585 Warsaw

電話番号.: +48 22 334 98 00
ファックス: +48 22 334 99 99
post@paiz.gov.pl
www.paiz.gov.pl

JP Weber Dudarski Sp. k.
JP Weber グループメンバー
リネク通り 39/40番
50-102 ヴロツワフ
ul. Rynek 39/40
50-102 Wroclaw

PAIILZについて

ポーランド情報・外国投資庁 (PAIILZ) は、16年前より現在にいたるまで、企業の皆様への貢献をしております。その使命は、外資系企業によるポーランドへの投資を奨励し、海外直接投資を増加させることです。PAIILZは、ビジネス起業の際の必要なすべての管理及び法的手順を投資家の皆様にご案内いたします。

提供機関:

- 投資家によるポーランド市場への参入を助力します
- 経済および法的環境に関する複雑な情報への迅速なアクセスを提供します。
- 好都合な投資場所を見つけ、投資誘因獲得についての助言をします。
- 投資手順の各段階において助言をします。
- 新境地の適切なパートナーと供給元を見つけます。
- ポーランドですでに活動している企業をサポートします。

当機関のその他の使命は、ポーランドについて前向きな印象を世界中に植えつけることと、会議、セミナー、展示会、ワークショップ、外国人ジャーナリストのための勉強会ツアーなどを企画することにより、ポーランドの製品とサービスのプロモーションを行うことです。

投資家の皆様に最高のサービスを提供するために、地域投資サービスセンターを全ポーランドに設置いたしました。彼らの目標とするところは、投資オファーや地域ミクロエコノミーデータなどの投資最新の情報提供や地域投資サービスの質の向上です。

これらのセンターにはPAIILZにより訓練を受けた専門家が雇用され、また地方自治体により出資されています。

JP Weberについて

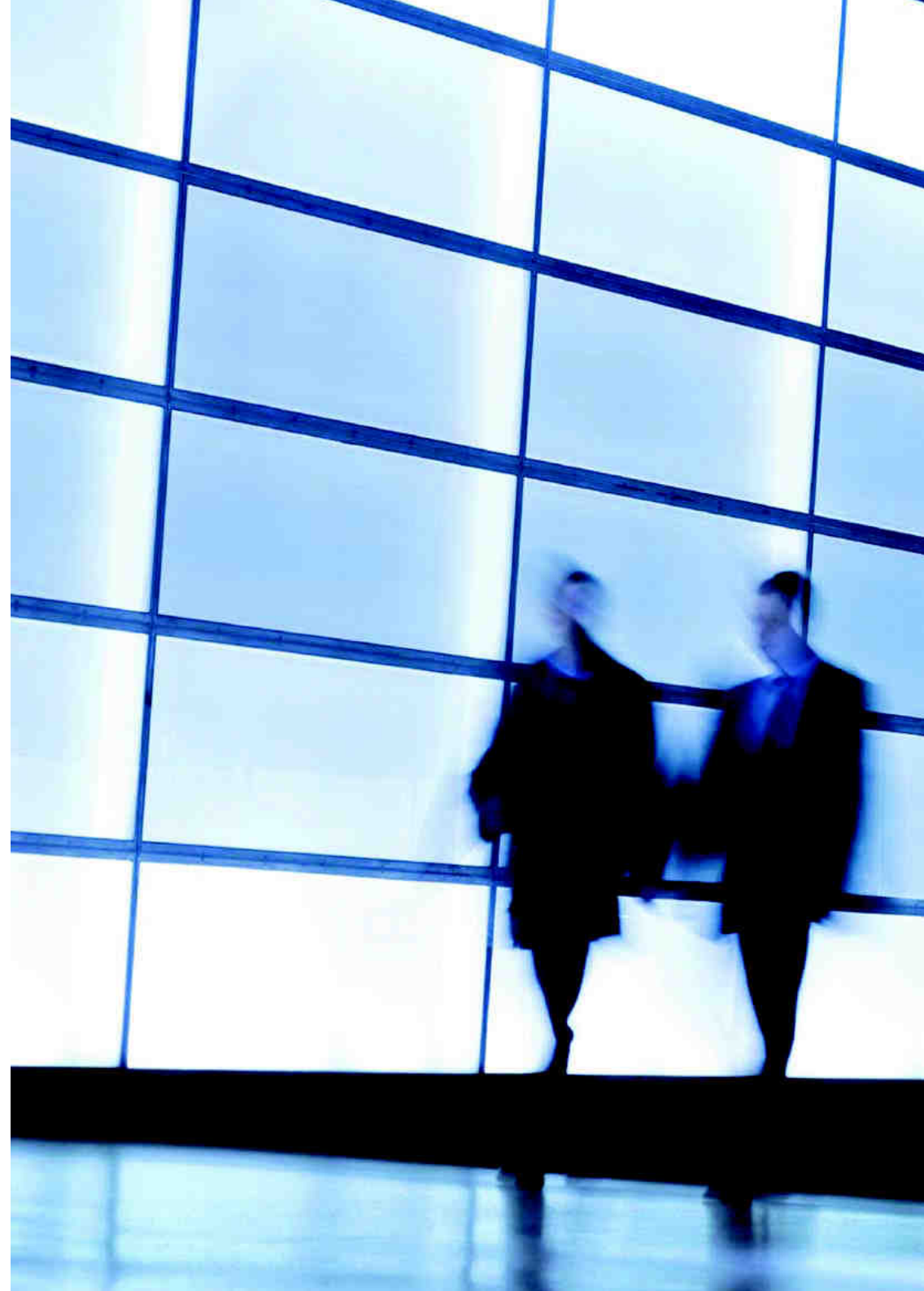
JP Weberは、ポーランド国内に直接投資を行うことを希望している外資系企業家と投資家に高い評価を得ています。弊社は、投資手順の全段階において外資系企業に専門的なサポートを提供し、過去の投資家はポーランドの活動全般を通して共同責任が維持されていることを保証します。

10年以上の経験を誇る弊社は、過去の実績に基づき多数の顧客の皆様にとり信頼できるビジネスパートナーとなることができました。文化的認識は弊社のビジネス戦略の基礎であり、弊社チームが顧客の皆様と統合することを可能にしました。また、顧客の皆様の実績はJP Weberの明白なベンチマークとなったことを確信いたします。弊社チームは、法律、税制度、会計およびプロジェクト管理などを専門とする、学際的で多数言語を話す専門家により構成されています。

JP Weberの中心核の能力は以下により成り立っています:

JP Weber 投資	JP Weber 報告
■ 直接投資	■ 法的サービス
■ 合併と買収	■ 税報告
■ 企業財務	■ 財政会計

GMN インターナショナル内において、全世界35カ国の名声ある会計会社と働いており、それによりJP Weber が国際的な専門家の確固たる基盤による利得や最高の実績傾向を得ることを可能にしています。



投資家ガイドブックー ポーランド ビジネスのハウツー



目次

I. 序文	17
II. ビジネスの心得	19
- ポーランドについて最も強調すべき事柄	
II.1. 政治的および法的安定	21
II.1.1. 政治制度	21
II.1.1.1. 国会	21
II.1.1.2. 大統領	22
II.1.1.3. 最高監査院	23
II.1.2. 政府行政	23
II.1.3. 国際的ポーランド	25
II.1.3.1. 欧州連合内のポーランド	25
II.1.3.2. ポーランドの単一市場	25
II.1.3.3. ポーランドと欧州通貨統合	26
II.1.3.4. 国際組織	26
II.1.4. 司法制度	28

II.2. 国内市場	31	II.5.2.証券取引所と資本市場規則	71
II.2.1. 人口と言語	31	II.5.2.1. ワルシャワ証券取引所	71
II.2.2. マクロ経済指標	32	II.5.2.2. 財政管理	73
II.2.2.1. GDP(国内総生産)	32	II.5.2.3. 大量持ち株取得	73
II.2.2.2. 消費者物価指数	34	II.5.2.4. ベンチャーキャピタル資金	74
II.2.2.3. 外国貿易	35	II.5.3. 保険制度	74
II.2.2.4. ローカルコスト効果	37		
II.2.3. 観光	38	II.6. インフラストラクチャー	77
II.3. 資源と産業集積地	43	II.6.1. 交通機関	77
II.3.1. 地理的位置と気候	43	II.6.1.1. 道路網	77
II.3.2. 天然資源	44	II.6.1.2. 鉄道	78
II.3.2.1. 石炭と亜炭	44	II.6.1.3. 空路	79
II.3.2.2. 油とガス	46	II.6.1.4. 水路	80
II.3.2.3. その他の堆積物	46	II.6.2. テレコミュニケーション	80
II.3.2.4. 収穫と家畜	48	II.6.2.1. テレコミュニケーションシステム	80
II.3.3. エネルギー部門	49	II.6.2.2. 密度及び接続リース市場	81
II.3.4. 産業集積地	50	II.6.2.3. データ送信システムと密度	83
II.4. 労働市場	55	III. ビジネス立ち上げ	87
II.4.1. 教育	55	- 第一段階でしなければいけないことについての知識	
II.4.1.1. 教育システム	55	III.1. 会社	89
II.4.1.2. 特別教育	59	III.1.1. ビジネス活動を行う	89
II.4.1.3. 教師	59	III.1.2. 有限責任会社	90
II.4.1.4. 科学と研究開発	60	III.1.3. 株式会社	92
II.4.2. 人的資源	61	III.1.4. その他の会社実体	93
II.4.2.1. 雇用と労働力	61	III.1.4.1. 民間会社	93
II.4.2.2. 失業	63	III.1.4.2. 合名会社	93
II.4.2.3. 給料	65	III.1.4.3. 合資会社	93
II.5. ファイナンシャルセンター	69	III.1.4.4. パートナースhip会社	93
II.5.1. 銀行と財政機関	69	III.1.4.5. 有限責任株式会社	94
II.5.1.1. ポーランド中央銀行	69	III.1.4.6. 個人経営活動	94
II.5.1.2. 商業銀行	70	III.1.4.7. 支社	94
		III.1.4.8. 駐在員事務所	94
		III.1.4.9. ヨーロッパ会社	94
		III.1.4.10. 欧州経済利益団体	95
		III.1.5. 会社設立と登記	95

III.2. 税金	99		
III.2.1. 概要	99		
III.2.2. 会社の課税	100		
III.2.2.1. 所得税	100		
III.2.2.2. 付加価値税	104		
III.2.2.3. 民法業務に対する税金	106		
III.2.2.4. 関税と物品税	106		
III.2.2.5. 免税地帯	107		
III.2.2.6. 税関保税倉庫	108		
III.2.2.7. 地方税	109		
III.2.2.8. 印紙税	110		
III.2.3. 個人課税	110		
III.2.3.1. 個人所得税	110		
III.2.3.2. 相続税と贈与税	112		
III.3. 投資誘致	115		
III.3.1. EU 構造資金 2007 - 2013	115		
III.3.2. 経済特別区(SEZ)	120		
III.3.3. 労働市場での誘致	121		
III.3.4. 多国籍企業のためのOECD(経済協力開発機構)ガイドライン	122		
III.4. 会計と金融	125		
III.4.1. 会計と金融についての規則	125		
III.4.2. 決算書	126		
III.4.3. 監査と出版	126		
III.5. 社員雇用	129		
III.5.1. 労働者の雇用	129		
III.5.2. ポーランドの社会保険制度	130		
IV. ビジネス活動	137		
-スタートアップから直接投資の業務遂行まで			
IV.1. グリーンフィールド投資	139		
IV.1.1. 許可、承認、免許を必要とする活動	139		
IV.1.2. 不動産市場	141		
		IV.1.2.1. 倉庫と産業市場	142
		IV.1.2.2. オフィス市場	143
		IV.1.2.3. 小売と商業的市場	144
		IV.1.3. 不動産取得	145
		IV.1.4. 投資プロセス	148
		IV.1.4.1. 分析	148
		IV.1.4.2. 投資プロセスステップ バイ ステップ	148
IV.2. M&A(買収と合併)	153		
		IV.2.1. ポーランドのM&A 市場	153
		IV.2.2. M&Aを決定している規則	154
IV.3. 公共民間の合資会社 (PPP)	157		
IV.4. 重要な規則	161		
		IV.4.1. ポーランドの取引規則	161
		IV.4.1.1. 輸入/輸出許可	161
		IV.4.1.2. 関税規則	161
		IV.4.1.3. 通関手続き	162
		IV.4.2. 通貨と為替単位	163
		IV.4.3. 競争法	163
		IV.4.4. 契約締結のための規則	165
		IV.4.5. CO ₂ (二酸化炭素) 排出手当	166
IV.5. ビジネス確保	169		
		IV.5.1. 財産権	169
		IV.5.1.1. 特許法	169
		IV.5.1.2. 商標	170
		IV.5.1.3. 著作権	170
		IV.5.2. 製品証明	170
		IV.5.3. 公共調達法	171
		IV.5.4. 破産とリストラ	174

V. 情報源	177
V.1. ポーランド情報・外国投資庁 (PAliIZ)	179
V.2. 地域の投資家援助センター	183
VI. 付録	191
VI.1. ポーランドのFDI(外国直接投資)の選択	193
VI.2. ポーランドのインターナショナルスクール	225
ポーランドのJP Weber	231





I. 序文

このガイドブック作成のきっかけとなったのは、ポーランドで活動している外資系企業との日常的なコンタクトを通じてでした。この経験を元に、政治的環境やポーランドの法律、会社設立から始まり国外移転に伴う譲渡益課税に終る経過などを含むビジネスに関する質問のリストを収集しました。

私どもはポーランドでのビジネス活動のためのガイドとして‘ビジネスのハウツー’についてご紹介いたします。このガイドブックはJPWeberグループが外国人投資家へのアドバイスを通じて得たあらゆる経験に基づいて作られたものです。投資プロジェクトは意思決定者にとって非常に微妙なもので、彼らは投資に影響を与える環境について精通している必要があります。私どもが作成したプロジェクトは各々が全く異なるものであるため、投資家の皆様の見解を収集しまとめることにより、ポーランド、ビジネス傾向、不動産、公共援助、投資プロセス、労働法、課税についての決定的な情報を皆様にご提供することができました。

このガイドブックは、各分野のスペシャリストで外資系企業の助言に経験を持つJPWeberの専門家により準備されました。

編集チームは、この出版はおこり得るすべての質問の解決策を網羅するためのものではないと

考えております。これはただ単に、ビジネス及び法律の環境についてのキーポイントとなる部分を草案したものです。したがって、私どもは、このガイドブックが読者の皆様と編集チームとの議論のたたき台となることを願っております。もちろん、本書の内容に関してのご質問には喜んでお答えいたします。

欧州連合への加盟により、ヨーロッパ市場は外資系企業に開かれ、ポーランドへの投資に有利な状況を作り出しました。特に、公共援助や課税率の引き下げなどの誘引は、やる気のある有能な労働力も伴い、他のヨーロッパ企業と競争する機会を作り出しました。ポーランドは直接投資の主要国となりつつありますが、それは、ビジネス活動を行い、利益や親しみやすい法的ビジネス環境という成功を達成するにあたっての法的規則の保証があることによります。

II. ビジネスの心得

– ポーランドについて最も強調すべき事柄



II.1. 政治的及び法的安定

II.1.1. 政治制度

ポーランドは多党制の民主主義共和国で、議会制と大統領制を併せもつモデルをとっています。政府のシステムの基盤は、立法府（議会または下院）、行政官（大統領と閣僚会議）そして司法権（裁判所と法廷）に分離され、互いに均衡をとりあい成り立っています。

ポーランド共和国の憲法は1997年に改定された憲法で、同4月2日に可決され国民投票により批准されました。現憲法は経済活動の自由を保障し、経済活動の自由についてのあらゆる規則は法律に基づかなければなりません。

II.1.1.1. 国会

国会は二院制です。Sejm（ポーランド人民共和国国会）という下院は、4年ごとに総選挙の比例投票制で選ばれた460人の議員からなります。Senat（上院議会）は、4年ごとに多数投票制で選ばれた100人の上院議員からなります。SejmとSenatの共同議会には、国会から両院の議員がSejmの国会議長のもとで会議を行い

ます。国会両院の職務は3種類の異なる場合で構成されます。新憲法の可決、新選された大統領の宣誓の受諾、そして国家法廷から共和国大統領に対する告発があった場合です。

上院は、下院により可決された法案に対し、立法上の発議と再審査する権利、または承認または否認する権利、またこれらの法案に対しての修正案を発議する権利をもちます。しかし、上院の拒否権は下院の絶対大多数票により却下することができます。最終的には、いかなる立法上の法案の最終案に対する決定は下院がおこないません。また立法上の発案は、大統領、閣僚会議、少なくとも発案をする10万人の国民のグループによっても承認されます。

上院の承認に関し、下院は国民の権利の保護するための委員（人権擁護官；ポーランド語名 Rzecznik Praw Obywatelskich）を5年の任期で指名します。この人権擁護官はポーランド国民と住民の権利と自由を守ること、法律、社会規範そして社会的正義を実行することを義務とします。人権擁護官は独立しており、下院に対してのみ責任を持ちます。



II.1.1.2. 大統領

大統領は、総選挙により5年の任期で選ばれ、最高で2任期まで選任されることができます。大統領は、国家元首であり、外交問題においての国家の代表であり、そして軍隊の最高司令官でもあります。大統領は首相候補を指名し、首相の提案に従い内閣を指名します。しかし、大統領は、政府を組織することが不可能な場合や国家予算案が可決されない場合は、国会解散の権利を有します。

立法上の主導権のほかに、大統領は同様に国会で承認された法案に対する拒否権を持ちます。(しかし、この拒否権は下院の3分の5大多數の票により、却下することができます。)

ポーランドの現在の大統領はシ・カチンスキ氏であり、彼はプロ民主主義で反共産主義運動の労働者擁護委員会の元活動家です。

II.1.1.3. 最高監査院

最高監査院(Najwyższa Izba Kontroli)は、立法上、行政上、司法上に該当しない機関です。しかし、この機関はポーランドで最も古い国家機関のひとつです。最高監査院は、中央銀行、政府と地方自治体、その他の法人、公的な契約で活動もしくは契約を受けている非政府組織などのすべての組織において監査する権利をもちます。

II.1.2. 政府行政

ポーランドの政府は中央と地方行政により成り立っています。中央とは、ポーランド共和国大統領府、閣僚会議、その他の各省庁、そして中央行政よりなる組織です。閣僚会議は現行の政策を管理し、法律の遂行を確実にし、予算草案を認可し、国庫の利益を保護し、そして国の内外の安全および国内の秩序を保つ行政上の組織です。

現在閣僚会議は18の責任ある議員より成り立っています(以下の表参照)。

閣僚	機能
首相	閣僚会議の代表者であり、会議遂行を指揮します。ガイドライン内で憲法に規定された方法で地方自治体の監視を行い、政府閣僚の最高位として行政を行います。
農業・農村開発省	ポーランドの農業と農村地域の開発についての様々な事柄を行います。
文化・国家遺産省	国家遺産の管理及びポーランドの様々な文化についての事柄を行います。
経済省	ビジネス活動に最良な環境作りと、経済活動とその発展についての政策の提案及び調整を行います。
環境省	ポーランドの環境への配慮と、長期的でバランスのとれた国の発展についての問題に対応します。
財務省	ポーランドの予算案草案、税金対策、地方自治体の財務、および国債の発行を行います。

外務省	ポーランド共和国、その国民および外国法人の利益を代表し、また保護し、ポーランドの広報活動を行い他の国々や国際機関との外交的関係を管理します。
保健省	医療システムと薬学的政策の管理と健康管理促進と病気への対策を行います。
インフラ省	建設、空路指示、住宅、海上経済、交通、輸送機関についての責任を負います。
内務・行政省	ポーランド政府の主な行政と安全部門を管理します。
法務省	裁判の独立の原則を考慮に入れながら、他の公的機関の法的権力以外の法的な事柄を管理します。
労働・社会政策省	社会保障システムを含むすべての労働市場の条件と問題についての調整を行います。
国民教育省	国民の教育政策を管理します。しかし高等教育の特権は含みません。
国防省	軍事活動全般における平時の監督を行います。国防に関する一般的な任務引き受け、決定、指令なども行います。
国有財産省	国庫の管理監督を行い、国営企業の私営化や国庫投資ファンドなどについての責任を担います。
地域開発省	地区指定コンセプトとEUの支援金管理などを含む国家の発展政策に向けての準備と実施を行います。
科学・高等教育省	科学と高等教育の分野において政府活動を管理し、国家財源からの科学研究に当てられる予算を所有します。
スポーツ・観光省	スポーツクラブの監督、スポーツと観光に関連した事項についての広報と発展について担当します。

ポーランドの行政区分は3段階構成をとっています。まず、16の県（ポーランド語名województwo）に分けられており、首相が任命する県知事（ポーランド語名wojewoda）がその自治を行います。首相はその地方行政の主権を持ち、自治体の地域の監督をし、同時に行政手続のための規則について上位の立場にあります。

行政官のリーダーは県議会会長（ポーランド語名marszałek）であり、彼らは地方議会（ポーランド語名sejmik）により選ばれ、県知事と共存する形をとります。自治体は以下のような任務を遂行します。公教育、健康促進と保護、環境保護、農村地帯の近代化、公道、相対的な輸送、土地開発、文化、社会福祉、観光、失業対策、地方の労働市場の活性化などです。県は郡（ポーランド語名powiat）に分かれており、また郡は市町村（ポーランド語名gmina）に分かれています。

郡には二つのタイプがあります。一つは、接しあう自治区全体を含む基本的な土地分割の単位であり、もう一つは町全体であり、これは郡と同様の権利を持ちます。

市町村は基本的な地域社会であり、最も小さい行政単位です。これらの任務は、地方的な重要性を持ち他の実体にとり、管轄外の公共問題を含みます。主に市町村は、住民の主要で具体的な要望に応える責任があります。それは、土地の計画と管理、環境保護、道路、橋、道、公共輸送機関、そして電気と暖房を住民に供給することです。同時に公共建築物や公共施設を管理維持したりして、環境の整備を保ちます。

地方自治体の決定と監督は議会で、地方行政の3段階すべてに機能します。議員は直接総選挙で選ばれます。当選すると、彼らは村長（wójt）、町長および市長（burmistrzが大都會の場合はprezydent）都知事（starosta）そして上記の県議会会長の任命と解雇をおこないます。

II.1.3. 国際的ポーランド

II.1.3.1. 欧州連合内のポーランド

1998年3月31日から始まった交渉を経て、ついにポーランドは他の9カ国とともに2004年5月1日に欧州連合に加盟しました。2007年12月21日よりポーランドはシェンゲン地区：24の国内において国境の検査がない国の1カ国になりました。

ポーランドが欧州連合に加盟した主な利点は以下の点です。

- EUの規則とポーランドの法律の調和
- EU内の約4億6千万人以上の顧客へのアクセス
- EU構造資金の申請の可能性
- インフラの発展

EU構造資金の利用と同様に、ポーランドの法律を調和させたことは、外国投資家にとってポーランドの魅力を増長するきっかけとなりました。欧州連合は現在ポーランドの最大の取引相手です。2008年に、欧州連合へのポーランドの輸出シェアは77.8%に増加し、輸入シェアは61.9%に増加しました。

II.1.3.2. ポーランドの単一市場

欧州連合の加盟国としてポーランドは単一ヨーロッパ市場に参加しています。人々、商品、資金そしてサービスの自由な移動により、この市場がより競争的なものとなりました。

人々の自由な移動は、特に労働者の自由な移動に関して非常に重要な意味を持っています。しかし、加盟国の中の数カ国は国内労働市場に決定的な影響を及ぼし兼ねないため、新加盟国

の労働者がEU内のすべての国で働く可能性への制限を適応しています。

商品の自由な移動は単一市場の基本的な原則の一つです。それは、加盟国内の輸出入の量的制限を禁止することにより構成されています。これは、加盟国の原産国で標準を満たす商品は、加盟国の輸出先国においても標準を満たすという原則です。

サービスの移動の自由は、全EU加盟国内で個人と会社が支障なくサービスを提案し提供する権利を意味します。サービスの自由な移動についてのEU条約規制は、支払いに対して提供されるすべてのサービスに適応されます。個人と会社は自国と同様に他のすべての加盟国において、サービスを提案し提供する権利をもちます。

資金の移動の自由に対するすべての障害はEC条約により禁止されています。EU加盟国の国民はすべての加盟国において、加盟国内において無制限の金額の送金、口座の開設、資金投資、金銭の借用をすることができます。EU加盟国の国民が他のEU加盟国で労働または退職をする場合は、金銭がその国から該当国へ送金されなければなりません。

ポーランドには、農地と森林の購買の際、12年の重要な過渡期があります。

II.1.3.3. ポーランドと欧州通貨統合

統合の次の段階は、ポーランドが公式通貨としてユーロを採用することと同様に、通貨統合に加わることです。正式な公表では、ポーランドは2012年から2013年までにユーロゾーンに加わることを目指していますが、まず満たさなければいけない条件がなお存在しているのが現状です。その上ユーロを採用するにはポーランドは憲法を改正しなければなりません。

ユーロに加わる必要条件是、財政（一般的な政府赤字と公共負債）と金融基準（価格安定性、長期金利のレベルと為替相場安定性）を含む経済収束のマーストリヒト基準です。ポーランドの政府赤字について、ポーランドでは財政の重要な改革の必要性が要求されています。為替相場の基準を満たすには、ERM-2を始めることが先行ですが、2009年末までに特に計画されていません。

2009年1月24日以来、民法第358条と外国為替法9説15項の改定により、ポーランドで外貨により契約を結び実行することが可能になりました。現在ユーロの支払いについては何の支障ありません。

II.1.3.4. 国際組織

1989年以後、様々な国際組織の加盟国に支持され、ポーランドは経済的に非常に発展し始めました。これは、急速な発展を助長し、ポーランドの経済を世界中に振興させ、他の国との協力が可能になりました。現在ポーランドは以下の組織の一員です。

- 経済協力開発機構 (OECD)
- 北大西洋条約機構 (NATO)
- 世界貿易機関 (WTO)
- 世界銀行
- 国際通貨基金 (IMF)

・OECD

経済の発展及び協力のための組織は、1960年の会議で設立され、翌年から実施されました。本部はパリにおかれています。OECDの主な目的は、経済成長の活発化、雇用、社会発展、国際貿易と資本流入のために加盟国が経済社会政策を調整することです。そのため、組織は共通の規則を開発し、それを様々な経済分野に、推薦、決議、宣言、同意などの形式で適用しています。この組織は経済的に最も発展している国を含み「金持ちクラブ」を形成しています。この先進国組織は世界の人口の6分の1以下で、全世界の製品の3分の2を作り出し、世界の輸出の5分の3、公共開発援助の5分の4にあたります。

ポーランドは1990年にOECDとの協力を開始し、1996年に加盟国となりました。OECDの加盟により、ポーランドで外国投資の規則と外国為替法の変更がより迅速に行われました。世界的な経済的先進国の集まる高名なクラブの加盟国になったことは、ポーランドの現経済の安定を証明しています。ポーランドは強硬な経済成長と安定した法的規則をもったパートナーとしてみなされているため、これは疑う余地なくポーランドのイメージを世界的に改善させていくことになります。OECDの加盟国は国際金融機関により提供される優先的クレジットラインのアクセスが容易になります。それに加え、OECDの加盟国であることにより、ポーランドはOECDの新しいアイデンティティを形成することに貢献するとともに、共同開放する機会を与えられました。

・NATO

NATO(北大西洋条約機構)は1949年4月のワシントン条約締結の結果、1949年8月24日に政治軍事組織として設立されました。これは、カナダ、アメリカ合衆国と10のヨーロッパ諸国により組織されました。NATOは、平和を維持し、国際的な安全を強化するため、加盟国により連結した防衛をおくために組織されました。この組織の目的は政治的軍事的な意味ですべての加盟国に自由と安全を確保することです。各加盟国は、有利性と同様に共同の安全に対する危険と責任を義務付けられ、この条約に対

抗するような国際組織への不参加を約束することを要求されます。

1997年、同組織はチェコ共和国、ポーランド、ハンガリーをメンバーに加盟させる目的の交渉の場をもちました。そして、1999年3月12日ポーランドはNATOの加盟国となりました。これはわが国の近代史で最も重大な出来事の一つでした。この加盟によりポーランドの安全と防衛の基盤が形作られました。そして、これは同時にヨーロッパの政治的軍事的な安定性の重要な要素となっています。

・WTO

世界貿易機関は1995年1月1日に設立されました。ポーランドは創立国の一国でした。WTOの主な責任は、商品とサービスの国際貿易の自由化、取引支持の投資方針、貿易摩擦の調停、知的所有権に対する尊重です。WTOに同意した国々は、世界貿易機関の標準に国内の法律を適応すること、外国の実体に対し譲歩をすることを要求されます。WTOは現在153カ国が加盟し、カーボ・ヴェルデ共和国が最近最も新しい加盟国になりました。WTOは関税を減らすことにより国と人との多くの障壁を取り除きました。WTOの規則（同意と契約を含む）は、WTO加盟国の交渉の結果です。主な文書は関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) です。GATTは60の同意を含み、これらは各加盟国の特定区域が独自に署名したものです。

■ 世界銀行

世界銀行は1945年12月27日より機能し始めました。本部はアメリカ合衆国のワシントンDCにあります。現在世界の貧困と戦うと同時に経済市場の発展を支えることを目的として機能しています。ポーランドは1986年に世界銀行に加盟しました。中央銀行の総裁は世界銀行の議会で国の代表を務めます。1990年から1996年まで、ポーランドは世界銀行から国の社会改革のための資金(相対額33億7400万ドル)を受けました。この金額のうち、46%は自由市場取引の原則に適應させるため、ポーランド経済の建て直しに費やされました。2000年までに世界銀行は民間部門産業と環境保護の発達を支持してきました。今日、徐々にその機能は、欧州投資銀行に対応し始めています。

■ IMF

国際通貨基金は1945年から存在し、1947年から実質的に機能し始めました。現在180以上の国が加盟し、ポーランドも加盟国の一国です。本部はアメリカ合衆国のワシントンにあり、その主な業務は以下の通りです。

- 通貨政策の分野の国際的な協力活動の発展
- 為替相場の安定性の確保
- 加盟国の国際負債の監視
- 世界中の貿易発達の支援

ポーランドは1986年からIMFの加盟国になりました。当時ポーランドは18億SDRユニット(IMF内で特別引出権として機能する利益の単位)を受けました。1995年に、ポーランドはIMFの正式な加盟国になる前に受けた負債を返済することができました。

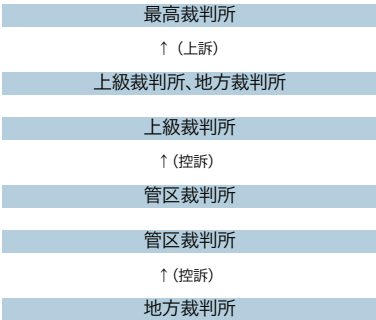
II.1.4. 司法制度

ポーランド憲法によると、司法権は法廷と裁判所から成り立っています。それらは、他の権力機関から独立しています。司法制度は、最高裁判所、普通裁判所、行政裁判所と軍事裁判所に基づいています。裁判官は独立しており、解雇されることができません。彼らはポーランド憲法と規則にのみ従属しています。

■ ポーランドの裁判制度

最高裁判所は普通裁判所と軍事裁判所の監督をします。これは最上位の裁判所であり、最高裁判所の判決は他の裁判所からの審査を受けません。最高裁判所は特別な規則の下で事件に対応し、法律の解釈の均一性と正確さを提供し、法案に対する意見を提出します。

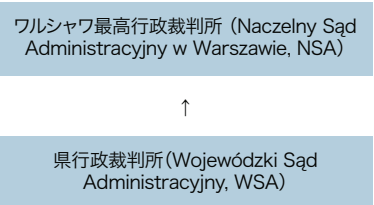
ポーランドの裁判制度図



■ 行政司法制度

最高行政裁判所は、例えば民間(もしくは法人)と行政組織の間にかかる事件についての最終手段としての法廷です。この法廷は下級行政裁判所からの上訴について審理します。ここでは、地方自治体の解決策と規則の一致についてと地方自治体当局の規範的な行為について審査します。

行政司法制度図



ポーランド憲法によると、法廷(ポーランド憲法法廷と国家法廷)は司法制度の枠外にあります。が、なお'司法制度'の概念と定義はそれら法廷にも適用されます。

憲法法廷は国家組織の活動の合憲性についての論争を解決するために設立された裁判組織です。この主な責務は制文法と憲法の迎合性を監督することです。憲法と国際合意(同様にその批准も)に従い中央憲法組織の力に関する議論に関して、また憲法に従い政党の目的と活動に関して裁判をします。その判決は最終的なものとされます。

国家法廷は、国家の最高組織を司っている人々の憲法責任を監督する司法組織です。国家法廷は官公庁から個人を解雇すること、個人が上級組織に指名されることに対する禁止命令をだすこと、個人の投票権および立候補件を取り消すこと、以前に与えられた名誉を撤回すること、そして刑事事件に関しては刑法典に規定された刑を課すなどの権限が与えられています。

ポーランドは欧州連合の加盟国として、国際司法権とともに特定の国際組織にも従属しています。これらの組織は以下の通りです。

- 欧州連合－欧州共同体裁判所と第一審法廷
- 国際連合－国際裁判所
- 欧州理事会－欧州人権裁判所
- 国際刑事裁判所

国際司法制度は国の裁判所を補う形で存在し、国内レベルで論争を解決することができない場合に限り、判決を下します。



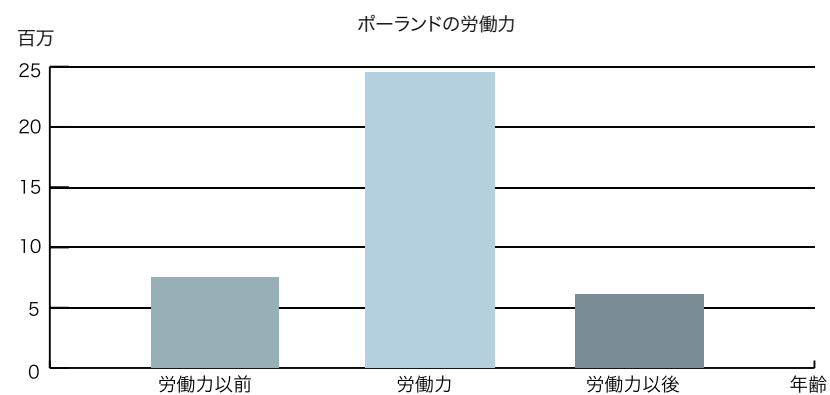
II.2. 国内市場

II.2.1. 人口と言語

ポーランドの人口(2008年1月31日現在)は3813万5000人です。ヨーロッパでは8番目に人口の多い国で、欧州連合では6番目にあたります。近年人口増加率が低迷していますが(2007年-

1000人あたり0.3)ポーランドの労働人口はヨーロッパでなお一番若く、2007年1月31日の時点で労働人口が2454万5000人でした。定年年齢は男性65歳、女性60歳です。

全ポーランド人の約61.2%が都市と都市地域に住んでいます。



資料：中央統計局、2008年ポーランド人口年鑑

民族的にはポーランドはヨーロッパで最も単一民族国家のひとつで、人口の98%がポーランド人です。主な少数民族は、ドイツ人、ベラルーシ人、ウクライナ人とルーマニア人です。

特に経済界では、教育を受けた大部分のポーランド人は少なくとも外国語を一カ国語は話し、その中でも英語が一番人気があります。それに加え、ドイツ語とロシア語はしばしば話されますが、これは地理的に隣接しているためだと思います。

II.2.2. マクロ経済指標

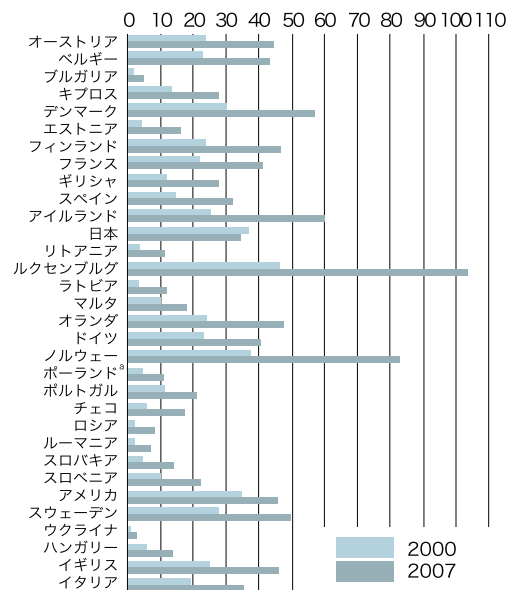
II.2.2.1. 国内総生産

ポーランドの2008年のGDPは5257億USDでした。購買力平価で測定すると6661億に相当します。これはポーランドが世界で21番目の経済力を持つ国で、ヨーロッパでは9番目に位置します。国民一人当たりのGDPは13,799USDで、購買力平価では17,482USDでした。

1991年以降ポーランドのGDPは、ほぼ20年の間着実に成長しています。1992年から2008年までの年毎の平均成長率は4.5%弱で、最低で1%(2001年)でした。五年間(1995年から1997年までおよび2006年から2007年まで)のポーランドのGDPは、年毎の平均成長率は最低で6%でした。2008年と2009年に多くの経済が直面している大不況にもかかわらず、ポーランドは2009年には1月から3月までの成長率は1.9%(前年比)でした。これは欧州連合でも最も高い成長率で、欧州連合でGDPが減少しなかった2国のうちの1国がポーランドです。

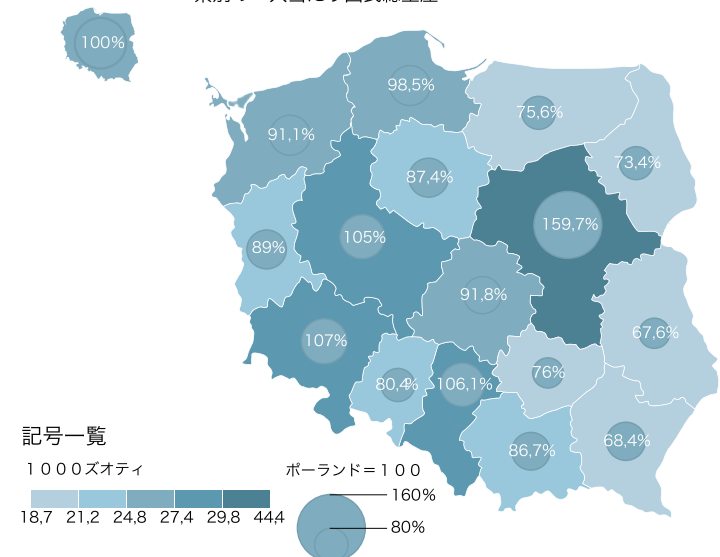
ポーランドのGDPは、地方別に一人当たりの値は異なりますが、主に産業(31.7%)、サービス(65.5%)そして農業(2.8%)から計上されています。最大のGDPはマゾフシェ県(ポーランドのGDPの21.6%)ですが、この地域の主要な一因はワルシャワで、単独で約ポーランドGDPの13%を生み出しました。ワルシャワの一人当たりのGDPはポーランドの平均値の3倍です。GDPの一人当たりの値が高いのはポズナン(国の平均の2倍)、クラクフ(国の平均を60%上回る)、ヴロツワフやグダンスク、ソポト、グディニャの3都市(平均を45%上回る)です。マゾフシェ県の次に強大なのは、シロンスク県でポーランドGDPの13%、続いてヴィエルコポルスカ県

各国の一人当たり国民総生産



* 正式な為替に基づく

県別の一人当たり国民総生産



資料: 中央統計局 2009年ポーランド統計年鑑手引き ワルシャワ 2009年

¹ 国際投資ファンド 国際経済展望データベース2009年

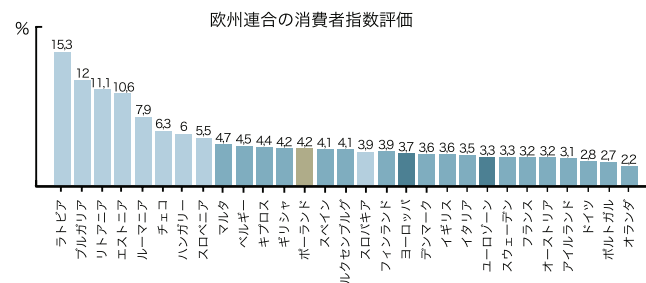
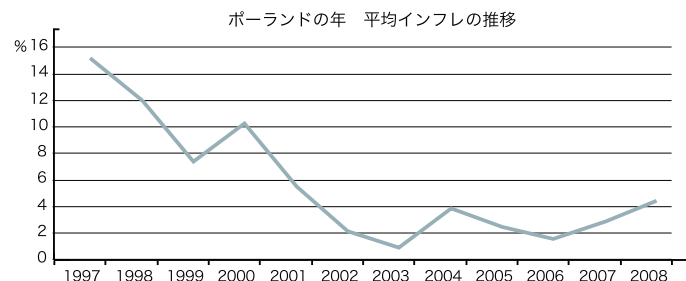
(9.3%)、ドルノシロンスク県(8.1%)そして、マウォポルスカ県(7.4%)です。

マゾフシェ県(国の平均の159.7%)に続く一人当たり最大のGDPはドルノシロンスク県(107%)、シロンスク県(106.1%)、ヴィエルコポルスカ県(105.3%)です。一人当たり最低のGDPは、'東の壁'の県です。つまりルブリン(国の平均の67.6%)、下カルパチア県(68.4%)、ヴァルミア・マズール県(75.6%)、シフェントクシスカ県(76%)です。添付の地図に各県の一人当たりGDPが掲載されています。(ポーランド通貨、ズロティで%)

II.2.2.2. 消費者物価指数

2008年の年間インフレ率4.2%と比較して、消費者物価指数インフレは2009年7月で前年比3.6%と計上されました。インフレ率が近年全く低かった点は注目すべき点で、この10から20年と比較すると比較的安定しています。下の表は、1997年から2008年までのインフレ率を表しています。1990年から1991年の経済変革期の大インフレは、ある月にはインフレ率が1,000%まで上がったこともあり、今でもなお、多くのポーランド人の記憶に残っています。

2008年ポーランドの消費者物価指数は欧州連合とユーロゾンの平均を上回っていました。しかし、他のEU諸国(青で記されている)と比べるとかなり低いです。スロバキアのみが2008年下回る率でした。

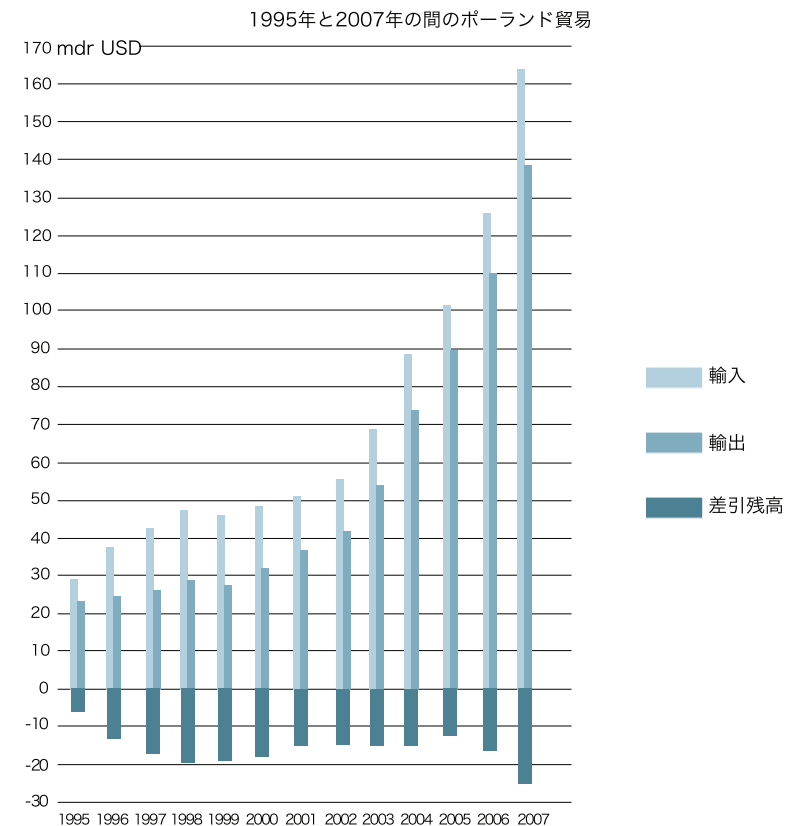


資料:中央統計局 2008年消費者指数評価

II.2.2.3. 外国貿易

2008年ポーランドは輸入が2061億USD、輸出が1695億USDでした。貿易収支はしたがって-365億USDでした。外貿易収支の赤字は、1990年以降の市場経済としてのポーランド

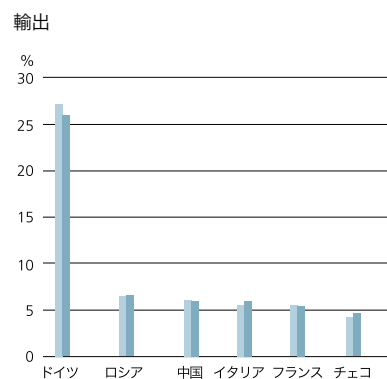
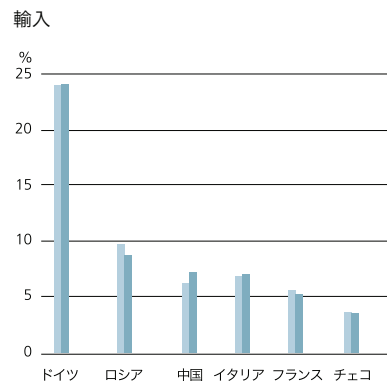
の特徴です。これはポーランドが消費財よりもむしろ工業や製造のための資本財を輸入しているためです。添付のグラフは1995年から2007年までの貿易趣旨と輸出入値を表しています(USD億)。



資料:中央統計局 2008年外国貿易統計年鑑
² 中央統計局 2008年年間経済指標

計画に基づく経済の共産主義から現在の自由貿易市場の変化により、ポーランドの外交貿易は方向転換をしました。以前は最も重要な貿易相手国はソ連でした。しかし、ポーランドはこの国境を共にする隣人と高い取引率を保っていました。1990年、経済改革の最初の都市に、ドイツがポーランドの最も重要な貿易相手国となり、今日に至っています。2007年ポーランドの輸出のうち25.9%、輸出のうち24.1%がドイツとの貿易でした。他の国では輸出入とも10%を超える国はありません。輸入国として重要な国はロシア(8.7%)中国(7.1%)、イタリア、フランス、そしてチェコ共和国です。ポーランドの輸出はイタリア(6.6%)、フランス(6.1%)、英国、チェコ共和国とロシアです。以下のチャートは2006年と2007年の外国貿易のとても重要な国の割合を表しています。

世界的な景気後退は、ポーランドの外国貿易に大きな影響を及ぼしています。2009年の1月から4月までの数字をみると、ポーランドズオティで換算すると輸出が5%、輸入が14%減少しています。2008年の第4半期からのズオティの外貨に対するズオティの大幅な切り下げにより、しかしこの減価はUSD やEURでもっと顕著に見られます。しかし、全体的な低下はその最も重要な協力国の輸出シェアを増やしました。ドイツ、イタリア、フランスは2009年の最初の4ヶ月は輸出がそれぞれ、26.6%、7.1%、7%と増加しました。輸入では、同じ時期に中国が10%も増加しました。他の重要な輸入国は市場占有率が低下しました。この傾向が年末まで続けば中国はポーランドの第2番目に重要な輸入国になるでしょう。



2006年 2007年

資料:中央統計局 2008年外国貿易年鑑

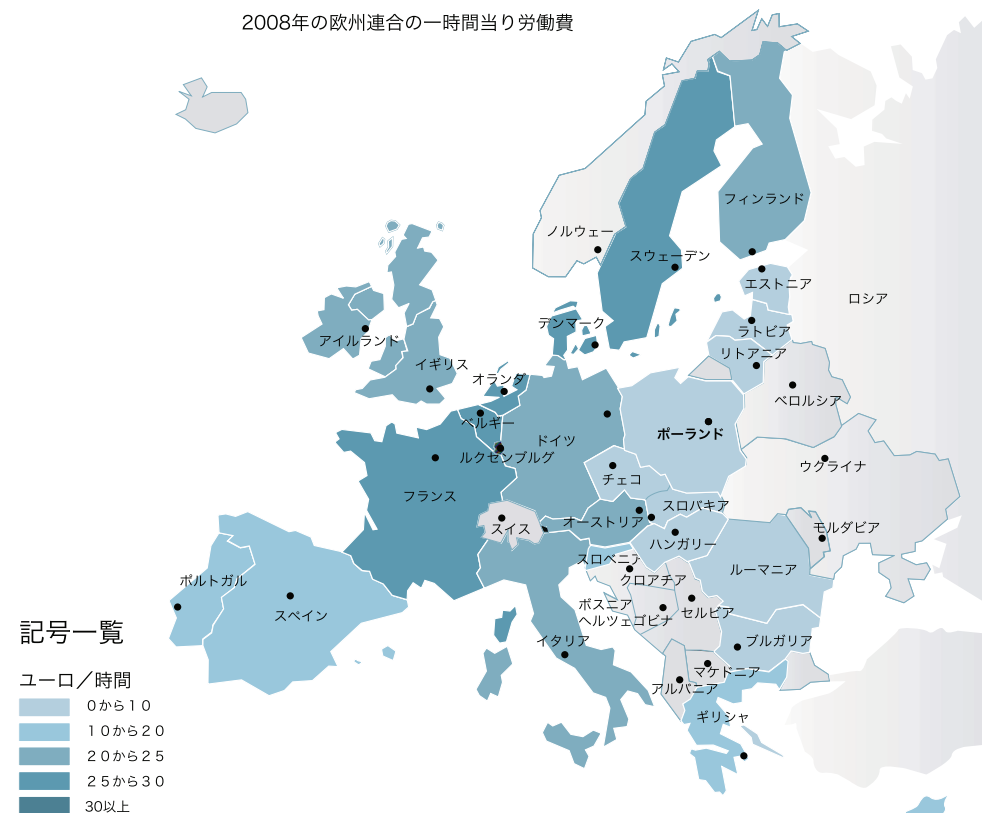
II.2.2.4. ローカルコスト効果

労働賃金

この何年間か、ポーランドへの直接投資が行われている主な理由の一つは、他の欧州連合加盟国と比較して平均労働賃金が低いことでし

た。平均労働賃金が低く競争的であることは、現在でもいえることです。他方、本当に重要なことは、労働市場の高い有用性です。ポーランドの人口の若年層と、高いレベルを誇る大学は、高度な技術をもち教育された労働力が増え続ける可能性を確実にしています。

2008年の欧州連合の一時間当り労働費



資料: ドイツ連邦統計局 2008年

³ 中央統計局 2009年1月から6月までの全体および国別の取引高

より細かく考察すると、労働原価が低いことは競争的な生産性と結合し、これは一時間の労働時間の価値を示します。競争的な生産性と平均的給料の総額の組み合わせは、ポーランドの直接投資を強調する議論の十分な説明となるでしょう。

次の指標は、労働時間の平均賃金がルーマニアやブルガリアなどの国と比較して適度に発達していることです。労働賃金の急激な高騰は、有用性が不足していることの結果です。そしてこの例は有資格の労働力です。直截投資が長期的視野で行われるため、国の規模をよく観察することが大切です。能力の限界と不足が突然に短期間に起こりうる小国よりも、大国のほうがすべての指標において発展が安定して行われます。ポーランド(人口約4千万人)は、欧州連合新加盟国の中で最大国ということから、実際の経済中心のデータを考慮した場合、むしろ安定であるということが出来ます。

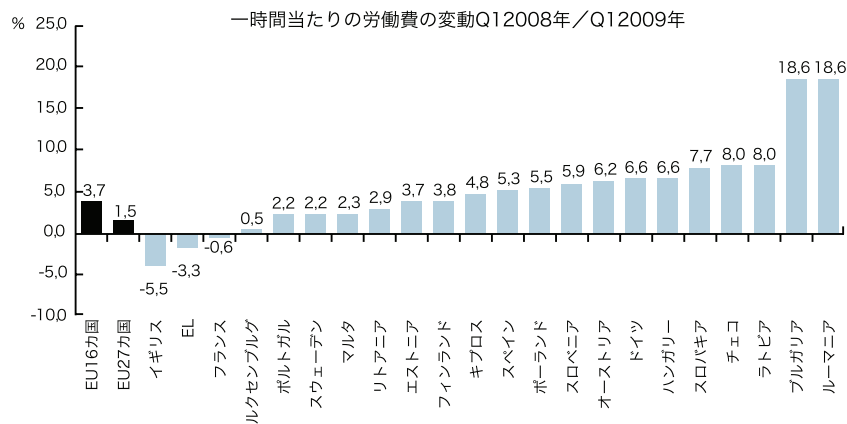
交通費

重要な投資をインフラにするという決定に基づき、ポーランドは高速道の数を増やしてその輸送路を改良します。近い将来には、ポーランドの主な都市は、高速道路で連結されるでしょう(これはあくまで予定です)。さらに、ヨーロッパの高速道路30番は終結し、ベルリンとモスクワを直接つなぐ高速道路として機能するでしょう。

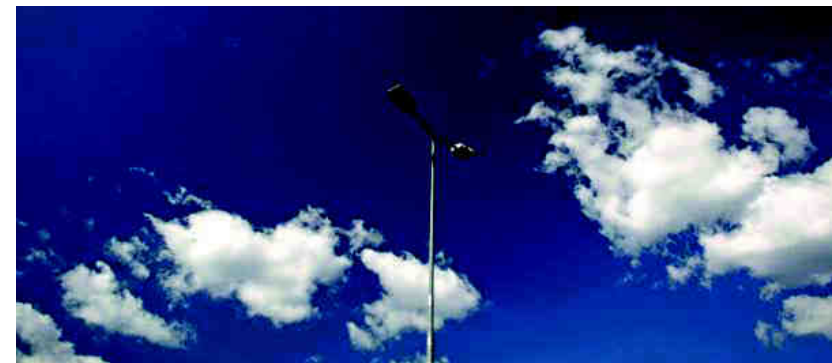
ポーランドがシェンゲン協定の一部になったとき、輸送コストは低下しました。そしてシェンゲン協定国内を自由に短期間で旅行することができるようになりました。現在は、EUに加盟すると同時に自動的にシェンゲン協定国になります。

II.2.3. 観光

ポーランドは中央ヨーロッパのEU新加盟国のなかで最も頻繁に訪れられている国の一つです。ここにはたくさんの自然と文化的資産があり、国内と外国からの観光旅行の発展に役立っ



資料:ドイツ連邦統計局 2009年



ています。バルト海周辺の沿岸地域は特に注目すべき場所です。マズーリ湖地方やタトラ山脈などの地方はきれいな環境と健康にいいミクロ気候です。医療施設と治療を提供する321以上の温泉が75の場所にあり、自然の治療環境としては唯一の場所です。最も大きい温泉はナウェンチュフ、クリニツアズドロイ、アウグストフ、コオプジェク、チェホチネク、ラプカ、デュシニキズドロイです。歴史の背景が最も見られる場所は、クラクフ、ワルシャワ、ヴロツワフ、グダンスク、トルン、オシュヒエンチム(日本語名アウシュビッツ)のほかヴィエリチカの岩塩坑もあります。これらの場所は観光客にとって非常に魅力的で、くつろげて興味をそそる場所です。

観光局は2009年の第1四半期に約1180万人の外国人がポーランドを訪れたと見積もっています。主にドイツやチェコ共和国からの観光客でした。

2009年の第1四半期に得られたこの結果によると、ビジネス旅行は驚くべき増加を見せ、他の目的、例えば観光や他の国への移動などは少し減少していました。ビジネス旅行、観光、家族の社会的イベントは訪れる人の主な訪問目的です。

国別入国者数

国/国が属するグループ	総入国者数(千人)	観光客を含めた数(千人)
計	11 810	2360
EU27カ国	10 310	1700
シェンゲン区域以外の隣国	1360	520
主要な海外国	50	50
アメリカ	30	30
その他の海外国*	20	20
その他の国	90	90

資料:観光研究所 ウェブサイト <http://www.intur.com.pl>

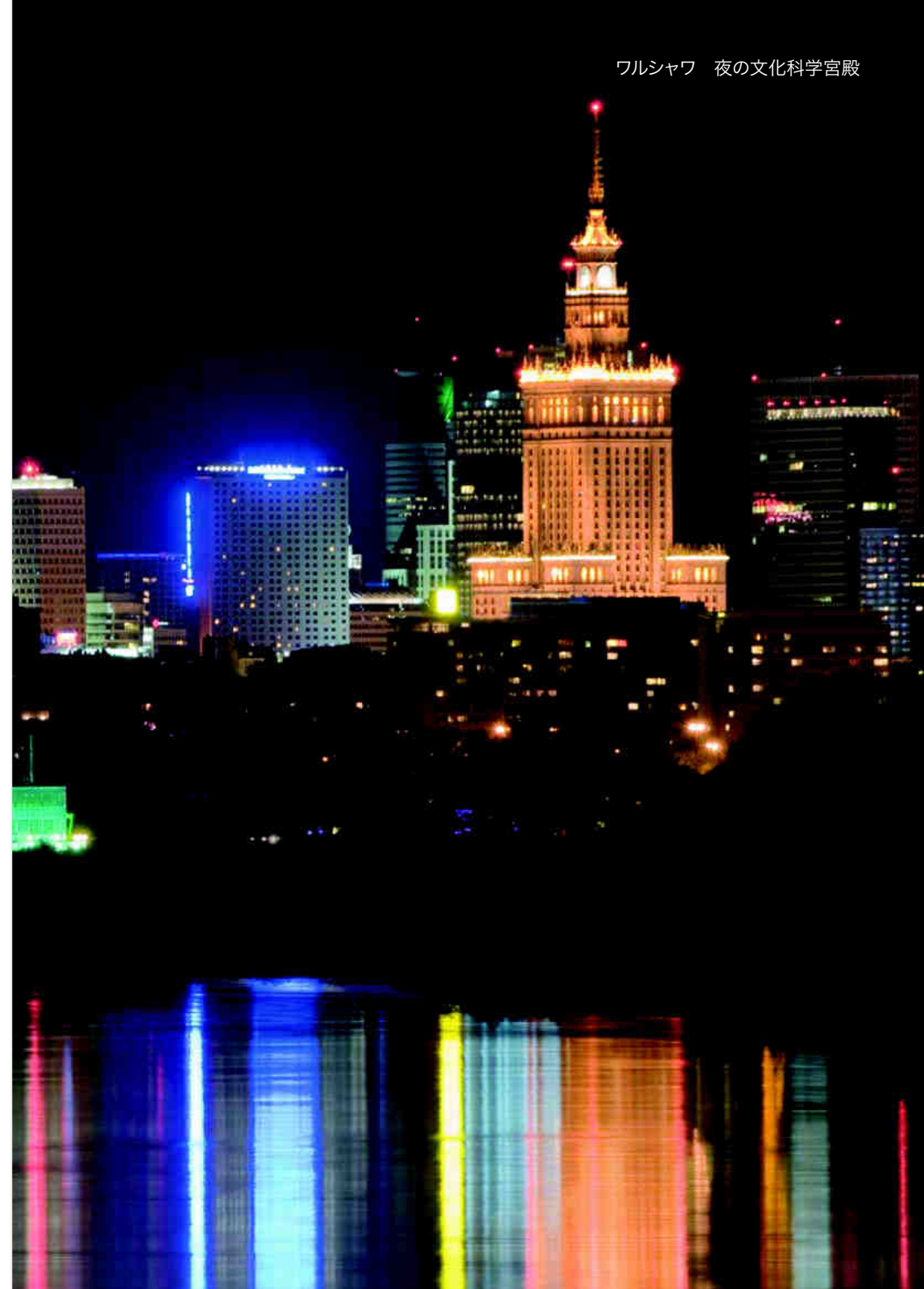
*オーストラリア、日本、カナダ、韓国

目的別入国者数

入国の主な目的 (%)	計	EU諸国	ロシア、ベロルシ ア、ウクライナ	主要な海外国
ビジネス	34	97	44	23
観光	22	85	6	30
訪問	16	44	16	30
ショッピング	7	17	12	2
経由	7	13	13	0
その他の目的	14	43	9	15

資料：観光研究所 ウェブサイト <http://www.intur.com.pl>

ワルシャワ 夜の文化科学宮殿





II.3. 資源と産業集積地

II.3.1. 地理的位置と気候

ポーランドは公式名称をポーランド共和国といい、ヨーロッパの中央に位置するため‘ヨーロッパの心臓部’であると考えられています。その歴史を通して、ポーランドは、その政治的地理的位置関係のおかげでヨーロッパの東西南北をつなぎ、大陸で最も重要な通商路の一つとして利用されました。ポーランドは2004年から欧州連合加盟国で、その東の国境は連合の東の境を構成しています。その国境は1,163kmで、欧州連合で連合外部と接する最も長い国境です（ポーランドの国境全体は3,511kmです）。地理的観点からみると、ポーランドの面積は312,679㎡で、これはヨーロッパで9番目に大きく、欧州連合全体では6番目に当たります。隣接する国々は、西にドイツ、南にチェコ共和国とスロバキア、東にウクライナとベラルーシ、そして、北東にはリトアニアとロシアのカリーニングラードの行政区があります。ポーランドは3月から10月の夏時間への変更期間を除いて、中央ヨーロッパのタイムゾーン（GTM+1時間）に属しています。

ポーランドは、北のバルト海から南のカルパチア山脈まで、全体的に平野で覆われています。平均海拔は173mですが、ポーランドの全面積で、南部国境に沿う土地3%のみが500m以上です。土地には東から西にかけて変化があり、景色は比較的多様化しています。ポーランドは伝統的に5つの地理的地域に区分されます。

バルト海の海岸沿いの平野は低地の地域です。それは、ポーランドの最も穏やかな海岸線で北の国境です。そこには何メートルもの砂浜が続き、沿岸には湖や砂丘、崖などもすべてそろっています。

中央低地から北の地方には、湖の一角があり、そこにはヨーロッパで唯一残存している原生林があります。多くの世紀にわたって、この地方には氷河によって多くの湖と低い丘が形成されました。

実際、フィンランドを除いて、ここほど多くの後氷期の湖が見られる場所はありません。小さい湖はポーランド北部の全地帯に点在しています。そして、ポーランド西部には200kmもの氷河による湖地域が続きます。

最大地域には、中央低地が西から細くつながり北部と南部へ広がり、東部まで至っています。地形は比較的平面で、そこにはいくつかの主要な川が流れています。それは西部ドイツとの国境部に流れているオーデル川（ポーランド語名 Odra）、中央にはポーランドで最長のビストゥラ川が流れ、その長さは1,047kmです。

南部はマウォポルスカ県で、ポーランド高地は南部から中心までつながっています。スデーテンとカルパチア山脈です。スデーテン山地の最高峰はシニエシカ山（ポーランド語名 Śnieżka）（1,602m）です。カルパチア山脈はポーランドで最も高く、そこには絵に描いたような素晴らしい風景があります。ポーランドタトラ山のリシ山（2,499m）がポーランドで最も高い山です。

ポーランドの気候は穏やかで、12月から3月までの冬は比較的寒いです。1月の平均気温はマイナス1度（30°F）から マイナス5度（23°F）ですが、山谷ではマイナス20度（-4°F）まで下がることもあります。夏は6月から8月まで続きますが、通常暖かく、天気がよく冬よりも湿度が低いです。7月の気温は16.5度（62°F）から 19度（66°F）ですが、8月はよく35度（95°F）まで上がることがあります。ポーランド全土の年間平均降雨量は600 mmですが、山間では年間1300 mm振ることもあります。

II.3.2. 天然資源

II.3.2.1. 石炭と亜炭

石炭と亜炭は、ポーランドでのエネルギー生産のための主な原料です。2つの原料の大きな違いは、発熱量と採掘手段です。

石炭は地下鉱山で採掘され、その発熱量はより大きいです。採掘方法そのものはより高価ですが、地上に対する重要な衝撃をまったく引き

起こしません。いわゆる地上の「鉱山損傷」といわれる制限はありますが、鉱山上に建物や道や全都市を造ることは可能です。ポーランドには石炭が採掘される地域は3箇所あります。

■ ドルノシロンスク：パウブジフとノバルダの周辺。ここでは現在は石炭は採掘されていません。この地域は他の産業発展に力を入れており、特別経済区として最大で最良といわれている地域です。

■ グルノシロンスク：伝統的なポーランドの炭鉱（鉄鋼産業も同様）産業地です。約5000m²の炭鉱を採掘することが可能です。主要な炭鉱会社とその作業はカトヴィツェ、ミスオヴィツェ、ドンブロヴァ・グルニチャ、リブニクヤスシェンビエ・ズドロイトとその周辺の都市に位置します。

■ ルブリン県：最も新しい炭鉱地域で、ウェチナの近くのボグダンカがその一つです。多くの将来的展望が期待されています。

石炭のおよそ80%がエネルギー生成のために消費されており、そのうち50%は工場の熱と熱暖房に使用されています。残りは工場と家庭用暖房に使用されています⁴。

亜炭は露天掘りの鉱山で採掘されます。この方法は、環境により重大な影響を及ぼします。それは、物理的に（地面に大きい穴を掘ることにより）景色が変わることもあります。汚染に関してもいえることです。発熱量も石炭よりも非常に低いです。そのため、亜炭は長距離輸送するには及ばず、家庭用にも使用されません。このような要因から、発電所はよく鉱山の近くに建設され、ポーランドにはこのような場所が3箇所あります。

■ トゥルフ：ポーランドの南西端でドイツとチェコ共和国の近くであり、PGE SAにより開発されています。

■ ペウハトゥフ：ウッジの南にあり、PGESAにより採掘されています。

■ コニン：ポズナンの東にあり、ZE PAK SAにより採掘されています。

もう一つ、小さな独立型亜炭鉱山が、ルブシュのシュヒエボジンの近くのシェニヤバという村にあります。これは地下鉱山でしたが、2002年から露天掘りの鉱山になりました。この重要性は非常に低いです。

ポーランドにはまだ採掘されていない亜炭が多く残っています。ドルノシロンスク県のレグニツア周辺に、その最も大きい採掘場があります。現在はここでの採掘を始めるかという議論が持ち上がっていますが、始めることになると、若干の村が消滅することになります。添付の地図に未採掘の亜炭の場所が示されています。紺色は現在採掘されている部分、水色は発見されたもののまだ採掘されていない場所です。その多くは地学的に証明されています。



記号一覧

- 亜炭堆積地（既発見の地質学的堆積地）
- 開発地域
- TURÓW トゥルフ 堆積地と鉱山開発地域

⁴ ポーランド地質学研究所、無煙炭 2009

⁵ 中央統計局 2008年 燃料とエネルギー配給の消費

II.3.2.2. 油とガス

ポーランドの原油と天然ガスの抽出は制限されています。2007年に、ポーランドで抽出された原油の総量は70万トンで、2000万トン輸入されました⁶。天然ガスの場合は、国産の抽出(500万立方メートル以上)は、その需要の約40%しか満たしていません。正確な輸入データは現在入手不可能です⁷。

堆積油は、ゴジュフ・ヴィエルコポルスキの周辺にあります。しかし、油は同様にカルパチアや下カルパチア、また西ポモージェ県などでも抽出されています。バルト海層にある堆積油も使用され、産業においてその重要性が増しつつあります。

天然ガスの堆積は下カルパチア(ヤスロ、クロスノ、ゴルリチェ)、ヴィエルコポルスカ南部(オストルフ・ヴィエルコポルスキ、ヤロチン、コシチャ、グロジスク・ヴィエルコポルスキ、グラ)、ルブシュ(クロスノ・オドジャニスキエ、フスホヴァ)ルブシュと西ポモージェの境界(ミシュリブジュ、スヘルチェ・クライ、ミエンジフド、パラヌフ・コーモストノーペセヴォ(BMB))西ポモージェ海岸(カミエン・ポモルスキ)⁸などで抽出されています。バルト海の油に伴ったガスの堆積もあります。

産業的にも経済的にも天然ガスと油の堆積物が不十分なため、ポーランドはエネルギーの需要

を満たすためにその多くを輸入に頼っています。油とガスの輸入のうち95%の輸入元はロシアからです。ガスのパイプラインが数本、油のパイプラインが一方あり、そのほとんどはヨーロッパ諸国への通過パイプラインです。ロシアからポーランドの通過国はベラルーシとウクライナです。

これらの二つのエネルギー資源の輸入を多角化するいくつかの計画があります。例えばコーカサス又は北欧諸国から新しいパイプラインを構築するか、バルト海の港でガス保管場所を建設するなどの可能性があります。しかし、このような投資は、多国間の問題です。いくつかの経済的制約と政治的緊張のために将来的な情勢の予測は非常に困難です。

II.3.2.3. その他の堆積物

エネルギーの堆積のほかに、金属、化学、岩石の堆積物がポーランドに存在します。すべての金属堆積物は、卑金属の鉱石堆積物をここでは意味しますが、その中でも最も重要なのは銅です。銅はドルノシロンスクのレグニツアとゴジュフの間の地域で、ポーランド大手会社の一つであるKGHM SAにより採掘されています。銅は他の金属例えば、銀やニッケルや鉛とともに地下鉱山で採掘されます。

鉄鉱石も重要です。鉄鉱石はチェンストホバ周辺、シュヒエントクシスキエそしてウェンチナの近くで20世紀にポーランドで採掘されていました。これらの堆積物の品質は非常に劣って

り、1990年代から産業の標準に満たさないものとみなされました。ポーランド北東の国境の近くスヴァルスキエ地方で、チタンとバナジウムを含む新しい鉄鉱石の堆積物が発見されました。しかしこの堆積物は比較的地中深くに存在し(地面下850から2,300メートル)、環境保護地域にあるため、この開発は経済的に可能ではありません。

ポーランドのほかの堆積物は亜鉛と鉛と、それからニッケルです。これらはシロンスクとマウオポルスカの間にあり、オルクシュとフシャヌフの近くで採掘されています。

ニッケル功績はドルノシロンスクのゾンプコヴィツェ・シロンスキエにあり、1983年まで採掘されていましたが、経済的な困難でその後中止されました⁹。

世界でも最も大きい硫黄堆積物の一つは、ポーランドの南東部、スタシュフとタルノブジェグの周辺に主に位置しています。ポーランドは世界中で硫黄の主要な生産国でした。しかし、技術発展により、硫黄は原油とガスの堆積に取って代わ

り、その重要性を失いました。現在、オシエク(スタシュフ)のみで硫黄が採掘されています¹⁰。

他にもポーランドには様々な種類の岩石の堆積物で採掘可能なものがあります。一番広範囲に採掘されているのは、砂とじやりで、これは国内ほとんどの場所で採掘が可能です。他の岩石の堆積物が豊富な地方は以下の通りです。

- スデーテン山地—南の山脈—ポーランドの南西部。ここは、花崗岩、閃長岩、玄武岩、斑岩、クォーツスレート、大理石彫刻と砂岩などの特定岩石の堆積物が非常に豊富です。
- シュヒエントクシスキエ山、ここは砂岩と石灰岩が採掘されます。
- クラクフ—チェンストホヴァ高地—石灰岩
- ルブリン高地、白亜紀の石灰岩と泥灰土
- ニダの周辺、石膏¹¹

ポーランドのその他の堆積物の開拓

資源	層数	堆積物		年間開拓量
		開拓可	産業用	
天然ガス	263	138 bn m ³	73 bn m ³	5 bn m ³
原油	84	23 m tons	14.5 m tons	0.7 m tons

資源	層数	容積		年間開拓量
		地質学的	産業用	
金属堆積物				
銅鉱石	14	1,543 m tons	1,164 m tons	24 m tons
亜鉛と鉛鉱石	21	141 m tons	16 m tons	4 m tons
ニッケル鉱石	4	14 m tons	0	0
化学堆積物				
岩塩	19	84 bn tons	4 bn tons	3 m tons
硫黄	18	520 m tons	31 m tons	857,000 tons

⁶ ポーランド地質学研究所 石油2009年
⁷ ポーランド地質学研究所 天然ガス 2009年
⁸ ポーランド地質学研究所 天然ガスの堆積地 2009年

⁹ ポーランド地質学研究所 ポーランド鉱物源、金属堆積物 2009年
¹⁰ ポーランド地質学研究所 ポーランド鉱物源 硫黄 2009年

II.3.2.4. 収穫と家畜

ポーランドの28.7%以上は森におおわれています。そして、そのほとんどはヨーロッパアカマツから成ります。ポーランドで他にみられる針葉樹は、トウヒとモミです。オーク、樺、ハンノキとブナノキなどの数種類の広葉樹もあります。森は、例えばアカシカ、ノロジカ、イノシシ、キツネ、ウサギなどの動物のための自然の生息地です。ハリネズミや、様々な種類のカエルとカタツムリに遭遇することもよくあります。ポーランドには、他のヨーロッパ諸国には一般的に見られないような種類の動物もいます。これは、ポドラシェ県のピアヴォヴェジャにある古い森林地帯にしか生息しないヨーロッパバイソンなどです。他にも、ピアヴォヴェジャのヒグマ、タトラ山脈とベスキディ山脈に生息する灰色オオカミとユーラシアオオヤマネコ、北ポーランドの大鹿、マゾフシェ県、ボモージェ県、ポドラシェ県に生息するビーバーなどです。他に、スデーテン山地のムフロンヤ、タトラ山脈のなめすなど、いくつかの興味深い動物が山の中で見られます。

ポーランドの草原と湖は多くの様々な鳥の生息地となっています。その中でも、白コウノトリ(世界4分の1にあたるコウノトリはポーランド出身です。そのため、コウノトリは、国の重要なシンボルとマスコットです。)とポーランドの紋章に描かれている白鷺は最も有名な鳥です。いたるところで見られる最も一般的な鳥は、ハトとスズメです。他の鳥としては、カササギ、野ガモ、白鳥とガチョウなどです。マゾフシェ県の湖では人は、鵜、アオサギ、ペリカンとフラミンゴを見ることができます。最も一般的の海岸の鳥はカモメです。ポーランドの農家で飼育されている動物は、牛、ブタ、羊、馬、ヤギ、鶏、カモ、ガチョウとウサギなどです。

料理に使われる魚は、コイ(クリスマスの重要な料理)、ニシン、ザンダー、シタピラメ、マス、サーモン、タイ類の魚、タラ、サバ、カワカマス、スプラットとウナギなどです。



ポーランドでは、農地が土地のおよそ50%を占めているため、食糧生産はポーランドで重要な産業です。最も重要な収穫は、穀物、例えば小麦、ライ麦やトウモロコシ(コーン)などです。他の重要な野菜は、ホップと菜種です。その他に、トマト、キュウリ、キャベツ、レタス、リンゴ、イチゴとプラムなど園芸野菜や果物も産業用の規模で栽培されています。ポーランドの植物栽培期間はおよそ200日です。そして、大部分の果物と野菜は年に一度収穫期を迎えます。ポーランドの気候条件は、バナナやオレンジ、パイナップルなどの熱帯果物に適切ではありません。

森の果物とキノコを収穫することも人気があります。最も人気のある森の果物はコケモモ(ブルーベリー)です。また、最も人気のあるキノコはイグチタケ、湾イグチタケとポーランド語でマシユラクとバプカと呼ばれる食用のきのこなどです。ポーランドの特産物は杏茸です。シャンピニオンは人工的に栽培ができる唯一のキノコの種類で、ポーランドで栽培されています。

II.3.3. エネルギー部門

エネルギー供給と関係がある産業は、2つのグループに分けることができます:

- 電力の生産と供給
- 液体燃料の生産

最初のグループは、すべての発電所と発熱所で構成されます。ポーランドの電力は、ほとんどもっぱら石炭と亜炭から生産されます。電力の約2%のみ自然またはリサイクル源を利用して生産されます¹²。

亜炭発電所は亜炭鉱山に接しています。ポーランドで、またヨーロッパ全体で最も大きい発電所は、ベウハトフにあります。年に最大4,400MW、27-28のTWhのエネルギーが生産されており、この発電所のみでポーランドのエネルギー需要のほぼ20%を満たしています。他の大きな発電所はトゥルフ(ポーランドの南西端に位置)で、2,100MW出力を生産しており、ポーランド国内のエネルギー需要のほぼ10%に達します。その他の10%は、ヴィエルコポルスカ県のコニンの近くに位置する発電所によってまかなわれています。ポントヌーフアダムフーコニ(PAK)として知られているグループは、4つの発電所からなり、合同でほぼ2,300MW出力を生産しています。上述のすべての発電所は、近くに位置する鉱山から亜炭を燃料としています。

様々な種類の石炭によって供給される火力発電所は、大部分はシロンスク地方の石炭採掘場にあります。これらで最大のものは、以下の発電所です:

- リブニク発電所(1,775 MW 出力),
- ヤボジノ発電所(1,345 MW 出力),
- ワジスカ発電所(1,155 MW 出力),

- シエルシャ発電所(800 MW 出力)

シロンスク以外の最大の石炭による火力発電所は、以下の通りです:

- コジエニチ火力発電所、マゾフシェ南部に位置、ヴィストゥラ川に面する。2,800 MW出力。この発電所はポーランドで第2番目に大きく、非亜炭発電所としては最大である。

- ポヴァニエツ火力発電所、シフェントクスカ南東に位置、ヴィストゥラ川に面する。1,800 MW出力。

- ドルナオドラグループ火力発電所、ノヴェ、チャルノヴォとシチェチンに位置する3つの発電所グループ。オドラ川に面する。全体として出力は約2,000 MW。

- オブレ発電所、オブレの近くのプジェジエに位置する。オドラ川に面する。1,500 MW出力。1993年から1997年に建設されたこの比較的新しい発電所は近年規模拡大の予定です。

上記例以外にも、ほとんどすべての大都市には、いわゆる熱-火力発電所があり、同様の技術と燃料(石炭)を使用しますが、発電よりも発熱を主に行っています。このような発電所は、主に産業用及び都市のセントラルヒーティングシステムに熱を供給したり、一部の電力を周辺に移送したりしています。

ポーランドにはいくつかの水力発電所があります。最も重要な発電所はソリナ(サン川に面する)とヴロツワヴェク(ビスラ川に面する)にあります。ポーランドにはいくつかの hidroポンプ保管発電所もあります。それは実際的には動力アキュムレーターです。これらで最大のものは、

¹¹ . ポーランド地質学研究所 鉱物源、岩床 2009年

¹² . 中央統計局 ポーランド統計年鑑手引き、電気バランス表2008年

ジャルノヴィエツ(700MW)とポロンスカ(500MW)です。

風力は現在のところほとんど重要性を持ちませんが、新しい風力タービンが、西ポモージェのヴォリンなどポーランドのあらゆる地域に建設されています。その上、伝統的な発電所のいくつかは、将来的にバイオマスによって動くようになるかもしれません。

現在ポーランドには原子力発電所がありません。1980年代には、原子力発電所の建設はジャルノヴィエツで始まりました。しかし、建設は結局延期されて、1990年代の初めに最終的に中止にいたりしました。2005年以降、ポーランド政府は、将来少なくとも原子力発電所を一棟建設するというアウトラインを出しました。これらの計画は、2030年までのポーランドのエネルギー戦略についての発表の際、2009年に正式に公表されました。原子力の導入は、この戦略のポイントの1つでした。現在のところ、場所やその他の詳細はまだ決定していませんが、投資は2020年までに終了しなければなりません。

ポーランドの流体燃料の生産は、以下の2つの石油化学会社に属している精油所で行われます：

- PKN ORLEN(ベカエヌ・オルレン)ポーランド最大の会社
ブオツクとチェビニアとイエドリチェの精油所を所有。
- LOTOS(ロトス)グダンスクを拠点とする。
グダンスク、ゴルリチェ、ヤ?とチェホヴィエツ、ジェジチェの精油所を所有。

これらの精油所で使用される原油は、大部分はロシアから輸入されます

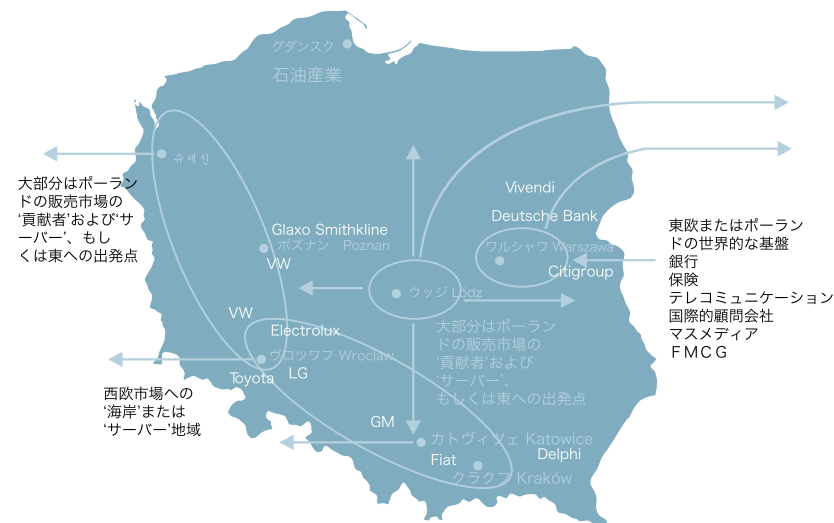
II.3.4. 産業集積地

ポーランドの工業は、2本の主な柱に基づきます。1つ目は、ポスト共産主義を生き残り新しい活動の形式に適していった伝統工業です。第2の柱は、全世界の外国人活動家がグリーンフィールド投資として大規模な初期投資をしたことによって新しく興った工業集団です。これらの全世界の外国人活動家は、新しい供給元の注目を引きつけ、新しい生産条件に適応するために既存のポーランド会社の開発を手助けしました。ここでは、経済特別区の創設は、新しい近代産業の開発を決定した大きな一面でした。

特に中小企業にとって、発展中の工業集団が成長する規模はとても重要となりました。それは地方市場にとってだけでなく、同様にSMEがローカルコスト競争力で世界的に届くということも可能となりました。

産業集積地が労働市場間で特別なノウハウをもつ地域を形成します。それは直接投資をする会社にとっては利点で、規定の品質の範囲内で目標量に達するために必要な時間に対する大きい影響をもたらしました。グラフは、各県の工業集団とともに、世界的な売却市場への方向で、ポーランドにおける特定種類の発展中の工業集団を表しています。

ポーランドの工業集団の発展



共産主義時代、ポーランドは鉱業、冶金学、機械建設、造船と武器セクターを含む多くの重工業に力を入れました。しかし1980年代後期の政治的社会的転換の後、この種の産業はすでに政府からの支援を得なくなり、その雇用の性質を変えて減らす必要がありました。このことによりポーランドで新産業を確立する可能性をつくることになり、対外投資への道を開きました。

現在、産業界はポーランドの雇用の約29%をしめます。最も有名な産業は以下の通りです。

- 自動車産業: Fiat フィアット (ティビ)、Opelオペル (以前のGM、グリビチェ)、Volkswagenフォルクスワーゲン(ボズナン)、GM DAT (以前の韓国の大宇、ワルシャワ) 以上自動車製造、そして

Volvo ボルボ(ヴロツワフ)、Solarisソラリス (ボズナン)、MANマン (ボズナン) 以上バス製造。同様に 工場及び顧客のための部品製造を行う供給元もあります。その他のポーランドの外資系産業はGM Fiat ジーエムフィアット、Isuzuいすず、Volkswagenフォルクスワーゲン、そして Toyotaトヨタ、以上エンジン及びギアボックス製造。

- 家庭用器具: ポーランドに工場を持つ主要な外資系産業 Whirlpoolウィルプール(ヴロツワフ)、Electroluxエレクトロルクス(シロンスク及びドルノシロンスクに数箇所)、Boschボッシュと Siemens シーメンス(ウッジ) およびIndesitインデシット(ウッジ)。

¹³ . 経済省、<http://www.mg.gov.pl>、2030年までのポーランドのエネルギー戦略

県別の工業集団

県	産業分野
ドルノシロンスク	ハイテク、自動車機械産業
クヤーヴィ・ポモージェ	化学、ハイテク、機械と食品産業
ルブリン	機械と食品産業、BPO、ロジスティック、観光
ルプスコ	材木、食品、電気産業
ウッジ	BPO、家庭用品、ロジスティック
マウオポルスカ	化学産業、BPO、観光、ハイテク
マゾフシェ	食品と建設業、化学産業
オポーレ	食品と建設業、化学産業
下カルパチア	アークラフト産業
ポドラシェ	食品と機械産業、観光
ポモージェ	観光、ハイテク、水経済
シロンスク	観光、BPO、自動車産業
シフェントクシスカ	鉄鋼と建設業、健康とリハビリテーションセクター
ヴァルミア・マズーリ	観光、材木と食品産業、代替エネルギー
ヴィエルコポルスカ	自動車産業、ロジスティック、BPO
西ポモージェ	ロジスティック、食品と材木産業、BPO

■ 食品産業: 多種にわたり、その多くがポーランド企業、様々な種類の肉、野菜、果物製品、飲料。Nestleネスレ、Cadbury'sキャドベリー、Masterfoods マスターフードおよびUnileverユニレバーなどの 外資系企業も存在します。

■ 電気機器: テレビがもっとも顕著。LGエルジー、Toshiba東芝、ThomsonトムソンとSharpシャープなどがあり ポーランドはテレビ製造の王国です。ヨーロッパのテレビの3分の1はポーランド製です。

■ 化粧品: Avonエイボン、Beiersdorfベイヤスドルフ、Procter&Gambleプロクター&ガムブルその他

■ その他の消費財: Goodyearグッドイヤー Michelinミシュラン Bridgestoneブリヂストン

■ 石油化学製品: PKN Orlen ペカエヌオルレンはポーランド最大の会社。LOTOSロトス and PGNiG ペジエヌイジはそれに続く大手会社。

■ その他: 航空及び鉄道、建設産業、織物、陶器、家具、コミュニケーションとITテクノロジー これらはポーランドの代表的な産業です。

伝統産業も同様に存在します。シロンスクでは石炭盆地、ドルノシロンスクでは銅採掘など、鉱業はその地方に集中しています。シロンスクにはいくつかの製鉄所もあります。造船の将来は不確かです。ポーランドの造船所はポーランド政府から受けた公的援助の返済をするために2008年末に破産しました。

建設業もかなり堅調で、2005年から2007年にブームがきましたが、マイホーム危機によりそれは2007年末に終わりました。最も洗練された建設及びデザイン会社は、その多くがワルシャワとシロンスクに位置しますが、西欧の会社とコンソーシアムを始めています。ポーランドはUEFA欧州選手権のホストを務めるため、主要な公共または民間企業の建設プロジェクトが現在進行しています。





II.4. 労働市場

II.4.1.教育

II.4.1.1. 教育システム

ポーランドの教育システムは、特に都市でよく発達しています。国立の学校と大学は比較的安定している一方、私立の教育機関は市場需要に応じて増加しています。

就学前の教育は、ポーランドの教育制度の正式な一部です。3から6才の子供たちが通うことができる国立幼稚園の組織は定着しています。6才以下の正規の学校教育は義務教育ではありませんが、現在、大部分は都市で、国民の幼児のおよそ60%は幼稚園に通っています。就学前の教育において、3才から5歳の子供たちは、そこでコミュニケーション能力と社会的技能を習得するので、彼らはどんな状況にでも対処することができますようになります。初等教育前の機関は、主に子供たちの学校教育の準備をします。

2004年から1年間の予備教育(0等級、ポーランド語名 *zerówka*)が、幼稚園や保育所で6歳の子供たちを対象に義務付けられました。国民教育省の教育改革によると、就学年齢は1歳早められる予定です。2011年から2012年

の就学年度までに、6歳の子供たちは小学校に通うことができるようになりますが、2012年から2013年の就学年度からは、これは義務になるでしょう。同様に、3歳から5歳までの幼稚園の教育は2011年から義務になります。

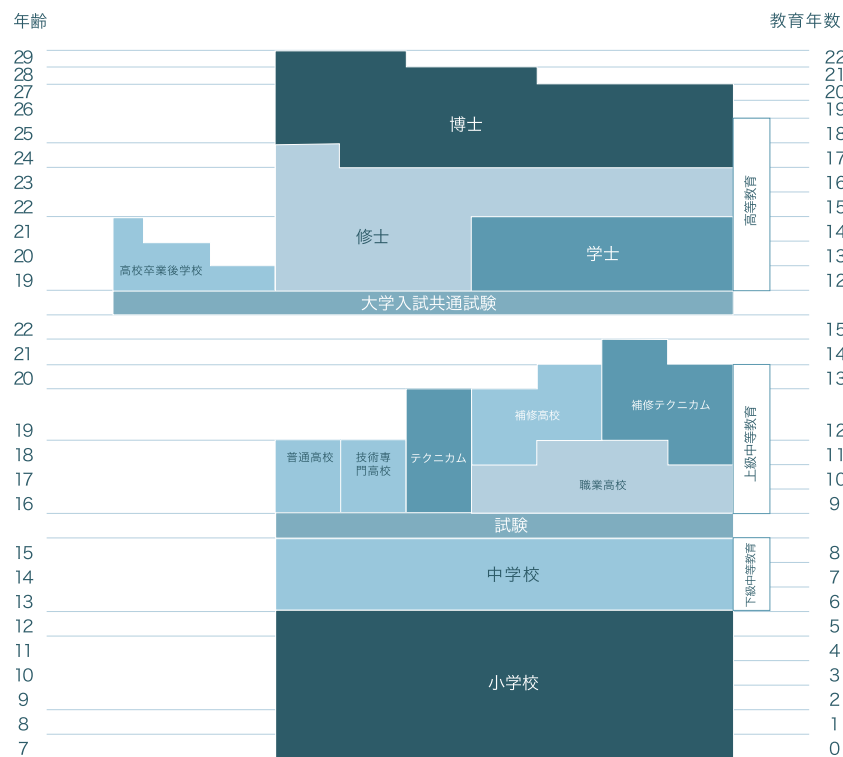
■ 全時間制義務教育

ポーランドの全時間制の義務教育は、上記の0等級の教育、初等教育の6年と中等教育の3年の10年です。小学校への入学許可は年齢に基づきます。初等学校教育は、次の2つの段階に分けられます：

1. 第1段階 - 1年生から3年生で、初等教育前の教育から学校教育へのスムーズな移行のための統合した教育です。

2. 第2段階 - 4年生から6年生で、9月から6月までで2つの学期に分けられます。月曜日から金曜日まで、生徒は1週間5日小学校に通います。

ポーランドの教育システム



生徒は各科目において別個に評価されます。これは完全に教師による評価です。もし生徒が学期、もしくは年間の教師の評価が低すぎると感じたときは、それを実証するための試験を受けることができます。各学年の終了証明書は、転校(または引越)をするときに必要です。

中学校への入学の必要条件是、小学校修了証書と卒業証書です。2002年に、形式的に標準化された小学校卒業試験が、小学校教育終了時の

子供達に初めて行われました。テストは、国内規模で比較されます。

中学校3年目に、生徒はもう一つの義務的な試験を受けます。この試験は形式的で、標準化されており、人文科学と科学分野の子供の能力、技術と知識を審査するようになっています。2009年から、外国語能力も加わります。

■ 上級中等教育と中等教育後の教育

この段階の子供の教育は、16歳から18歳、または19歳から20歳を対象とします。中学校を無事卒業した生徒は、次の学校のどちらかのタイプを選ぶことができます：

一般的な中等教育- 普通高校(ポーランド語名liceum) (3年)は、一般的な上級中等教育で、終了すると高等教育入学に必要である最終的な卒業試験(ポーランド語名matura)を受験します。

専修中等教育- 技術専門高校(ポーランド語名liceum profilowane) (3年間)で、専門的な分野(例えば経済、電気、ファッションデザインなど)において上級中等教育を与えるため、一般的な中等教育とは異なります。

技術的中等教育 - テクニカム(ポーランド語名technikum) (4年)は、技術的職業的な中等教育を行います。それも、最終的な大学入試共通試験(matura)を受けることができます。

基本的な職業学校 - (ポーランド語名szkoła zasadnicza)卒業生は商業高校もしくは補助高校に行くことができます。

補修一般中等教育 - 補修高校(ポーランド語名liceum uzupełniające) (2年)、基礎職業学校の卒業生に一般中等教育と卒業試験を提供します。

補修テクニカム中等教育 - 補修テクニカム(ポーランド語名technikum uzupełniające) (3年)、基礎職業学校の卒業生を対象に、卒業試験の準備にそなえて職業高等学校の教育を提供します。

中学校補修中等教育 - 高校卒業後学校(ポーランド語szkoła policealna) (最高2年半) 中等教育の人々で、受験をして職業資格修了証書を得たい人々が通います。

高校卒業者は高等教育を受けたい場合、高校卒業試験に合格しなければいけません。この試験は、外部の地方試験委員会により評価される

筆記試験と、学校の教師により評価される口答試験により構成されます。

ポーランドで義務教育を受ける外国人の子供たちは、ポーランドの生徒と同じ条件で、公立の小学校と中学校に通うことができます。これは高校にもあてはまりますが、それが無料か有料かは、生徒とその両親の滞在についての法的根拠によります。また、主要都市に多くの私立インターナショナルスクールがあり(付録2参照)、外国の子供たちのために英語かまたは他の言語で十分な教育をうけることができます。すべての学校はポーランドの国家制度の必要条件を満たすことを要求されます。さらに国際バカロレアプログラムを提供する学校もあります。ニカ国語学校に通うことは子供たちが新しい居住地に慣れるために役立ち、居住地と他国の言語と文化を学ぶことができます。

■ 高等教育

ポーランドには数種類の高等教育と教育プログラムがあります：

専門的高等教育 - 職業大学、ポーランド語名wyższe studia zawodowe(3から4年)、卒業生は職業資格(工業、農業または商業の分野)を得ます。これは、ポーランドの学士号に相当します。

修士教育-ポーランド語名 studia magisterskie(5から6年)、卒業生は修士号、またはその学問分野によりポーランドの修士号と同等に扱われる学位を取得します。

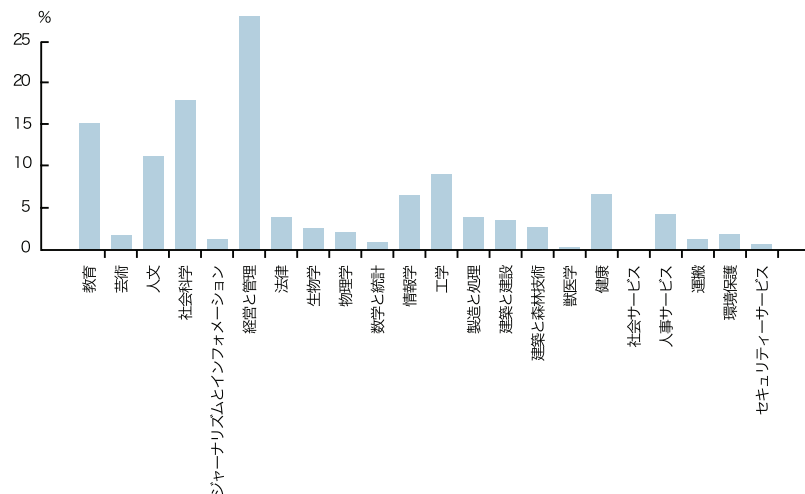
大学卒業後の修士研究 - ポーランド語名 uzupełniające studia magisterskie(2から2.5年)卒業生のための専門的でより高等な学業で、修士号を取得することができます。

大学卒業後の研究 -ポーランド語名 studia podyplomowe(1から2年)さまざまな高等教育機関の卒業生のための学問です。

ポーランドには2種類の高等教育機関があります。一つ目は大学で、これは人文科学、科学、医学、経済学、芸術、教育学、軍事に関する学問を専攻できます。二つ目は、職業タイプで、これは特定の専門分野に関して、学生に職業に就く準備をさせる機関です。

間または学外コースをとりました。2005年から2006年の卒業生が39万4千人だったのに対し、2006年から2007年の卒業生は41万人と卒業生は増加しています。

2007/2008年の教育専門分野



資料：中央統計局、2008年

高等教育は、全日制、夜間、学外公開コースと学外コースの機関があります。基本的な制度は、全日制です。

EU統計局によると、ポーランドはイギリス、ドイツ、フランスについて4番目に第三次教育を受ける人数が多い国です。2007から2008年の就学年齢には、193万人が高等教育又は第三次教育施設で勉強しました。そのうち56.43%は女性でした。学生の間で最も人気のある学部は、商学部と経営学部でした。これらのうち、48.5%の学生は全日制で勉強し、51.5%は夜

高等教育で最大の機関は、ワルシャワ、クラクフ、ヴロツワフ、ポズナニ、ウッジ、ルブリン、グダンスク、カトヴィツェにあります。全体で、ポーランドには455の高等教育機関があり、その29%は国立です。うちわけは、大学が18校、技術的な大学が17校、医学アカデミーが11校、農業アカデミーが6校と経済学アカデミーが5校あります。

外国語専攻の学生と留学生を除いて、全学生の45.2%が大学で外国語コースをとっています。特に商学部の学生は積極的にその多くが複数の外国語を勉強しています。

■ 学位

高等教育機関の多くは博士課程（3から4年）を設置しています。博士課程の候補者は修士号もしくはそれと同等の学位を持っていないといけません。外国人の場合はポーランドの修士号を取得するか、もしくは外国で取得した修士号が法的にポーランドの修士号と同等であることを証明しなければいけません。博士課程として各自の学問を続ける以下の学位を取得できません。

博士－3から4年の研究を経て、命題委員会の前で博士論文について弁論し、博士課程の試験に合格した候補者に与えられます。

大学教授の資格付き博士－これは博士号をもつ候補が重要な学業成績があり、論文を提出し、手続きを完了した場合に与えられます。

教授－最も高い学位で、学術議会から嘆願書を受け、中央委員会の決定があった後、ポーランド共和国大統領によって与えられます。

II.4.1.2. 特別教育

ポーランドの法律は、すべての国民の教育を保証します。これはポーランドの教育制度が、国立教育スポーツ省の監視のもと、身体に障害を持つ子供と若者の教育を保障していることを意味します。彼らは一般の学校、統合的な学校、そして養護学校で教育を受けることができます。

同省によると、ポーランドの生徒の3%は、障害を持っています。障害をもつ生徒は以下の機関に通うことができます：

- 公共特別教育機関（小学校、中学校、基礎職業学校、職業高校、一般の高校、高校以後の学校）
- 一般的な学校への統合は、管轄当局や保護者から肯定的な評価を受けています。

II.4.1.3. 教師

教師は高等教育資格を取得しなければいけません、教育レベルによりそのタイプは異なります。

幼稚園の先生は、小学校の最初の3年間を受け持つ教師と同等の責任があります。先生は少なくとも学士号を取得していることを要求されます。教師は教師養成大学で初歩トレーニングを受けることができ、終了時には学士号や修了証書が与えられます。このレベルの先生の多くは高等教育を卒業し大学またはより高等な教育機関（教育アカデミー）を終了しています。

第二のレベルで、3年の中学校で雇用される教師は、最低でも、有資格者であることを証明する学士号を取得していなければいけません。

高等学校の学校教師は、大学を終了し修士号または同等の資格を取得していなければいけません。

専門的な訓練は全3レベルの教育が必要です。教師は2つの科目の専門家でなければならず、コンピュータの技術と少なくとも外国語1ヶ国語を話さなければなりません。

教師国連憲章に従って、教師は以下の専門的な昇級の等級を得ることができます：

- 訓練中の教師
- 契約教師
- 指定教師
- 公認教師

専門的に優れた業績をもつ公認教師は、さらに教育教授の名誉職のタイトルを与えられます。

II.4.1.4. 科学と研究開発

ポーランドには、科学的な発展に対して責任をもつ重要な機関が二つあります：国立科学研究委員会（ポーランド語名Komitet Badań Naukowych, KBN）とポーランド科学アカデミー（Polska Akademia Nauk, PAN）です。KBNは政府機関でポーランド議会によって設立されました。これは、科学と技術の分野において国家政策の最高権力機関です。それはまた'典型的な'科学技術省の役割を持ち、国の科学的な方針のガイドラインを提示し、科学及び研究機関に与えられる予算案を提出し、科学と研究

機関に資金提供を行います。KBNは科学相大臣を筆頭に運営されます。

PANは、団体により選択された主要な学者と研究機関により行われる学会として機能する国家の科学的機関です。PANはその委員会を通じて運営され、主要な科学的諮問機関となりました。研究センターとしてのPANは、近年79の研究機関（学会、研究センター、研究施設、植物園、その他の研究機関）と補助的な科学機関（記録保管所、図書館、博物館と外国のPAN施設）からなります。その中でも特別な部分は委員会で、107の委員会のネットワークはポーランドの研究者の代表から成り立っています。各科学委員会は、ポーランドの学者の集積を目的に、科学的な規律をもち自治的な活動を行っています。

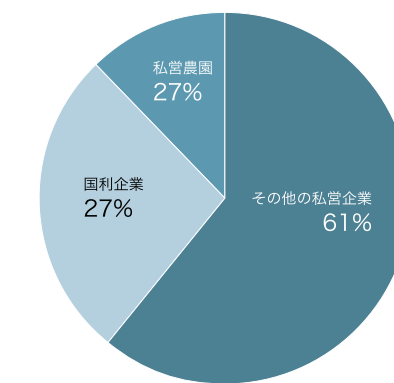
グーグルGoogle、ユニリーバUnilever、シーメンスSiemens、モトローラMotorolaなどの外国投資家40以上の研究開発センターがポーランドに開設されました。これは、ポーランドの研究開発費が低価であること、研究開発に携わる大学、研究センターに有能性があること、政府研究開発誘引と同様に顧客へのアクセスが身近であるためです。通常、ポーランドには200以上の研究開発センターがあり（約9万8千人が雇用）、ポーランド科学アカデミー、独自で専門的な研究センターや支持エージェンシーもその一つです。研究開発部門の生徒や労働者数を見ると、ポーランドにおけるこの分野の可能性は非常に期待できるものです。

II.4.2. 人的資源

II.4.2.1 雇用と労働力

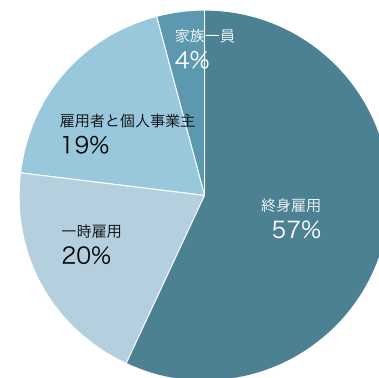
2009年第1四半期に、ポーランドの雇用者数は1,570万人でした。この数は2008年の第4四半期と比べるとわずかに低いですが、2008年の初頭に比べると高いです。経済部門別にみると、農業が13.2%、産業が31.3%、サービス業が55.5%です。2008年の数字と比較すると、農業と産業が減少する一方、サービス業の就職率が増加しました。

所有タイプ別雇用



資料：中央統計局、労働市場の四半期情報、第一四半期 2009年

所有タイプ別雇用



平均労働時間は週39.7時間で、2007年と2008年第一四半期はそれよりわずかに低かったです。

全体的な活動率は54.5%、つまり、15歳から64歳までのポーランド人のうちの54.5%が経済的に活動していることを意味します。これは労働者（50%）と失業者（4.5%）も含まれます。残りの45.5%は経済的に受動的な立場にあります。それらのほとんどは教育または更なる技術を得ている人、病気又は障害がある人、家庭の事情があって仕事ができない人、また年金生活を送っている人などです。活動率は教育レベルによって、大きく異なります。第3次教育を受けた人々の活動率は81.5ですが、職業的教育を受けた人は66.2（第二次職業的教育）、64.3（基本的な教育）でした。活動率が最も低かったのは基礎教育を受けた人々（19.5）で、普通第2次教育を受けた人48.2に次ぐ比率です。

分野別雇用

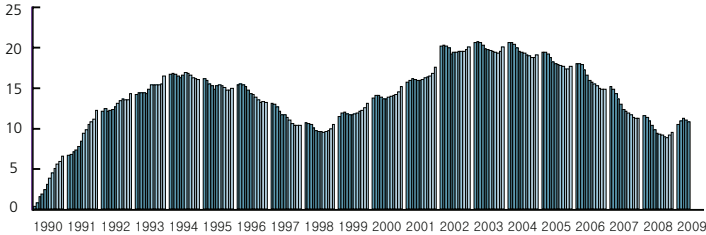
分野	2002	2005	2006	2007
計	千人: 1,000円			
計	12850,7			
農業、狩猟、林業	2161,1	2138,9	2140,6	2140,4
農業のみ	2109,0	2092,8	2092,9	2092,3
漁業	6,3	4,9	4,6	4,4
工業	2887,9	2912,1	3003,4	3106,8
鉱業と採石	200,9	185,1	181,4	179,1
製造	2440,8	2508,7	2605,5	2712,8
電気ガス水道供給	238,1	218,3	216,5	
建設	676,6	622,9	690,9	724,5
貿易と修理	1988,0	2058,8	2082,9	2161,8
ホテルとレストラン	210,9	219,4	228,7	235,4
運搬、保管、交通機関	724,7	699,9	738,7	758,5
財政的仲介者	290	295,4	308,5	234,0
不動産、賃貸、ビジネス活動	897,1	950,4	1004,1	1056,9
行政、防衛、強制社会保障	383,8	872,0	881,0	895,7
教育	894,6	1026,3	1026,7	1026,4
保健社会活動	851,7	706,8	715,4	720,5
その他の交通機関、社会及び人的サービス活動	365,6	382,9	394,5	398,3

資料:中央統計局 2009年分野別被雇用者

II.4.2.2 失業

2009年5月の時点で登録された失業率は10.8%でした¹⁴。下記のグラフは1990年から月ごとの比率を表しています。これを見て分かるように季節的に比率が高くなるのは冬です。これは建設業と農業が季節間で仕事の格差があるからです。

1990-2009年月別失業率

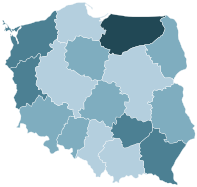


資料:中央統計局 2009年失業率

失業率は地方によっても異なります。5月に最も失業率が低かったのはヴィエルコポルスカ県(7.9%)、マゾフシェ県(8.2%)、シロンスク県(8.4%)、マウォポルスカ県(14.4%)でした。失業率が高かったのはヴァルミア・マズール県

(18.1%)、クヤーヴィ・ポモージェ県(14.6%)、西ポモージェ県(14.5%)、ルブスコ県(14.4%)でした。以下の地図は各県の失業率を表しています。

ポーランド県別失業率



記号一覧

ポーランドー10.8%

- 7,9-10,5
- 10,6-13,1
- 13,2-15,7
- 15,8-18,1

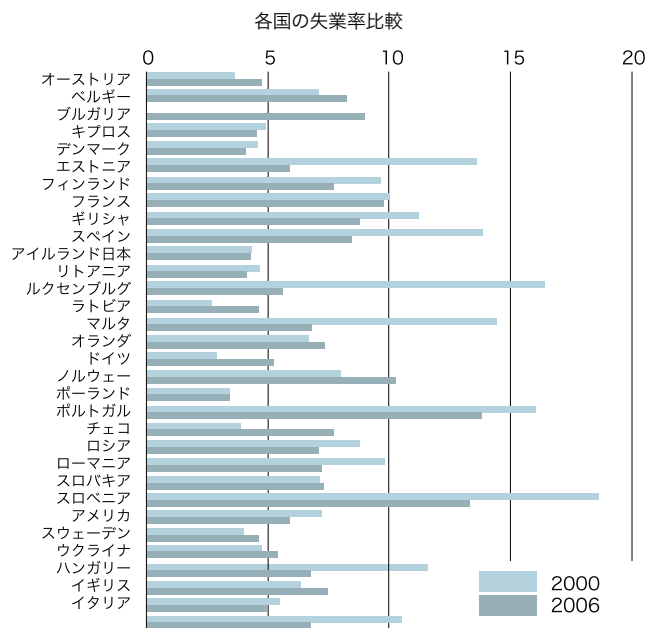
資料:中央統計局 ポーランド失業率月別情報 2009年5月

¹⁴.中央統計局 月別マクロ経済指標

失業率は各地方内部でも異なります。比率が低いのはいつも大都市です。ヴィエルコポルスカ県のポズナニ市(2.3%)、マゾフシェ県のワルシャワ市(2.3%)、シロンスク県のカトヴィツェ市(2.5%)、マウォポルスカ県のクラクフ(3.6%)、そしてポモージェ県のグダンスク市(3.5%)、そしてドルノシロンスク県のヴロツワフ市(4.4%)です。一方、地方の失業率は増加しています。失業率が最も低かったヴィエルコポルスカ県には、失業率が18%以上の地区(ズオトゥフ)があり、その他にも失業率が15%のところがあります。マゾフシェ県においては、小地区は失業率が21%にまで上がります。その中でも一つの地

区は30%です。ドルノシロンスク県は失業率が11.9%で、ポーランドの平均値よりもわずかに上回りますが、失業率が約20%の地区が多く存在します¹⁵。

添付のグラフはポーランドの失業率と他国との比較を表しています(2006年のデータに基づく)。ヨーロッパ諸国のなかではスロバキアがポーランドとほとんど同様なものを除いて、ポーランドの失業率はかなり高いということがわかります。しかしながら、失業者数と失業率は大きく変化しています。これは2008年第4四半期からはじまった世界的経済不況によります。



資料:中央統計局 ポーランドの統計年鑑手引き ワルシャワ2008年

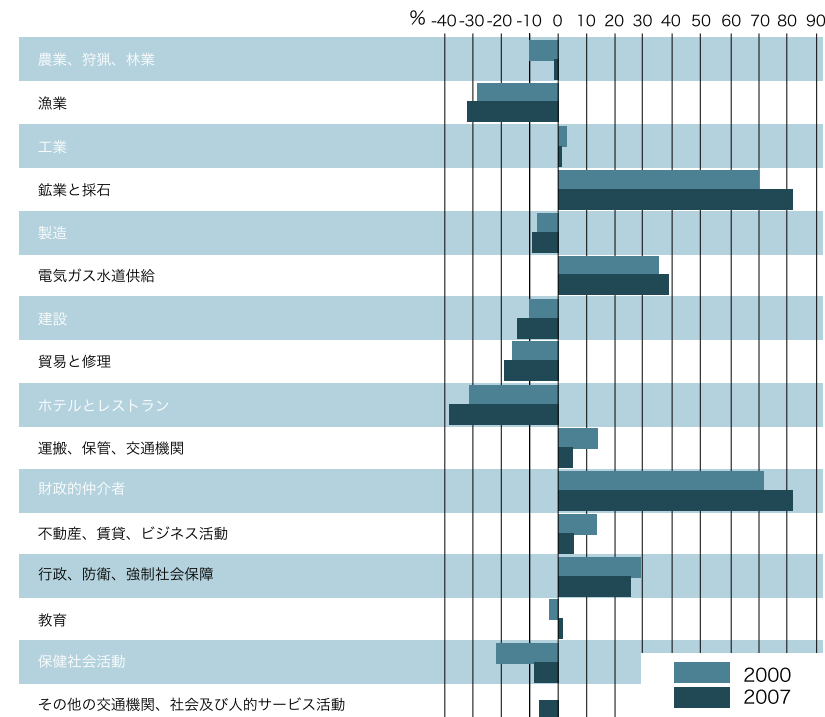
¹⁵.中央統計局 県、小区域と都市別失業者と失業率 2009年

II.4.2.3 給料

2009年5月の企業部門内の平均給料は3,193ズオティ90グロシェでした(2009年5月のルート1ドル3.2337ズオティで計算した場合987.69ドルにあたります)¹⁶。この平均値は国家平均値よりも少し高めです(例2008年

第4四半期の企業部門の3,144ズオティで、国家平均は3,098ズオティでした)。2002年から2006年の調査期間で、ポーランドの平均給料は年に3から5%上がりました。2007年から2008年には年間の増加率は8から11%¹⁷でした。しかし、これは経済不況が始まったところから伸びなやんでいます。2009年5月の伸びは前年比4%以下でした。

国民経済の平均賃金と給料と月別層賃金と給料との比較偏差



資料:中央統計局 ポーランド年鑑手引き ワルシャワ2008年

¹⁶. 中央統計局 企業部門における平均月収総賃金と給料 2009年5月

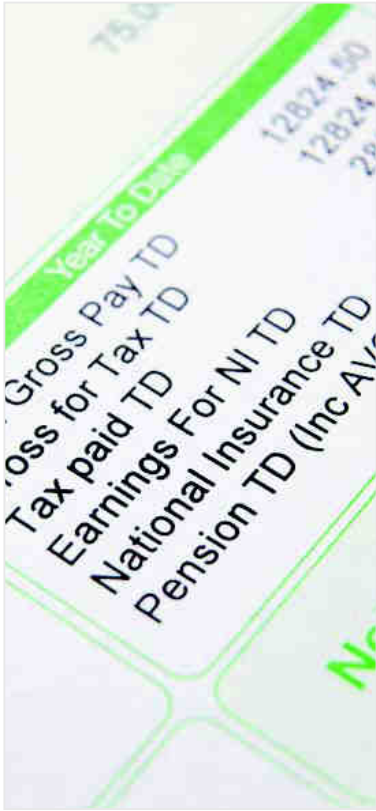
¹⁷. 中央統計局 国内経済における雇用、賃金と給料 2008年

この図は世論調査に基づく市場調査をしている人事コンサルティングカンパニーより提供されました。5,5000人が参加した2008年の調査では、平均給料は3,800ズオティ、そのうち男性は4,500ズオティ、女性は3,159ズオティでした。この平均値はポーランドの投資家(2,600ズオティ)よりも外資系ではより高い(4,200ズオティ)です。下の表は調査の結果、5部門で平均給料が最も高い部門と最も低い部門を示しています。

最高賃金と最低賃金の平均値

産業分野	平均賃金ズオティ
テレコミュニケーション	5500
IT	5100
保健	4950
銀行	4900
力と熱産業	4500

産業分野	平均賃金ズオティ
農業	3000
公的分野	2900
保健サービス	2800
教育、学校	2522
文化と芸術	2500



グダンスク 市役所とネプチューン像





II.5.ファイナンシャルセンター

II.5.1. 銀行と財政機関

ポーランドの銀行システムは以下の3つの柱により成り立っています。

- I. 中央銀行(ポーランドの国立銀行 - NBP)
- II. 商業銀行
- III. 貯蓄貸付組合

2006年7月21日付けの金融市場管理に関する法律により、2008年1月1日から銀行業務監督はポーランド財務管理局(PFSA)によって行われています。

財務および銀行業務監督の合併は、ポーランドの金融市場の発展、多国籍金融グループとクロスセクター金融商品の重要性増加に基づく実地的な決定でした。

2008年1月1日以前に、銀行管理委員会により行われていた銀行業務監督は、銀行の保証金の安全性を確実にするため制限がありました。PFSAの狙いは、より広範囲において、金融市場の定期的な活動(安定性、安全性と明白さ)を確実にするための対策の実行です。クレームなどの消費者問題、財政的教育と取引に関する最良の法律などは、特に2008年1月1日以前に重要視されていませんでした。

PFSA は内閣総理大臣により監督されています。

II.5.1.1. ポーランド中央銀行

中央銀行(ポーランドの国立銀行 - NBP)は、ポーランド共和国の中央銀行です。その任務は、ポーランド共和国憲法とポーランド国立銀行法および銀行法に明記されています。NBPの基本的な活動目的は価格安定性を維持することです。NBPの活動で最も重要な分野は、以下の通りです。

- 通貨政策
- 通貨発行
- 支払いシステム開発

- 公的準備金の管理
- 教育と情報
- 国庫奉仕

NBPの経営陣機関は、NBP総裁、通貨政策会議とNBP管理委員会です。通貨政策会議は通貨政策の基盤をしき、金利を設定し、商業銀行のための義務的準備金の金額を定めます。管理委員会は、NBPの活動を監督します。その基本的な任務は、通貨政策会議の決議の実施、NBP活動計画の採択と実施、会議に承認された財政計画の遂行と為替相場方針と支払いシステムに関連した任務の実行です。



II.5.1.2. 商業銀行

2008年の末現在、ポーランドには649の銀行と信用機関支所が業務運営を行っています。

銀行と信用機関支所の数
企業の合併と買収は、商業銀行の成長に利用される最も重要な方法の一つです。これらの業務は1990年代半ばという早い時期にポーランドで人気が出て、続く10年間に全銀行システムの活動における重要な変化をもたらしました。結果的に特に経済力を持っていなかった銀行において実体数が減少しました。また、既存の銀行は近代化し、金融市場の成長の可能性がかなり向上しました。実体強化は、銀行業務活動と長年にわたり先進国によって念入りに作成された危機管理標準の普及という結果をもたらしました。

国際投資家は、ポーランドの統合に決定的な影響を及ぼします。注目すべき重要な傾向は、総合銀行がこれらの業務を支配したということです。そのような実体は、業務の先導者でもあり、合併と買収に求められる機関の先導者でもあります。ポーランドの銀行業務部門で、企業の合併と買収の進展には大きな可能性があり、銀行の強化プロセスは続行されます。ポーランドでは、更なるM&A業務は、主にポーランドの実体の所有者により国際的な市場で行われるによるでしょう。

銀行と信託銀行の数

	2004	2005	2006	2007	2008
計	653	619	617	615	619
商業銀行	54	54	51	50	52
信託銀行	3	7	12	14	18
貯蓄貸付組合	596	588	584	581	579

II.5.2. 証券取引所と資本市場規則

ワルシャワ証券取引所 (Giełda Papierów Wartościowych w Warszawie S.A., WSE) は、国庫によって設立された株式会社です。WSEは1991年4月に活動を開始しました。現在(2009年6月)投資家は約380社の株の売買が可能になりました。2007年8月にWSEで、大きな成長の可能性をもつ若い会社、約90社がニュー・コネクト(New Connect)という新しいマーケットに上場されました。ポーランド資本市場で機能している実体(たとえば投資ファンドを取り扱っている投資会社など)と同様に、WSEはポーランド財務監査局(Komisja Nadzoru Finansowego)により正式に認可されています。WSEの上の業務時間は、午前8時30分から午後4時30分までです(ブロックトレードには当てはまりません)。

以下の媒体がWSEにおいて取引されています。株式、債券、申込権、先物、オプション、指数変更を反映するインデックス・パーティシペーション・ユニット、割当て証明書、投資証明書とデリバティブ商品。

ポーランドの資本市場は、以下の3つの主要な法律によって管理されています。

- 公募、金融商品の取引組織への導入の管理条件、公開会社法
- 金融商品取引法
- 資本市場監督法

上記事項は2005年7月29日付けです。

II.5.2.1. ワルシャワ証券取引所

ワルシャワ証券取引所の機能については、2005年7月29日付けの3つの法律に基づきます：

- 公募、金融商品の取引組織への導入の管理条件、公開会社法
- 金融商品取引法
- 資本市場監督法

ポーランドの資本市場は1817年に設立されました。当時、最初の商品取引所がワルシャワ取引所に設立されました。現在の形式の活動は、1991年4月16日に始まり、当初より電子形式で証券取引の安全性を確保するように組織されました。

証券取引所は国庫によって設立される株式会社です。初期の資本は 41,972,000ズロティで、15,174,400枚の普通株に分けられます。2008年末に、その株主は、銀行、証券会社、証券取引所会社と国庫を含む35人から成りました。国庫の所有する割当は、資本の98.82%を占めます。株主総会は最高の意思決定体です。その主要な機能は12人の監査役会委員と管理委員会理事長の選任です。管理委員会は4人より構成され、委員会理事長は3年の任期で選任されます。

WSEの目的は、金融商品で取引を組織することです。取引所は、一箇所のある時点に、取引相場を決定するために売買の集中を行います。ワルシャワ証券取引所で行われる売買システムの特徴は、買い手と売り手の指示に基づいて個々の金融商品が交換されることです。これを「売買注文駆動型」といいます。これは、商品の価格を決定するために、買い注文時に売買処理が即時に行われなければならないことを意味します。これらの指示の適合は厳しい規則に従って行われ、チェックアウトプロセスが取引セッション時に起こります。取引商品の流動性を改善するために、取引または他の金融機関のメンバーは、自分のため商品を(取引所との適当な合意を基本として)売り買いすることにより市場を活性化させる役割を担います。株式市場の取引対象物は、証券(株、債券、権利、株式に対する権利、投資証明書とデリバティブ商品)、事前契約、オプションとインデックス単位です。

ワルシャワ証券取引所は、2つの市場で金融商品を対象に機能しています。

主要なWSE証券取引所は1991年4月16日開始日より機能しています。市場はポーランド財務監査局によって監督され、欧州委員会に管理市場として通知されています。

ニュー・コネクトは、WSE証券取引所に代替取引システムの主要な市場としてを組織し維持されています。それは若くて発展している会社、特に新しい技術をもった会社のために設立され、2007年8月30日から機能しています。

代替システムの取引対象は、株式、株式権利(PDA)、新株引受権、預託証券と他の持分証券です。

現在では、WSEは発展戦略を実施し、市場の魅力と競争力を強化し、ワルシャワを中欧および東欧の財政的中心地にする計画を立てています。ポーランドの取引所は現在ヨーロッパの重要な資本金市場であり、ポーランド経済の潜在的発展と資本市場の活発化を利用し、中欧と東欧のリーダー的存在になっています。

統計情報

■ 会社数

	ポーランドの会社	外資系会社	計
主要市場	313	25	338
対応市場	38	0	38
計	351	25	376

■ 市場価値(百万ユーロ)

	ポーランドの会社	外資系会社	計
主要市場	62 651.66	58 338.80	120 990.46
対応市場	509.32	0.00	509.32
計	63 160.99	58 338.80	121 499.78

資料:ワルシャワ株式取引所

II.5.2.2. 財務管理

ポーランド監査局(Komisja Nadzoru Finansowego, PFSA)は、2006年9月にその活動を開始しました。現在の形態は、PFSAは銀行業務監督、資本市場監督、保険監督、年金計画監督と電子マネー機関の管理を行っています。PFSAの活動は、ポーランドの内閣総理大臣によって監督されます。

金融市場管理の主な目的は、その市場のに対する信頼を確実にして、金融市場参加者の利益を保護するだけでなく、金融市場の安定性、安全性と明白性を確実にすることです。

PFSAの任務は、まず金融市場の定期的な活動の確実性と金融市場の競争力の発達を目的とする対策を行うことです。また、財政的な市場操作に関連した教育と情報に関する対策を行うことです。

PFSAは、議長、2人の副議長と4人の委員で構成されます。

銀行、年金、保険、または資本市場の取引業務への参加に関して、また市場で活動している実体に関して、民法上の問題が起こった場合、PFSAの議長は民事執行法の条項に記される検察官としての権限を持ちます。

II.5.2.3. 大量持ち株取得

大量の株式の獲得に関する規則は、公開会社だけに適用されます。株主総会時に行われる特殊な投票レベルがあり、投票数がそのレベルを超えた場合特別な任務を遂行しなければいけません。

レベルは以下の通りです。

- 総票の5%、10%、 15%、20%、 25%、 33%、50%、75% または 90%を超えたもの

- 総票の最低5%、10%、 15%、 20%、 25%、33%、50%、75% または90%で、株式利益の減少の結果としてが5%、10%、15%、20%、 25%、33%、50%、75% または90%、もしくは総投票より少なかった場合、それぞれ、ポーランド財務監査局と会社にこのことを即刻に通知する義務があります。これは、総投票において自身の株式の変化が起こったことに気がついて、もしくは適当な努力をしたら気づくはずの日から土日を除く4日以内に行わなければならない。

管理された市場(例えば証券取引所)で、公開会社の株の獲得から生じた変化があった場合、上述の必要条件は遅くとも取引日から6日以内に行われなければならない。

上記の通知条件は、以下の株主にも当てはまります。

総票の10%を所有し、公開会社で株が公式株として取引される場合、株式が総投票数の最低2%によって変わった場合、あるいは総票の5%、公開会社で株が公式株として上記指定の管理以外の市場で取引された場合、株式が総投票数の最低5%によって変わった場合総票の33%を所有し、株が最低 1%で変化した場合。

いくつかの場合は、株取得は株式公開買付として行われることもあります。株主の株式を増やす公開会社の株獲得の場合には総票の:

60日未満の期間において10%、会社で総票の33%未満を所有する株主の場合、あるいは、12ヶ月以内で5%、会社で総票の33%以上を所有する株主の場合、

そのような獲得は株の購入あるいは交換の予約株式公開買付としてのみ行われますが、それぞれ総票の10%、5%でなければなりません。

ポーランドの法律は、義務的な買い占め隔離を規定しています。個々に、または子会社または親会社と共同で総票の90%またはそれ以上に達した場合、その公開会社の株主は、そのレベルが達せられ、もしくは越された日から3ヵ月以内

に、他の株主が所有するすべての株を売るよう要求する権利があります。

II.5.2.4. ベンチャーキャピタル資金

ベンチャーキャピタル(VC)資金は、90年代の初めにポーランドで機能し始めました。40と50のVC管理会社が現在ポーランドの市場に存在します。そのうちのほとんどは中欧と東欧で投資機会を狙っている外国の実体です。VCにおける活発な実体で最も一般的なタイプは、以下の通りです。

- 投資ファンド
- 投資銀行
- 金融会社の構造における特別なファンド
- コンサルティングカンパニー

VCの資金提供は、大部分は外国人投資家から行われます。しかし、過去2、3年において、ポーランドの実体はこの分野で非常に活発でした。

II.5.3. 保険制度

ポーランドの法律は、二つのタイプの保険を規定します。最初の保険は生命保険、二つ目は残りの個人のおよび損害保険タイプです。保険会社が両方の保険のタイプを同時に取り扱うことはできません。



ポーランドでの保険活動に関連した主要な法律は、以下の分野を規定しています。

- 保険活動
- 保険調停
- 強制保険
- 保険保証ファンドと自動車保険業事務所
- 保険と年金基金監督と保険オンプズマン

保険活動は、公開有限会社または相互保険会社として設立した保険会社だけにより行われます。ポーランドの保険市場は、財務監視委員会(Komisja Nadzoru Finansowego – FSC)により監督されます。仲買人は、ポーランドで免許を取得しなければいけません。

保険証書はポーランド語で書かれ、通貨単位はズオティ(PLN)です。

ポーランドの法律による主要な強制保険:

- 第三者自動車責任(人身事故による人身的)
- 損害に最低150万ユーロ、事故による物質的損害には最低30万ユーロ)
- 農民第三者責任
- 農場建築物におこった火事と他の天災
- 労災補償(健康保険と年金をカバーする社会保障計画)
- 弁護士、公証人と法律顧問の第三者責任
- 税理士の第三者責任
- 法律が適用するその他の保険



II.6. インフラストラクチャー

II.6.1. 交通機関

II.6.1.1. 道路網

近年ポーランドの道路網は、欧州連合資金のインフラプロジェクトの後押しで、政府が道路建設に財政支出をしているため、大きな革新期にあります。2009年5月、ポーランドは93の国際道路、長さにして18,300kmを建設しました。その中には、750kmの高速道路と500kmのハイウェイを含みます。現在敷設または再建されている国道が約720kmあります。新設中の高速道路は245km、バイパスのハイウェイは95km、そして155kmの現存の道路が近代化されています。



道路状況2009年5月

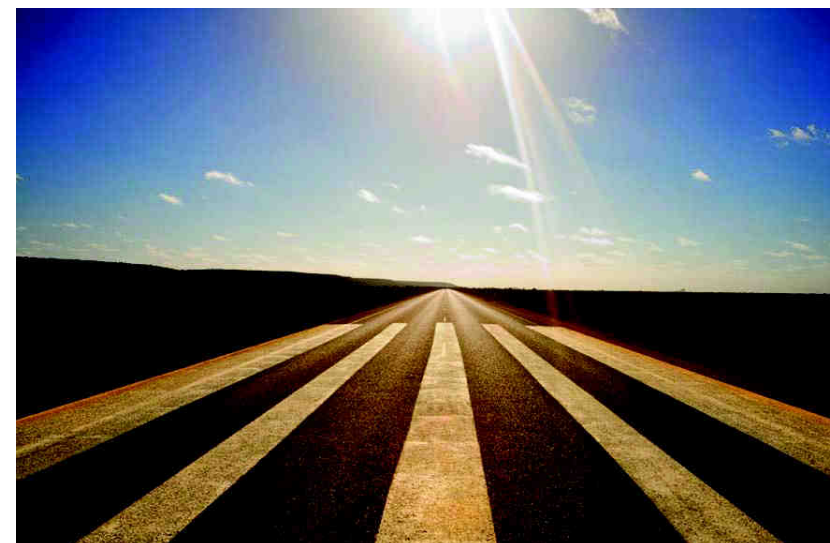


資料：国道および高速道路の一般理事会 2009年

II.6.1.2. 鉄道

ポーランドは鉄道ネットワークが広いです。大部分の都市では主な駅は都心の近くに位置し、ローカル輸送機関システムはうまく連結しています。インフラは国有会社PKPグループの一部であるPKP PLK SA（ポーランド語名PKP-Polskie Linie Kolejowe）社により行われてい

ます。鉄道網は非常にポーランドの西部と北部に密集しており、東部はそれほど発達していません。23,429kmの鉄道がPKP SA社により管理され、これらは国家が所有しています。鉄道の密度は100km²あたり3.7kmから15.6kmです。国の平均は100km²あたり、6.08kmです。PKOポーランド鉄道会社のネットワークにより約1,500の駅が機能しています。また、14,200の道路または歩道との交差点があり、その中の2,700は鉄道労働者用のものです。



PKPポーランド鉄道会社は、7,000の橋と高架橋を含む26,500の建築物を管理しています。

II.6.1.3. 空路

ポーランドの航空運輸は、1919年にポズナń-ワルシャワ間で始めて飛行が行われました。1929年に、LOT Polish Airlines (LOTポーランド航空) が設立され、現在においてもポーランドの代表的なフラッグ・キャリアです。最大のポーランドの空港は、ワルシャワのワルシャワフレデリック・ショパン空港です。ポーランドの他の空港は、以下を含みます：

都市	空港
ビドゴシチ	ビドゴシチ イグナチ ヤン バデフスキ空港
グダンスク	グダンスク レフ ワレサ空港
ジェロナグラ	ジェロナグラ空港
クラクフ	ヨハネパウロ2世国際空港クラクフ・フバリツェ
カトビツェ	カトビツェ国際空港
ウッジ	ウッジ ヴワディソワフ レイモント空港
ポズナń	ポズナń-ワヴィツァ空港
ジェフフ	ジェシュフ・ヤシヨカ空港
シチェチン	シチェチン-ゴレニウフ連帯空港
ヴロツワフ	コペルニクス空港ヴロツワフ

II.6.1.4. 水路

ポーランドの次の輸送は水路です。ポーランドの水路は、相互に連結した湖と航行可能な運河、運河から流れる川を含むネットワークをあわせると約3,650kmです。ポーランドには3本の主要な内陸水路があります。これはオーデル川、ヴィストゥラ川、そしてヴァルター・ノテツ・ビドゴスキ運河です。バルト海からのポーランドの内陸水路へのアクセスはグダンスク港とシチェン港経由で可能です。

II.6.2. テレコミュニケーション

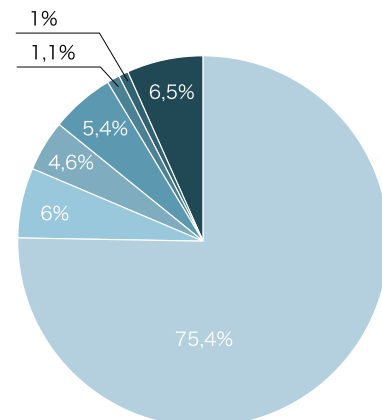
II.6.2.1. テレコミュニケーションシステム

ポーランドのデータ通信基盤は絶え間なく発達しています。潜在的プロバイダーの数が着実に増加しているだけでなく、テレコミュニケーションのいろいろな新しい形式がポーランドの市場に参入し、顧客数の増加をもたらしています。電信通信局(ポーランド語名Urząd Komunikacji Elektronicznej)の報告によると、2008年末のテレコミュニケーションセクターの対価は、486億ズロティでした。

インターネットと携帯電話を使用するポーランド人がどんどん増えています。2008年に、ポーランド人の約50%は、インターネットを利用していると答えました。携帯通信に関しては、現在国内にある携帯電話の数は住民の数を超えています。2005年にインターネットを利用している人口はわずか28%でした。そして、人口の70%は携帯電話を利用していました。市場成長は、売り上げを伸ばしている携帯電話会社によって最初に支配されました。テレコミュニケーション市場の第2の要素はなお固定回線電話です。しかし、その市場占有率は現在減少しています。2000年に58%だったのに対し、2007年には27%でした。ポーランドの固定回線電話市場はテレコムニカチア

・ポルスカ(ポーランド語名Telekomunikacja Polska)社により支配されています。当社はおよ

TPSAとその他のオペレーターの収入における市場占有率 2008年



記号一覧



資料: 電子コミュニケーション局 テレコミュニケーション市場についてのレポート2008年

そ固定回線の79%を提供します。その他のオペレーターは2008年には固定回線数の約21%を占めていました。そして、主な競争相手はネティア(Netia)社とテレフォニア・ディアログ(Telefonia Dialog)社です。

携帯電話部門は、加入者とオペレーターの数の急速な増加によって特徴づけられます。2008年の既存の携帯オペレーターはPols-

ka Telefonia Komórkowa Centertel Sp. z o.o.社 Polska Telefonia Cyfrowa sp. z o.o.社 Polkomtel S.A 社と P4 Sp. z o.o.社(2007年より活動開始) です。そしてさらに以下の会社は競争相手として登場しました。

- Mobile Entertainment Company Sp. z o.o. (Mobikling) – MVNO,
- CP Telecom Sp. z o.o. (Carrefour Mova) – MVNO,
- MediaTel S.A. (telepin mobi) – MVNO,
- Cyfrowy Polsat S.A. – MVNO,
- Aster Sp. z o.o
- Crowley Data Poland Sp. z o.o. (CROWLEYTeleMobile) – MVNO,
- Netia S.A. – MVNO,

今日、インターネットは主要な情報源です。ポーランドでのインターネット利用者(常設ブロードバンドインターネットアクセス)の数は2008年に440万に達し、前年から6.5%以上の伸びをみせました。家庭のインターネットへのアクセスで最も人気のある形式は、なおNeostroda TPのサービスプロバイダーとケーブルテレビオペレーターを通してです。ブロードバンドインターネットアクセスサービスを行うテレコミュニケーションオペレーターは13社あり、そのうちの3社は固定回線電話交換、4社は携帯電話交換、残りはケーブルテレビプロバイダーです。

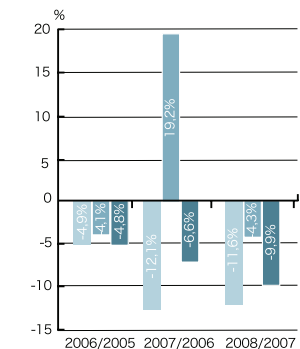
ポーランドのテレコミュニケーション市場は、西欧の市場に徐々に接近しています。新しい顧客を味方につけるために、テレコミュニケーションオペレーターは、多くの誘因を提供することによって彼らの現在のクライアントを保持しようとしています。これらの誘因は、数分の無料通話や親切なサービスを同価格、または既存のサービスの拡張として提供します。またテレコミュニケーションサービスと銀行業務またはテレビサービスを含むお得なセットを提供します。

II.6.2.2. 密度および接続リース市場

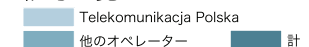
ポーランドの固定回線電話市場は、接続レベルが低いことが特徴的です。27回線あり1回線につき100人です。2007年に、ポーランド人の58.4%は、家庭に固定回線電話を持っていると答えました。テレコムニカチア・ポルスカ社は、固定回線オペレーターの中でもっとも認識のある会社です(回答者の98%)。それに続くプロバイダーは、ネティア社です(回答者の56.6%)。その他認識あるプロバイダーはTele2です(回答者の51.0%)。UKE調査によると、固定回線電話は市内通話のための重要な連絡手段です。毎日固定回線電話を使用していると答えたのは回答者の43.9%、週に数回使用していると答えた回答者は50.6%と約半分で、市内通話に固定回線電話を使う頻度は非常に高いです。

2005年から2008年の固定回線電話利用者

自宅回線の利用者2005-2008年



記号一覧

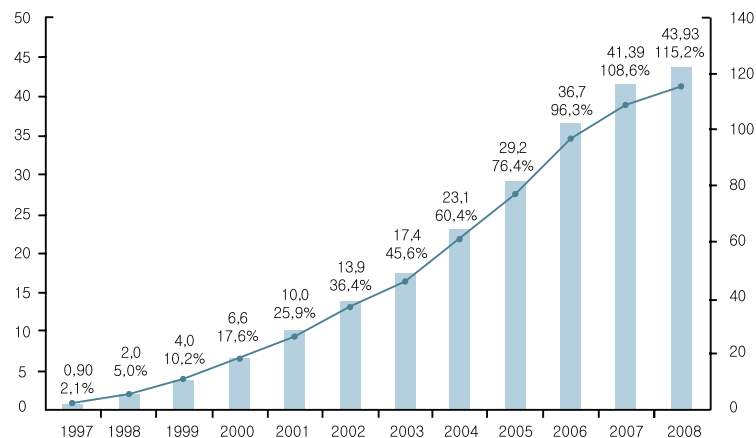


資料: 電信通話局、2008年のテレコミュニケーション市場についての報告書

インフラストラクチャー

電信通話局によると、2009年に4300人が携帯電話を利用しています。これは115.2%の接続を意味しています。ポーランド人の92.6%以上が少なくとも携帯電話を一機持っていると言

携帯電話利用数(百万)とその推移



資料:電子コミュニケーション局 テレコミュニケーション市場についてのレポート 2008年

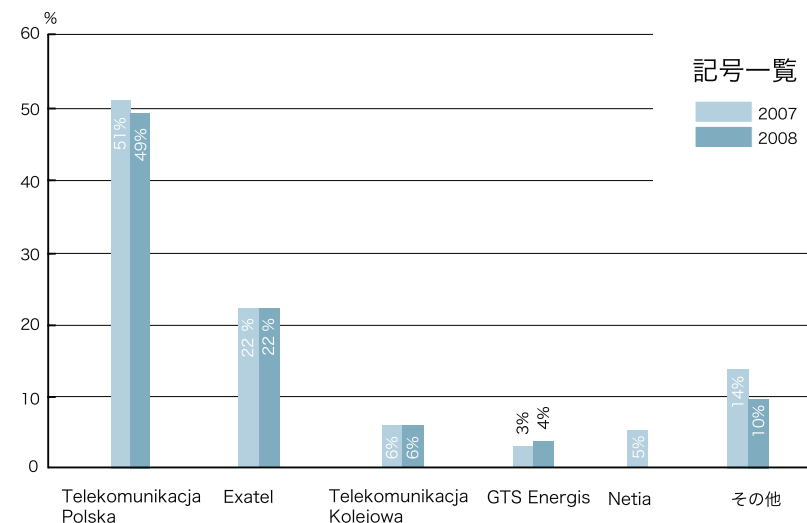
えています。携帯電話会社の大手3社の一般認識は、ほとんど同レベルです。それは、エラEra (90.2%)、オレンジOrange (88.4%)そしてプラスPlus (87.4%)です。

大部分の家庭(67.0%)は、パソコンを持っていると答えました。それらの家庭のほぼ5分の4(79.6%)は、自宅でインターネットアクセスをしています。このうち、96.7%のポーランドのインターネットユーザーは、少なくとも週に一回は利用していると答えました。自宅でインターネットを使う人々の多くは、常時接続(通常ブロードバンド)を使っています。

電信通話局の報告によると、小売接続リース市場は2008年末に4億4800万ズオティの対

価に達しました。2008年の収益に関して小売接続リース市場で最大のオペレーターは以下の通りです。テレコムニカチア・ポルスカ社、Exatel S.A.、Telekomunikacja Kolejowa Sp. z o.o.、ネティア社、Crowley Data Poland Sp. z o.o.、そしてGTS Energis Sp. z o.o.です。その中でも2008年の最大収益を得たのはテレコムニカチア・ポルスカ社でした。2002年以降当社は収益と接続数に関して第一を占めています。

小売接続リースからの収入に関するテレコミュニケーションオペレーターの占有率



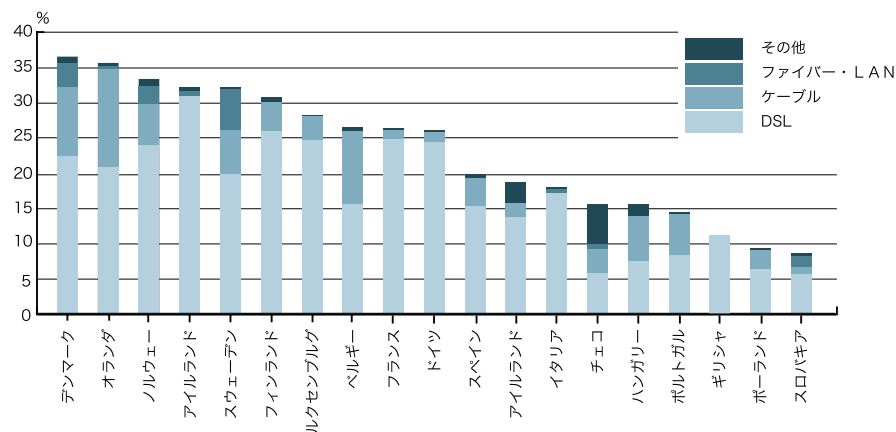
資料:電子コミュニケーション局 テレコミュニケーション市場についてのレポート2008年

II.6.2.3. データ送信システムと密度



ブロードバンドインターネット接続の小売市場は、テレコミュニケーションの将来の開発に重要で、多くの新しいサービスの出発点です。ブロードバンドインターネット接続に使用される多くの異なる種類の技術のおかげで、ポーランドのインターネットサービスは、急速に発達しています。最も人気のあるデータ伝送技術は、xDSLで、市場占有率は50%以上です。ブロードバンドアクセスの提供に用いられる他の技術は、TVKネットワークのケーブルモデム、モバイルインターネットとLAN/WLANイーサネットです。その他の技術は占有率わずか1%で、FTTCとFTTH技術が昨年非常に人気を集め、FTTCとFTTH接続数がほぼ100%増加しました。これらの傾向は、他のヨーロッパ諸国に対応しています。

欧州連合のデータ伝送技術



資料：経済協力と発展団体 2008年

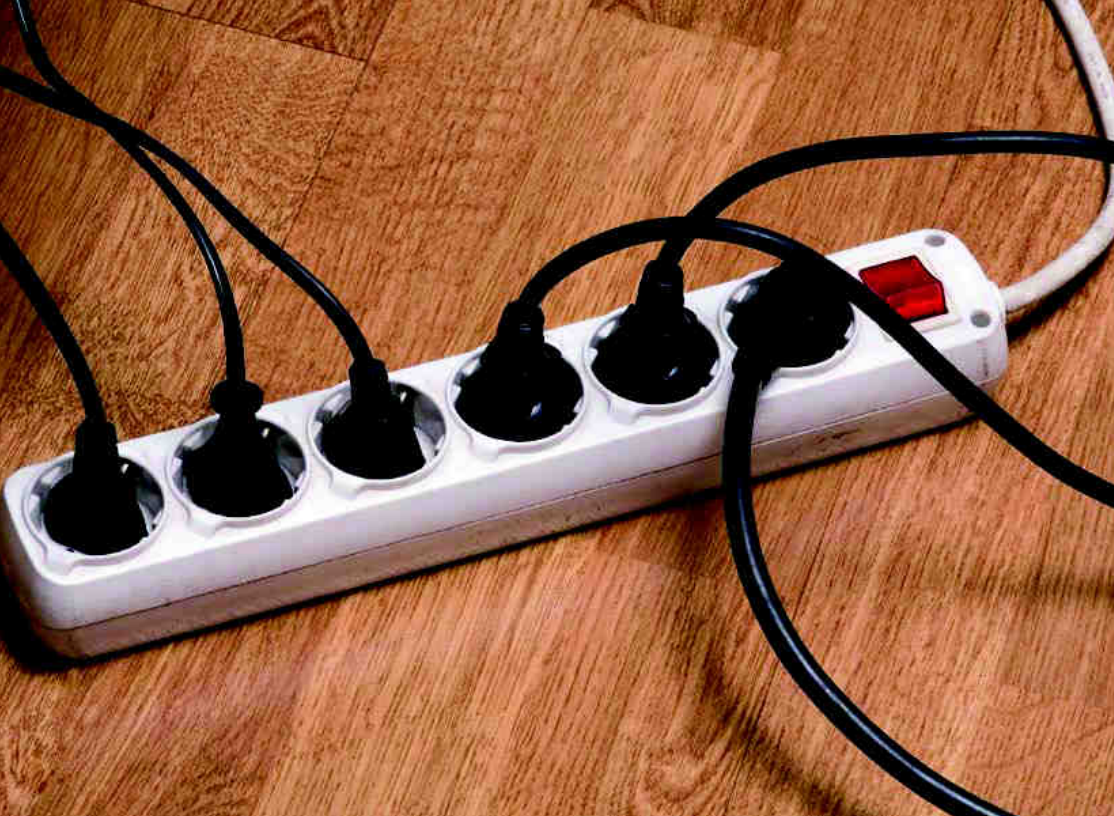
有線ブロードバンドインターネット接続の提供会社で最も人気のあるのは市場占有率45%のテレコムニカチア・ポルスカ社です。他のプロバイダーは、UPC sp. z o.o.、ネティア社、Multimedia S.A.、Vectra S.A.、Aster sp. z o.o.、テレフォニア・ディアログ社、Toya sp. z o.o. と INEA S.A. です。2009年1月に有線ブロードバンドインターネットは11.7%の接続率を達成し、これは全家庭の33%がこの技術を利用していることを意味します。

移動ブロードバンド接続は、その急速な発展に特徴づけられます。その理由は、UMTS技術の開発です。今日、この技術はポーランドの半分以上を占め、インターネットとHSDPA機能の使用を可能にします。



Ⅲ. ビジネス立ち上げ

- 第一段階でしなければいけないことについての知識



III.1. 会社

III.1.1. ビジネス活動を行う

ビジネス活動に関連した一般的な規則は、2004年7月2日の経済活動自由法により規定されています。この法律はポーランドでの仕事の請負、経営、また法的規制を定めているため、『ビジネス憲法』という名前でも知られています。この法律に規定されるすべての条項は、例えば企業家精神、経済活動、許可または特定業種の認証リストにおいて、ビジネスに関連するポーランドの法律全体に適用されます。

法律の原則は、自然人と法人に適用されます。しかし、投資家はEU/EFTAとその他の国によって区別されます。

EU/EFTAの自然人または法人には、ビジネス活動は無料で、ポーランド人やポーランドの会社と同じ条件と規則が適用されます。そのような外国の実体は、ポーランド人やポーランドの会社と同じ規制で自由に事業の法的形態を選ぶことができます。

国際合意に特記されていない限り、すべての必要条件が満たされれば、EU/EFTA以外の国の会社または自然人がビジネスを行う場合、以下の

形態でのみ行うことができます：

- 合資会社
- 有限責任株式会社
- 有限責任会社 (LLC)
- 株式会社

しかしながら、ポーランドの法に従いポーランドで設立された企業体で、上述の法律に従っていれば、その企業体はどんな規制もなく欧州連合加盟国としてのポーランドの会社と同様にビジネス活動を行うことができます。また、資本元についての規制はなく、よってビジネス活動中に資本元である母会社が管理的認可証を適応されることもありません。

ポーランドで法人を設立する代わりに、外国の会社は、ポーランドに支店または駐在員事務所を設立することもできます。支店は、母会社の範囲内のみで事業を実行することができます。この場合、会社登記を裁判所で行い(全国裁判登記所、KRSを参照のこと)自らのKRS番号を利用しなければいけないため、登録手順はLLCと似ています。

また、駐在員事務所は母会社の利益を目的とする広告またはマーケティング活動の分野での活動のみ許されます。しかし、そのような実体は、ポーランドの法律、特に会計法に従ってすべての活動を行わなければいけません。駐在員事務所の登記簿は、ワルシャワの経済省により管理されます。駐在員事務所と支社は、各々の実体代理を行う代表を任命しなければいけません。

ポーランドの法律により、国内と国外の企業は多種多様な法的形態の下で営業することを許されます。ポーランドでビジネスを行う外国人投資家にとって最も魅力的な法的手段である有限責任会社の他に、数種類の事業形態があります。

ポーランドの商業会社法典には商業的団体として次の6つが記されています：

- 合名会社
- 合資会社
- パートナシップ会社
- 有限責任株式会社
- 有限責任会社(LLC),
- 株式会社

ポーランドの商業会社法のほかに、ポーランドの法律にも事業活動のための他の法的形態が記されています。以下は、上記の形態の各々の特徴と簡単な説明です。しかし、この法的形態の中でも外国人投資家がよく選択する有限責任会社について重点的に説明します。

III.1.2. 有限責任会社

上記のように、有限責任会社(LLC)は、ポーランドへの対外投資に最も人気のある法的手段です。

これは文字通り、有限責任をもつ会社であり、ポーランドのLLCの概念はドイツの法律の影響をうけました。そのため、ポーランドのLLCはドイツの有限責任会社と非常に類似しています。LLCの名前は、実体の株主は会社の負債に対して個人的に責任がないということを意味します。LLCの主な特徴は、会社がその複数または一人の株主とは別個の法人とみなされるということです。

ポーランドの法律によると、LLCが他の形態と異なる重要な長所は以下の通りです：

- 会社設立が比較的低コストであること
- 通常定款の作成により会社が設立され、ビジネス活動を早速行うことができること
- 会社登記(KRS)が迅速に行われること
- 有限責任と割り当て資本が最小であること
- 会社理事会の日々の任務が明確であること
- 会社運営とポーランドの法律による必要条件の遂行が低コストであること

LLCは一人または複数によって設立することができます。しかし、ポーランドの法律によって設立されたLLCの単一株主はもう一つのLLCを設立することはできません。しかし、LLCの単一株主がLLCの株を100%所有することは、ポーランドの法律により禁止されているわけではありません。したがって、上記の規制はLLCの登記プロセスのみに適応されます。

LLCの設立はポーランドの公証人の前で行われ、通常定款を公証しなければなりません。しかし、会社は代行権をもつ代理人の元において設立することもできます。

LLCは一人または複数によって設立することができます。しかし、ポーランドの法律によって設立されたLLCの単一株主はもう一つのLLCを設立することはできません。しかし、LLCの単一株主がLLCの株を100%所有することは、ポーランドの法律により禁止されている

わけではありません。したがって、上記の規制はLLCの登記プロセスのみに適応されます。

LLCの設立はポーランドの公証人の前で行われ、通常定款を公証しなければなりません。しかし、会社は代行権をもつ代理人の元において設立することもできます。

通常定款には以下のことが明記されていなければいけません：

- 会社名、有限会社Spółka z ograniczoną odpowiedzialnościąと明記するか、省略形sp. z o.o.を使うかも追加的に含まれます。
- 会社所在地
- 事業範囲
- 割当資本総額
- 一株主が一株以上の株を所有する場合、その株数と額面価格などの情報、
- 会社存続期間が限定されているかの情報

上記のように、商業会社法には、通常定款の最小限の内容についての概説が記されています。しかし、この法的形態を非常に柔軟にする広範囲にわたる規則が存在することは全く一般的です。ポーランドの法律によって、LLCは最低額面価格が5,000.00(五千)ズオティであること、各株が所有する最低額面価格は 50.00(五十)ズオティでなければいけません。出資は現金もしくは現物で行うことができます。そして、現物出資は管理委員会により自由に処分できます。

有限責任会社の法人

有限責任会社は、3つの理事会を持つことができます。これは、管理委員会、株主総会と監査役会です。監査役会は会社内に株主が25人以上いて、その割当資本が 500,000.00(五十万)ズオティを上回る場合必要です。ポーランドのコーポレートガバナンスシステムは基本的に

2段階のシステムです。そして、管理と監査役会によって実行される監督機能の分離は法律によって定められています。

管理委員会は、会社の業務に対して責任があり、第三者に対して会社を代表する組織です。管理委員会の特権と任務は、他の国で知られている取締役会の特権と任務とかなり異なります。管理委員会は、ポーランド国籍を持つもの、もしくは外国人、もしくはその両方から構成することができます。

管理委員会のメンバーは、株主か、もしくはその他の人を任命することができます。管理委員会は、一人または複数のメンバーで構成することができます。通常定款に特別に明記がない限り、管理委員会のメンバーは株主総会の決定により任命、解雇されます。

上記のように、監査役会は、単に強制的な組織ではありません。それは、会社活動の全領域において永久の管理を行います。しかし、管理委員会は、監査役会の指示に束縛されません。監査役会は、株主総会の決定により任命された最低3人のメンバーから構成されます。外国人投資家は、通常ポーランドの子会社で監査役会を指定しません。

株主総会として知られる第3の組織は、株主による組織です。商法では、これを「通常」株主総会と「臨時」株主総会に区別します。通常株主総会は、各会計年度の最終6ヵ月以内に開かれます。ポーランドの法律は議題にあがるべき課題を規定しています。それは、例えば管理報告と財務報告の考慮と承認などです。臨時株主総会は、通常定款により定められた場合、または総会開会の許可を与えられた人または実体が必要であると決定した場合に開かれます。株主は本人自身、または書面による委任状をもつ代表が出席することができます。

有限責任会社の責任

有限責任会社の株主は、会社の負債または義務に対しても何の責任もありません。その代わりに、株主は（例えば出資または現物出資が、会社の割り当て資本に投資された場合）彼らの投資を損失することになるだけです。ポーランドの法律は、他者が会社の義務に対して責任を持つことができるとしています。組織の有限責任（企業家登記簿に登録する以前）においては、会社の義務に対する責任は会社と代表する人々によって共同で負われます。有限責任と公共機関（例えば税務署）の契約者間で、経済関係を保護するために、ポーランドの法律は、特定の状況下では、管理委員会のメンバーが会社の負債に対して責任を持つことがあるとしています。

III.1.3. 株式会社

株式会社は、株主、理事会と課税の責任に関しては、有限責任会社と非常に類似しています。しかし商業会社法の規定はより形式的で、会社実体が果たさなければいけない義務が明記されています。これは、会社の設立と運営のコストに直接的な影響を及ぼします。実際、この法的形態は、IPOを計画しているビジネスや、PE/VC投資家を探している場合、またはこの形態がポーランドの法律（例えば銀行、年金基金と他の金融機関）により要求される場合に使われます。

LLCの場合と同様、株式会社はその複数または単一の株主とは別個の法人とみなされます。株式は、一人または複数人によって設立することができます。しかし、株式会社は、ポーランドまたは外国の法律で定められた別の単一株主の株主有限責任会社の株主によって設立されることができません。この規制は登記プロセスだけに当てはまります。株主会社の定款は、ポーランドの公証人の前で署名されなければなりません。しかし、この会社は外国人投資家の委任状に基づき代行権を与えられた代理人により設立することもできます。定款の登録を行った場合のみ、株式会社は法的実体になります。株式会社は企業家登記簿に登録することによってのみ完全な法的地位を獲得します。

定款には以下の事柄が明記されていなければなりません:

- 会社名、株式会社spółka akcyjnaと明記するか、その省略形S.A.と明記するかも追加的に含まれます。
- 会社所在地
- 事業範囲
- 活動期間の限定の有無
- 会社の割り当て資本総額と、登記以前に割り当て資本を相殺するために払われた額
- 株の額面価格とその数、およびそれが登録されたかまたは無記名株かどうかの表示
- 様々なタイプの株が提供されたかどうか、もしそうならばその特定の株の数とその権限について
- 創設者の名前
- 管理委員会の委員数と監査役会員数（これらの組織の最小、最大の員数、会員を定める許可を与えられる実体に対しての情報）

ポーランドの法律によって、株式会社は最低100,000.00ズオティ（十万ズオティ）の割当資本を所有しなければなりません。そして、株の最低額面価格は0.01ズオティ（一グロシエ）でなければなりません。出資は現金か現物出資で行われます。現物出資は管理委員会により自由に処分できます。

株式会社の法人

株式会社には3つの理事会があります。それは管理委員会、株主総会と監査役会で、監査役会は強制です。監査役会と管理委員会の特徴、任務と義務は、ほとんどLLCの場合と同じです。

株主総会は、株主により組織され、商業会社法と法規で明記される権利を行使することができます。年次総会は会社の会計年度の最終6ヵ月以内に招集されなければなりません。そして、総会の議題は法律により規定されています。

株式会社の責任

LLCの場合と同様、株式会社の株主は、負債会社の義務に対しても何の責任もありません。そして、ポーランドの法律にはこの原則に対し例外をもちません。株主は、（例えば出資または現物出資が、会社の割り当て資本に投資された場合）彼らの投資を損失することになるだけです。有限責任と公共機関（例えば税務署）の契約者間で、経済関係を保護するために、ポーランドの法律は、特定の状況下では、管理委員会のメンバーが会社の負債に対して責任を持つことがあるとしています。

III.1.4. その他の会社実体

III.1.4.1. 民間会社

民間会社は民法典により規定され、中小企業のために利用される実体です。民間会社は法的性格を持たず、ポーランドの法律では、少なくとも2人の個人または実体の民間合意だと解釈されています。民間会社のパートナーは、その民間会社が引き起こした負債に対し、共同そして別個に責任があります。パートナーは、商業活動登記簿に登録されます。民間会社の利益は、個人所得税の課税対象となります。外国人投資家がポーランドへの投資にこの法的伝達手段を選ぶことはめったにありません。

III.1.4.2. 合名会社

合名会社は、最小2人の組合員により、独自のビジネス名のもとで運営する会社です。合名会社は、商業会社法により規定されています。会社は、企業家登記簿に登録されます。合名会社は別個の実体ではなく、権利、負債、訴訟、被訴訟などの能力をもつ法律組織です。組合員の権利と義務は、合名会社契約書に定められています。各組合員は、合名会社の負債において無限責任を負います。

III.1.4.3. 合資会社

合資会社では、会社の負債に対しすべての組合員が全法的責任を負いますが、合資会社は、無限責任組合員で、無限責任を持つ一般組合員と法的責任は一定の協力貢献に制限される有限責任組合員からなります。一方、合資会社の社名に有限責任組合員の名前があった場合、その有限責任組合員は一般組合員と同じく無限責任を持ちます。会社そのものは法人ではありませんが、権利、債務、不動産所有、訴訟、被訴訟などの権利を持っています。

有限株式会社が単独の一般組合員による合資会社という混合形態は、外国人投資家に頻繁に利用される形態です。これは有限責任であり、最適な課税モデルを得ることができるからです。

III.1.4.4. パートナースhip会社

パートナースhip会社は、プロ（例えば専門的なサービスをする目的の弁護士、医者や税アドバイザー）によって設立される会社です。パートナースhip会社の組合員は、職業許可を取得した人だけです。パートナースhip会社の主な特徴は、組合員が他の組合員の専門的な活動に関係するパートナースhip会社の義務は負わないということです。

III.1.4.5. 有限責任株式会社

有限責任株式会社には、2種類の関係者がいます。無限責任をもつ組員が少なくとも一人（一般組員）と株主である組員が少なくとも1人です。有限責任株式会社は有限責任会社と株式会社の混成です。この活動形態は比較的まれですが、PE/VC投資家によって行われる特殊な投資において利用されます。株式会社の社名は一般組員一人以上の名前を含まなければならない。そして spółka komandytowo-akcyjnaと付け加えられます。株主の名前が社名に入っている場合は、株主は会社のあらゆる義務に対し無限責任を持ちます。最小の割当資本は 50,000.00(五万)ズロティです。会社規則はポーランドの公証人の前で署名されなければならない。会社は、企業家登録簿に登録された時点で設立したことになります。

III.1.4.6. 個人経営活動

ポーランドで中小企業を経営するのに最も単純な形は、個人経営活動として知られている法的形態です。個人経営活動は、自治体の長官に管理される商業活動登録簿に登録することにより設立します。所有者は、個人経営活動によるどんな負債にも無限責任を持ちます。この法的形態は、ポーランドの会社へのサービスのプラットフォームとして、外国のマネージャーとディレクターによって利用されます。

III.1.4.7. 支社

外国人投資家は、外国で行っている同様のビジネスをポーランドで行うために、ポーランドの支社を設立することができます。法律的理解では、支社は外国企業の一部であり、それ自身の法律的主体性はありません。支社は企業家登録簿に登録され、登録された時点でビジネス活動を行うことができます。

III.1.4.8. 駐在員事務所

外国人投資家は駐在員事務所を設立することもできます。これはポーランドにおける国際企業への参加についての最も単純な形式です。しかしながら、駐在員事務所はポーランドでビジネス活動を行うことができず、外国人投資家の広告と宣伝に関してのみ活動を行うことができます。

III.1.4.9. ヨーロッパ会社

2004年10月8日に、ヨーロッパ会社（SE）のための規則についての議会規制（EC）No. 2157/2001が施行されました。

ヨーロッパ会社は欧州経済利益団体に関する法則と2005年3月4日付けのヨーロッパ法により統制されます。ヨーロッパ会社は4つの方法により設立することができます。合併、持ち株会社の設立、共同の子会社の設立、及び、以前に国内の法律によって設立された公開有限会社の転換です。SEは最低120,000.00(十二万)ユーロの資本を所有しなければならない。現金出資と現物出資が許可されています。現金出資の場合、額面価格の少なくとも4分の1は、登録の前に相殺されなければならない。現物出資の株式は、遅くとも会社の登録日から1年後までには、完全に相殺されなければならない。SEの規則は、株主総会と管理委員会と監査役会（2段階システム）または経営委員会（1段階システム）として機能しなければならないということです。2段階システムのもとで、SEは管理委員会によって管理されます。管理委員会の会員は会社を代表する権利があり、監査役会によって任命、解雇されます。同時に同じ会社の管理委員会と監査役会の会員になることはできません。1段階システムのもとで、SEは経営委員会によって管理されます。経営委員会の会員は会社を代表する権利があります。1段階システムの下で、経営委員会は、管理の権限をそのメンバーの一人または数人に委任することができます。

III.1.4.10. 欧州経済利益団体

ヨーロッパ会社以外に、ポーランドの法律は事業体の第2の超国家的な形態を提供しています。それは「欧州経済利益団体」として知られています。欧州経済利益団体の主な特徴は、営利目的を持たずメンバーの経済利益と活動を発展させるということです。

III.1.5. 会社設立と登記

実体を設立する第一歩は、適切な法的形態を選ぶことです。これは、更なるプロセスに重要な影響を及ぼします。有限責任会社または株式会社は、おそらく、ポーランドでビジネスを行っている外国人投資家のために最も魅力的な法的手段であるでしょう。LLCと株式会社の設立はポーランドの公証人の前で行われ、通常定款を公証しなければならない。その後、組織としての会社が設立されます。組織としての会社は、社名をもって不動産と他の権利の所有を含む権利や委託権限を得ると同時に、義務を負い、訴訟や被訴訟などの能力をもちます。これは、実体を確立する最初の段階に重要です。

会社は、所在地も選ばなければならない。登録プロセスでは、住所は不動産の所有権または賃貸合意書により確認されます。会社の最初の資本は、LLCの場合は全額、株式会社では最低25%支払わなければならない。

ポーランドのすべての会社は、銀行口座を持たなければならない。これに必要な書類は、個々の銀行により異なります（例えば、通常定款/規則と会社を代表する者の署名見本など）。組織内で会社のために口座を開くことも可能です。

次のステップは、申請書を全国裁判登記所（会社登記）に提出することです。これは、最近ポーランドの法律が改定し、REGON識別番号と税識別番号（NIP）申請、そして社会保険機関（Zakład Ubezpieczeń Społecznych）の申請をしなければならないためです。

ビジネス活動を行う場所の地方全国裁判登記所の経済課にLLCの登録をする際、管理委員会による署名を記入した申込み用紙(KRS-W3)と以下の添付書類が必要です：

- 通常定款
- 会社の理事会が指定する文書（管理委員会）
- 最初の資本に対する出資の全額がすべての株主により行われたことについての管理委員会全委員の声明書
- 管理委員会全委員の署名の見本、これは公証人により証明されるか、または裁判所で個人的に行われること
- 株主と株主数と額面価格のリスト

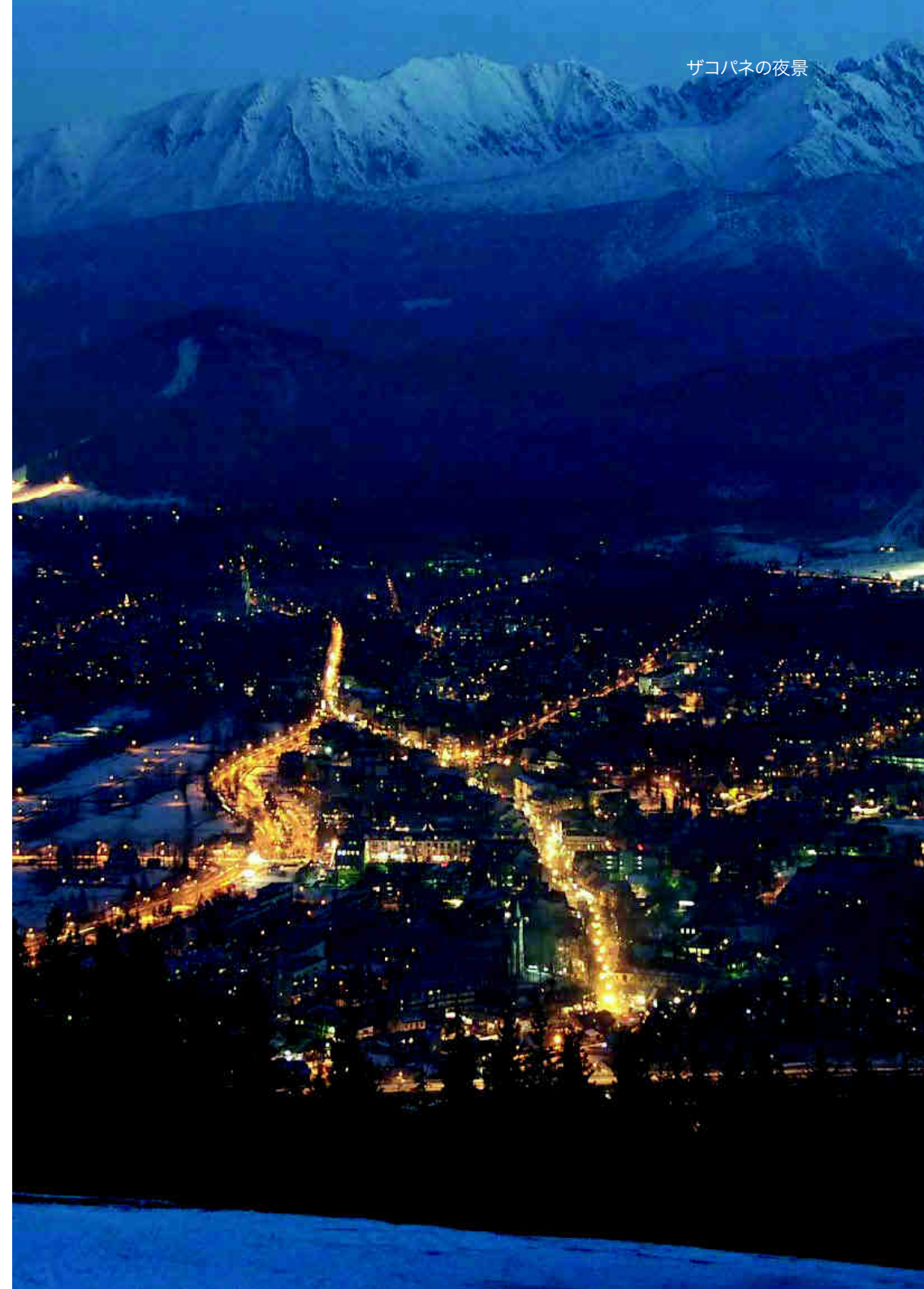
株式会社の登録には、申込み用紙(KRS-W4)に以下の添付書類が必要です：

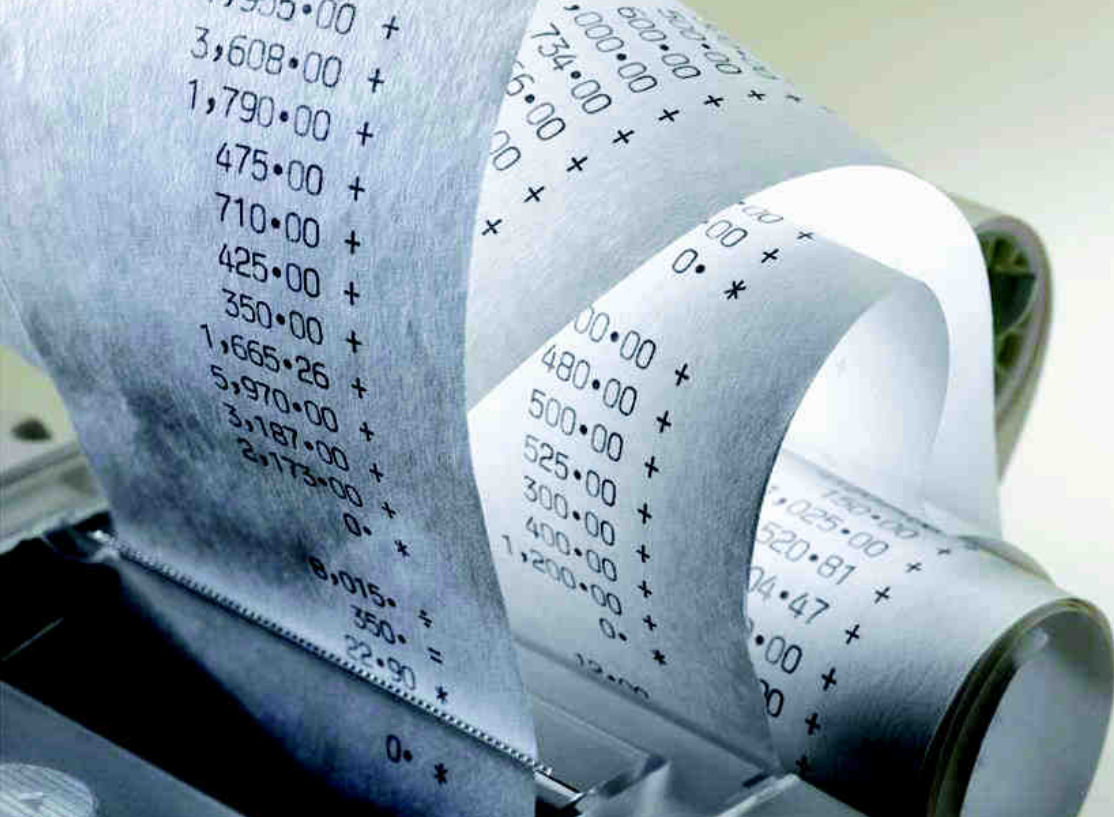
- 会社規則
- 会社設立と株出資についての公証人証書
- 会社の管理組織とその任命された委員についての文書(管理委員会と監査会)
- 管理委員会全委員の署名の見本、これは公証人により証明されるか、または裁判所で個人的に行われること
- 株支払いと現物支給が法的に行われたことに関する管理委員会全委員の声明書
- 銀行または投資会社からの株支払いの証明書

登録のための法廷費用は1,000.00(一千)ズオティとMonitor Sądowy i Gospodarczy(裁判経済広報)の出版のための500.00(五百)ズオティです。

上記のように、以下の申請書が会社の登録への申し込みと一緒に提出されます：

- REGON 識別番号の申請書 中央統計事務所(Główny Urząd Statystyczny)により発行される番号 – 無料
- 税識別番号の申請書 税務署によって発行された番号(NIP)と会社が所在する事務所/不動産の法的所有権の証明 – 無料しかしVATの申請は170.00ズオティ。
- 社会保障期間への申請書 – 無料





Ⅲ.2. 税金

Ⅲ.2.1. 概要

ポーランドで適用できる税制は、以下の3本の柱に基づきます：

- ポーランド共和国憲法
- 内部の税規則
- 欧州共同体設立条約のEU税規則第93条

ポーランド共和国憲法はポーランドの税制で最も重要な法的文書です。それは、憲法が税制度やポーランドで適用される法制度の原則を規定しているからです。憲法に従って、以下の事柄が法律で規律されています。

課税、その他の公的料金
課税の実体と主題、税率、税率免除と減税についての定義

憲法には、その他の規則による例外がない限り、これらの法規は直接適用されなければならないという規定が記されています。つまり、税規則の解釈は常に憲法に従わなければならないということです。ある税法が憲法の特定の規則と矛盾する場合、憲法を適用しなければいけません。

ポーランドの税制は、タックスタイトルと税条例の法令によりなっています。通常、タックスタイトルは直接および間接的なタイトルに分けられます。直接のタックスタイトルは、収入、不動産資産または遺産のような財産に関連があります。間接的なタックスタイトルは、商品とサービス（例えば付加価値税、物品税）のような他の事柄に関連があります。

税条例の法令は、納税者と税務当局の基本的な権利と義務とその手順を指定しています。

ポーランドが欧州共同体に加盟した2004年5月1日から、ポーランドの立法府議員はポーランドの税制をEUの規定と調和させる義務を課せられました。改定は、とりわけ付加価値税と物品税に関するものです。この日付から、実施の不足または上記範囲内のEU立法府議員の意図と矛盾する実施は、納税者に有利に解釈されます。

ポーランド税務当局は(重要性順)以下のよう
に構成されます:

- 財務相
- 税務局と関税局
- 税務署と税関

III.2.2. 会社の課税

III.2.2.1. 所得税

所得税は、法人所得税法(以下「CIT」と記載)と個人所得税法(以下「PIT」と記載)により管理されています。具体的にどちらが適用されるかは、実体の法的形態によります。法的形態により、実体または株主の収入に課税されます。すなわち有限会社と株式会社にはCIT、合資会社と合名会社にはPITが適用されます。

課税の実体

CITによる:

- 法人
- 個人による協力のない組織体、組合員を除く
- 税資本グループ

PITによる:

- 合資会社または合名会社の組合員、
- 法人とみなされない会社で、所在地または取締役会が外国にあり、その国の法律に従いそれが法人とみなされ、収入が発生した国に関係なくすべての収入が課税される会社。所在地または取締役会がポーランドにある(在留)会社は、その収入源の国に関係なくすべての利益が課税される納税者である。納税者がその所在地または取締役会が

ポーランドにない場合(非在留)は、ポーランドで発生した利益のみに課税される。

組合の課税

組合によって発生する収入と経費は、所有された株式の割当に従い各々の組合員に、適用する税率(個人の場合)別に課税されます。

外資系企業の支社

外国人投資家は、ポーランドでの活動のために法的形態を選べます。これは組合、資本会社または支社です。

支社は、一般的に、本社の法的形態を考慮しつつ、ポーランドの会社として税金の対象として扱われます。ポーランドで発生した収入と経費だけがポーランドでの課税の対象となります。

法的見解では、支社は別個の実体でなく、外国の会社の一単位です。したがって、本社へ返金される源泉徴収税がありません。

税資本グループ

税資本グループをつくることによって法人税義務を最適化することが可能です。この解決策の主な利点は、グループの中に会社の利益と損失をすべて加えることができる課税対象利益の計算です。しかし、満たされなければならない条件は、非常に限定的です。

グループは、以下の条件に従い、ポーランドに拠点を置く有限責任会社と株式会社だけにより作ることができます。

- グループ内の各会社の平均資本が最低1,000,000(百万)ズロティである場合
- グループ内の持ち株会社の一会社が支社であるほかの会社の資本を直接95% 所有している場合
- グループ内の会社が他に何の関係もなく、また他の会社とも関係がない場合

- グループ内のすべての会社が税金滞納をしていない場合

- グループによる収入の利益比率が会計年度で最低3%である場合

税資本グループの法的基礎は3年間です。これは公証人証書の形式で行われ、税務署に登録されなければなりません。グループの会社は税額控除を利用することができません。

移転価格操作

個人の間や個人と法人団体の間で遂行されるすべての取引は、税務当局の特別な管理下におかれています。それは、好ましい税率のため、実体の利益がその国への移転が可能だからです。

ポーランドの規則によって、以下のような関係が存在します:

- 直接的または間接的に他の実体の経営や管理に関与する実体もしくは、実体の資本の最低5%を所有する(資本の関係)
- 様々な法人団体の経営者もしくは管理者である個人間での雇用または親交による、もしくは個人が様々な法人団体の経営者もしくは管理者に同時になる場合における一般的な関係。

関係が存在する場合、関連する実体のうちの1つは移転価格操作文書を準備しなければなりません。文書には、関連した実体の間で起こるすべての業務と価格計算を記述し、各側の固有のリスクを指示しなければなりません。そのような文書作成の狙いは、取引の条件が関連しない実体の間でも同様であることを示すためです。税務監査において、文書は要請された日から7日以内に提出しなければなりません。

価格が市況に相応しない場合は、税務当局は以下の方法のうち1つを使用し、取引の価値を推定する権利があります:

- 類似する自由価格方法
- 再販価格方法
- 相応なマージン(コストプラス)方法
- 業務利益方法

税務当局によって計算された利益または損失が実体によりだされた数字より高いかもしくは低いならば、50%の追徴税率が適用されます。

2006年以降、ポーランドの納税者は、移転価格操作の範囲で財務相との契約を申請する権利があります。これは事前価格契約(APA)というもので、ポーランドの納税者間の業務だけでなく、ポーランドで国際的な実体の間でも行うことができます。

APAの主な利点は、納税者によって選ばれる移転価格の計算と適用が正しいか税務当局が確認することです。税務当局は、APAにより提示された方法を認めます。

APAは、APAへの出願の提出開始、提出後、もしくは進行中である取引業務に関係します。申請前に開始し、APA完成日に税務監査の対象となっているか、もしくは訴訟中である取引業務には関連しません。

課税対象

収入源がどこからかに関係なく、課税対象は利益です。利益は、収益と会計年度に受け取る所得から控除できる経費の余剰総額です。所得から控除できる経費の総額が収入の総額を上回るならば、それは損失です。納税者が損失を招いた場合、この損失額に応じて5年間利益を減らすことができます。しかし、この減少額は1年の損失の50%を超えてはいけません。

個人または法人団体の利益株（配当）、いわゆる許可会費の非常駐収入（例えばローン利率、許可料金、著作権使用料、機械その他の使用料）と無形サービス（例えば経営管理相談サービスまたは市場調査）の場合には、収入は課税対象（利益でない）とみなされます。

ポーランドの立法府は、いくつかの収入と経費を課税対象から除外しました。したがって、彼らは利益を計算する場合考慮に入れることはできません。

この規則は、たとえば、ポーランドの法人団体からその系列会社に支払われたローンやクレジットの場合にあてはまります。資本の25%以下を所有する系列会社による源泉（例えばローン、クレジットやインボイス）からのポーランド法人団体の負債が、ポーランド法人団体の割当資本額の3倍を越す場合は、ローンやクレジットが割当資本の3倍を上回る期間、ローンやクレジットは所得控除できるコストとは認められません。この制限はいわゆるローンとクレジットを通して現在の経済活動の資金を調達するという「実質のない資本化」を避けるため行われたものです。本社解散の場合に限り、株主に払い戻される資本と異なり、ローンとクレジットは、借業者に簡単に返金されることができます。

他の控除できない経費の例：

- 無料で費やされる固定資産税の非減価償却値
- 大部分の罰金と科料
- 決められた限度を超過する車の費用
- 接待費

収益の定義は、先払いと全般的と部分的フリー・ベネフィットを除いて、たとえそれが受け取られないとしても、支払われるべき収益を含みます。

税率

特別な税免除はポーランドの資本会社からポーランド国外またはEU圏外の資本会社に払われたライセンス料と配当に関わります。ライセンス料に関し、免除は以下のときに適用されます：

- EUの資本会社がポーランドの資本会社の株を25%以上直接所有している場合
- ポーランドの資本会社がEU の資本会社の株を25%以上直接所有している場合
- 所得税がEU国で払われている他の資本会社が前記の両資本会社の株を25%以上直接所有している場合

配当に関しては、EU国からの資本会社が少なくとも2年の連続期間、ポーランドの資本会社の株を10%以上直接所有するとき、免除が適用されます。両法律（CITとPIT）は、ポーランドに在留していない者により発生した所得利益に対し、数種の免除または低い税率を見込みます。したがって、最終的な税率を設定する場合、ポーランドに在留していない者の住所とポーランドが加盟している二重租税条約の規則を考慮しなければなりません。



収入源	税率
ビジネス活動（自営）線形課税が行われていない場合	85,528ズオティ未満は13%* 85,528ズオティ以上は32%* 税額控除は556,02ズオティ
資本会社収入 資本会社利益、配当（源泉徴収税） 利益 ビジネス活動（自営）線形課税の告知が行われた後	19%
許可会費（源泉徴収税）と無形サービスのための の非居住者収入	20%
ある種の収入 寄付 ある種の実体の収入	免除

*2009年1月1日より新税率が導入

義務

一般的な規則に従って、所得納税者は、税義務が生じた月の翌月の20日までに、または、「小額」納税者の場合には、税義務が生じた四半期の翌月の20日までに納税する義務があります。その上、納税者には税義務が起こった年の翌年の3ヵ月以内に一年の税申告書を提出する義務があります。

配当、ライセンス料と無形サービスに関しては、例外があります。この場合、税は税義務が生じた月の翌月の7日までに払われなければなりません。

III.2.2.2. 付加価値税

付加価値税(以下「VAT」と記載)法は、次の用語を使用します:

- 出力税 - 販売から生じるとき、販売者は請求書を示して税金を税務署の口座に支払う義務があります。
- 入力税 - 商品またはサービスの購買者は販売者に税金を支払わなければいけません、出力税から差し引くか、税務署からそれを返金してもらうことができます。

課税対象物

- ポーランドでの支払いの対象となる商品配達やサービス提供
- 商品の輸出
- 商品の輸入
- ポーランドで支払いが行われる欧州共同体内の商品購入
- 欧州共同体内のサービス調達

課税の実体

- 法人
- 会社会的性格を持たない組織的実体
- 独立した事業を行う個人 (VATは事業についての定義があり、したがって個々の事例は別個に検討しなければいけません。)



VAT納税者は、以下の実体でもあります:

- 欧州共同体内で新しい輸送手段の調達を行う実体
- ポーランドで欧州共同体内での商品購入を行う実体
- 所在地、一定の事業場所、またはポーランド国外に居住の場を持つ納税者によるサービスまたは商品の受取人である実体

ポーランド国外に登録所在地、一定の事業場所、または居住地を持ち、かつポーランドでVATの納税者としての登録を必要とする実体は、税代表を任命しなければいけません。この義務はEU加盟国からの実体には関係ありません。

「課税の対象物」で言及された活動を実行する実体は、最初の課税対象の活動を行う前に現行VAT納税者として登録しなければなりません。最初の活動から、特別な規則に従って適当なVAT率で請求書を出さなければなりません。

実体の総年間取引高量が50,000(五万)ズ

オティより低いと予想した場合、VATの登録しなくてもいい場合があります。この場合、実体はその取引高に課税する必要はありませんが、入力税を販売額から差し引く資格もありません。

欧州共同体内での商品購入と調達は、EUのVAT納税者として登録した実体のみ許可されます。

積送品貯蔵

積送品貯蔵は、ポーランド以外のもう一つのEU国の供給元により動かされる原料が保存される倉庫で、供給元はポーランド以外のもう一つのEU国のVAT納税者です。積送品貯蔵はポーランドにあり、ポーランドのVAT納税者によって管理されます。

課税と税報告に関するすべての手続きがポーランドのVAT納税者によって完了されるので、これは供給元がポーランドでVATに登録しなくてもいい簡略化した手順です。

税率

活動	税率
下記以外のすべての活動	22%
法律に規定されている商品とサービス	3%と7%
輸出品 地域内配達の製品 国際運輸	0%
中古商品 財務サービス 活動 税率 株主と組合により配給されたローン新しい会社と増資の貢献 株主と資本会社により配給されたローン 免除 寄付 資産売却 株を含む財務的な権利の売却	免除

義務

VAT納税者には、毎月の税申告書をVAT支払い義務が起こった月の翌月の25日までに税申告書を提出しなければいけません。「小額」VAT納税者の場合は、VAT支払い義務が起こった四半期の翌月の25日までに提出しなければ

いけません。VATの申告において、VAT納税者は売上高から生じる出力税の差と購買により生じる入力税を提示しなければいけません。出力税の余剰の場合は、VAT納税者は税申告に記されている期日までに税務署の口座にこの余剰分を払わなければいけません。入力税の余剰の場合には、納税者は預金口座にVATの返金を申し込むか、もしくはそれを次の清算時に割り当てることができます。

商品の輸入の場合は、税関申告書に示されたVATは通関手続きの日から10日以内に払われなければなりません。器材または工場施設の輸入の場合にはVAT支払いの義務を保留しておくこともできます。

税務署からのVAT返金

VATは2種類の方法によって払い戻しすることができます。それは、直接的と間接的な方法です。

入力税の間接的な返済は、安定した販売と支

出がある会社にとって最も一般的は方法です。VAT納税者は、出力税から差し引いて入力税の返金をすることもできます。

直接的な返済は、購買プロセス中に払われるVATの総額の、税務署からの金銭移動によって行われるVATの返済を意味します。この方法は

資産の産業化または購買などの最初の段階のために一般的です。その際、入力VATは蓄積されます。VATの返済は、通常、税務署がVAT納税者の会社の監査に期日を保留しない場合に、60日以内に行われます。VAT法は、返済期日を25日以内に行われることについても述べていますが、これは特定の状況においてのみ適用されます。上述のすべての最終期限は、税務監査の期間は、税務署によって延期されることがあります。



活動	税率
合資会社の株主により配給されたローン 新しい会社と増資の貢献	0.5%
株主の資本会社により配給されたローン	免除
寄付 資産売却	2%
株を含む、ある種の財務的な権利の売却	1%

III.2.2.3. 民法業務に関する税金

事業に関して、以下の業務は、民法における課税対象とされます：

民法業務における課税は、取引日から14日以内に支払いを行わなければいけません。

III.2.2.4. 関税と物品税

関税

2004年5月1日から、ポーランド国土は、税関連盟の一部となりました。これはポーランドからの輸出またはポーランドへの輸入の際の通関手

続きに関し重要な変化をもたらしました。ポーランドとEU加盟国間のあらゆる既存の関税障壁がなくなりました。EU加盟国の間の商品やサービスの移動は、欧州共同体内の購入と調達によって実現されます。さらに、2008年1月1日に、ポーランドは条件を満たして、シェンゲン協定の加盟国になりました。そして、ポーランドとそのEU隣人国の国境の検問所は廃止されました。

ポーランドと非EU諸国間の商品の移動は、税関法によって管理され、輸入と輸出に分類されます。通関手続き、関税率とその義務に関したすべての規則はEUレベルで管理されます。しかし各国のその応用はなお重要であり、(例えば技術的手続き上の分野において)義務付けられ有効なものとみなされます。

非EU国からEU、またはポーランド国内への原料などの商品の輸入は、通関手続きを行った

国または供給目的国でVAT納税の義務が発生します。その手順は、供給元と配達手順の義務によって異なります。

物品税

物品税法は統一製造物(欧州連合の統一政策の対象となった商品や製品;自動車燃料、暖房油とガス、アルコールとタバコ製品)と不統一製造統一政策の対象となっていない商品や製品)の物品税商品の製造と販売についての規則を定めています。

課税の実体

- 法人
- 会社の性格を持たない組織実体
- 物品税により課税される業務を遂行する個人

課税対象物:

- 統一製造物の物品税商品の製造
- 委託倉庫より統一製造物の物品税商品の持ち出し
- 統一製造物の物品税商品のポーランド国内での販売
- 統一製造物の物品税商品の輸出と輸入
- 欧州共同体内における統一製造物の物品税商品の取得
- 欧州共同体内における統一製造物の物品税商品の調達

税率は、商品の価値の利率、または、量の原則(製品単位につき固定レート)に基づき表されます。

III.2.2.5. 免税地帯

免税地帯(DFZ)は大きな関税地域の一部として含まれない、非居住地域です。そこは均一な関税システムが適用される外国とみなされません。DFZのすべての入口と出口では関税検査が行われます。

DFZの利点は、外国から持ち込まれた商品(EUまたはEEA以外の)が輸入税、物品税とVATの課税なしで売られるということです。

ポーランドには、以下の7つの免税地帯があります(2009年3月16日現在)：

免税地帯





III.2.2.6. 税関保税倉庫

税関保税倉庫は、関税がかかる商品（EUまたはEEA以外の）の保存や操作が行われ、もしくは輸入業者とエージェントと税関吏の共同親権で無料かつ非課税の製造活動を行うことができる建物または安全を保障された地域です。それは国、または、民間企業によって管理されます。後者の場合は、民間企業は、国家から保税許可を取得しなければなりません。

税関保税倉庫の主な利点は、ポーランド国内で商品が持ち出され消費されるまで、商品輸入に関する納税（輸入税、物品税とVAT）が延期されるということです。

ポーランドには7つの税関保税倉庫があります（2009年3月16日現在）。

保税倉庫図



III.2.2.7. 地方税

企業家にとって最も重要な地方税は下記の通りです：

財産税と車両税の税率または免除は地方自治体議会で決定されます。しかし、彼らは立法

車両税:

- 歴史的な車両
- 相互関係の規則－外国の大使館、領事館、その他の任務によって外交特権を所有する車両、法律、協定、または習慣により免除権をもつ車両

税の種類	範囲	税ベース
資産税	ビジネス活動目的に利用される土地 建物またはその一部分 ビジネス活動を行うために使われた建物またはその一部分	土地と建物－範囲 建物－範囲
車両税	3.5トン以上のローリー トレーラー バス	ローリーとトレーラーの車両の最大許容重量 シートの数－バス
森林税	森林を利用した活動について	土地と建物に使われたヘクタール数
農業税	耕地を覆う木々と茂み 農業以外のビジネス活動に利用された除外土地 農地－計算の目的で行われたヘクタール数、土地の状態による	他の土地 登録された土地と建物のヘクタール数

府議員により設定される限度を超えてはいけません。

立法府議員によって決定された免除の例：

財産税:

- 子供や若者のために法で定められた活動を行う協会によって使われる不動産
- 歴史上の記念物として登録された個々の土地と建物－特定の条件
- 事業のために利用される土地を除いた非耕作地とエコ耕作地

森林税:

- 40 年以内の木々が生息する森
- 歴史上の記念物として個々に登録された森

農業税:

- 質が最低である耕作地
- 100ヘクタール以内の新しい農場－特定の条件

III.2.2.8. 印紙税

印紙税は、すなわち規則で指定される国の管理媒体の以下の活動から徴収されます：

- VATの登録: 170.00ズオティ
- 委任権の譲与: 17.00ズオティ
- 実体の納税証明書: 21.00ズオティ

III.2.3. 個人課税

III.2.3.1. 個人所得税

課税の実体

- 合資会社の組合員または合資会社、
- 所在地または取締役会の場所が外国である法人組織でない会社（しかし、その国の法律により、法人だとみなされ、収入の発生地に関係なく、すべての収入が課税されている場合のみに限る）
- 個人

ポーランドの個人所得税法によると、すべての個人はPITによって収入に課税されます。しかし、その個人の在留資格によって、納税義務は無制限または制限とされます。前者は、居住者の世界的な収入についてです。経済活動の中心がポーランドである、または、ポーランドで重要な利益を生み出している、もしくは、ポーランドに暦年の183日以上滞在している居住者です。後者は、非ポーランド居住者のポーランド発生した収入についてです。

課税対象

ポーランドの規則は、多くの収入源を定義しています。概して、各々の源泉からの利益は、別個に計算されます。利益は収益と所得から控除できる経費の余剰額で、会計年度に受領されます。所得から控除できる経費の総額が収入の総額を上回るならば、その差は損失ということになります。納税者が損失を招いた場合、彼はこの損失の量によって次期5年間の利益を減額することができます。しかし、減額は1年の損失の50%を超えてはいけません。それは、物、財産や財産に関する権利の処理の際に支払うべき損失にはあてはまりません。

ポーランドの立法議員は、ある種の収入と経費を課税対象から除外しました。したがって、それらは利益の計算には考慮に入れられません。その上、場合によっては、ポーランドが加盟している二重条約の規則は、個人の社会的地位を変えることができ、したがって、例えば配当、利益またはライセンス料などにおける収入源の課税国を変える、もしくは、税率を減らすことができます。

収益の定義は、先払いと全般的と部分的フリー・ベネフィットを除いて、支払われるべき収益（受け取らなかったのも）を含みます。

事業活動をしないう者が控除可能な経費に関しては、以下の事柄が法で厳密に定められています。

- 特定の活動の50%、例えば著作権の利用
- 年間一括払い2009は被雇用者につき1,335 ズオティ
- 民法協定の収入の20%
- 社会保険
- インターネット一年につき価値が760ズオティ まで
- リハビリテーション目的のための費用

義務

すべての個人のための会計年度は、暦年です。年の間に、所得税納税者は、納税義務が発生した月の翌月の20日までに納税をしなければいけません。「小額」納税者の場合は、納税義務が発生した四半期の翌月の20日までに支払わなければいけません。また、納税者は納税義務が発生した翌年の3月31日までに一年の税申告書を提出しなければなりません。

被雇用者の報酬の場合、雇用者は毎月の税の前金を計算し、差し引いて管轄の税務署に支払う義務があります。

税率

夫婦と片親は、特定の条件が満たされれば、課税の義務を個人的に、または一緒にすることができます。しかしそのうちの一人が定額制によって課税される場合を除きます。

PIT法は、ポーランド非居住者の収入や利益に対するいくつかの免除や低税率を許可しています。したがって、最終的な税率を処理するとき、非居住者であるかということやポーランドが加盟している二重租税条約の規則を考慮に入れなければなりません。

収入源	税率
雇用契約 民法合意 個人的な活動(例、取締役会会員) ビジネス活動(自営) 線形課税が行われていない場合 レンタル その他	85,528ズオティ未満は18%* 85,528ズオティ以上は32%* 税額控除は556,02ズオティ
ビジネス活動—線形課税の告知が行われた後 資本利得、利益	- 19%
許可会費(源泉徴収税)と無形サービスのための非 居住者収入	- 20%
ある種の収入 出張費、日当、旅費、宿泊費などの返金 被雇用者の教育と資格取得のために雇用者により払 われた出費 被雇用者の住居のために雇用者により払われた手 当金	免除

* 2009年1月1日より新税率が導入

外国からあらゆる収入を受け取る個人は、毎月の税の前金を自ら計算して支払わなければなりません。



III.2.3.2. 相続税と贈与税

課税の実体は個人です。

課税対象

ポーランドにある個人所有による物または財産権の以下の事柄による取得

- 遺産、遺贈
- 寄付
- 共有権の無償の取り消し

課税標準

負債と負荷を差し引いた後の価値は物または財産権の条件により取得日と納税義務日の市場価格において計算されます。

税率

物または財産権を所有していた人と与えられる人の関係によります。規則的には、この関係が薄ければ薄いほど、適用される税率は高くなります。税率は3%から20%です。

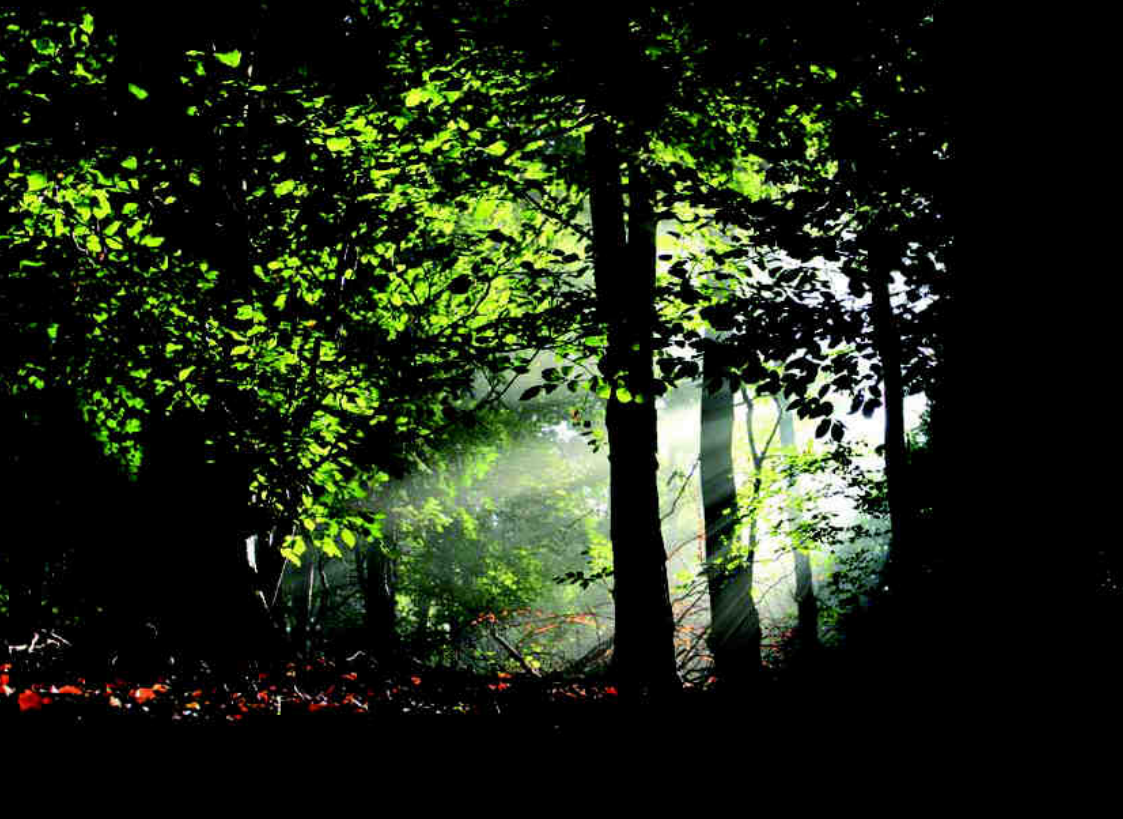
例えば、立法府は以下の相続税と贈与税から若干の免除を予測します

- アパートや建物の取得、面積110 m²、しかし特定の条件を満たした場合のみ
- ここ五年間にわたる物や財産権の取得、金額9,637ズロティ以内、物または財産権所有者とその取得者との関係による

ポーランドのビジネスの機会は、魅力的であるといわれています。これまで経済成長の強固な基礎により、ポーランドは他国のような世界的な財政危機による打撃がありませんでした。これには複数の理由が考えられます。最も重要なものは、近年建設的な見通しをもって2009年のGDP成長を目標としていることです。

銀行業務部門は安定しています。FDIの主な指標は高い評価を得ています。そして、地方公共投資は高水準にあります。さらに、EUからの構造資金は、この傾向を明白に示しており、高度なレベル、さらに増加レベルで投資量を保っています。

産業FDIのための一般援助は、協定により経済特別区 (SEZ) において確実に行われています。長期直接投資にとってこの機会にとって非常に興味深いものでしょう。



III.3. 投資誘致

III.3.1. EU 構造基金 2007 - 2013

2007年から2013年までに、ポーランドはEU 構想基金673億ユーロの支援金を得ます。この金額は国内への必要な出資のためにポーランド政府により増額されます。財政援助は、オペレーションプログラムの範囲内で出資されます。3つの最も重要なオペレーションプログラムは、インフラと環境、革新的な経済と人的資本です。さらにまた、各地域には特定の地域オペレーションプログラムがあります。

財政援助は投資補助金（県援助の認められた範囲に集中）としてだけでなく、以下のようなタイプの援助としても行われます。

- 研究開発補助金
- 環境補助金
- トレーニング補助金

援助は発生した経費の返済という形式で行われます。そのため、投資家が自身の金融源（おそらくローンの形式）を持たなければならないことを意味します。

投資補助金に関しては、新技術、ロジスティックの解決、生産性と輸出増加をもたらす製品やサービスやプロジェクト、会社における物流業務改革の実行などに支払われることを強調しておかなければいけません。

以下のリストは、ポーランドで利用できるオペレーションプログラムの全てです。ポーランドは、2007～2013年間に673億ユーロの支援金を得ることになっています。

■ オペレーションプログラム - インフラと環境 (IaE OP)

輸送、環境と他のタイプのインフラに関して、総構造基金の41.9%がNSFR下において、これらのプログラムのために充てられています。これは、ヨーロッパの地域開発資金(ERDF)と結束基金(Cohesion Fund)から融資されました。

IaE OPは、環境の現状を継続し改善することを目的とする重要な投資を支援します。調和の取れた発展と関係がある問題は、エネルギーセクターへの投資流入のために、主要な重要性を持ちます。

現存エネルギー源の多様化への不可欠な投資は、市場原理を使って成し遂げられることになっています。

再生可能エネルギーへの投資、エネルギー需要の減少、環境にやさしいプロジェクト。社会基

■ 環境にやさしい交通機関

プログラム名	総ファンドの割合	ユーロ億
インフラと環境OP	41.90	27.9
革新的な経済OP	12.40	8.3
人的資源OP	14.60	9.7
東欧発展OP	3.40	2.3
技術支援OP	0.80	0.5
16地域オペレーションプログラム	24.90	16.6
ヨーロッパテクニカルコーポレーションプログラム	-	0.7

資料：地域開発相

盤(健康管理、文化と高等教育)に関する地域を越えた重要な投資は、これらの分野と補足しあっています。

リスボン政策の達成目標の実現に対する支出指標の期待値は、ヨーロッパのシステムと国内輸送基盤のの適合のための連合基盤活動に集中することにより達せられます。これは主に調和の取れた発展を原則に国境を越えた距離での交通インフラを開発することです。

■ The IaE OP は15 の優先事項がありません。

■ 水と汚水管理

■ 廃棄物管理と土地保護

■ 資源管理と環境破壊対策

■ 企業を環境保護の必要条件と一致させることを目的とするイニシアティブ

■ 環境保護とエコ習慣の宣伝

■ TEN-T 道路(European Transport Network)と航空運輸網

■ 輸送安全性と国内輸送網

■ 環境にやさしいエネルギー基盤とエネルギー効果

■ エネルギー安全性、エネルギー源の多様化を含む

■ 文化と文化的遺産

■ 健康安全管理と健康管理システムの効率性の向上

■ 高等教育基盤

■ 技術協力- ヨーロッパ地方開発基金

■ 技術支援- 結束基金

■ オペレーションプログラム - 人的資本(HC OP)

ヨーロッパ社会基金(ESF)による融資です。

社会問題の規模から考察すると、構造対策の14.6%は、ヨーロッパ社会基金によって共同資金調達したプロジェクトの実施に割り当てられます。そのプログラム内の資金の多くは、リスボ

ン政策の実現に使用されています。

プログラムは、以下の分野を集中的に支持しています。

雇用、教育、社会的包括、農村地帯の人跡資源の成長と、労働者と企業の適応性の助長です。これにより、すべてのレベルで、効果的で能率的な公的行政が行われ、人的資源において良い自治原則と健康促進が実施されるでしょう。

プログラムの全体的な達成目標は、雇用増加を通して、ポーランドの完全な人的資源可能性を実現することです。企業と従業員の順応性、社会教育のレベルアップ、社会的疎外領域の減少、国の行政機構の発達支援などです。

ESFで支援されるすべての地域の結合と資源は、中央的、地域的な構成要素から成っている1つのプログラムに集中します。それは、ポーランドでのESFの実施のために一貫したシステムを確実にする必要から生じています。単一の管理機関の設立によりプログラムの実施の監視が容易になります。それは同時に、実施の際の問題が起こった場合即時の対応が提供できるということです。

■ HC OPには、中央レベルで実行されるべき以下の5つの優先事項があります。

■ 雇用と社会適応合

■ 人的資源の開発と企業の潜在能力との適合、そして雇用者の健康状態の向上

■ 高度な教育制度、第三次教育と科学

■ 良い管理体制

■ HC OPには、地域レベルで実行されるべき以下の5つの優先事項があります。

■ すべての人にとって開かれる労働市場

■ 社会統合の奨励

■ 経済のための地域の人的資源

■ 地方の教育と能力の発展

■ 技術支援

■ オペレーションプログラム - 革新的な経済(IE OP)

EFRDから融資されます。

構造資金の12.4%は、IE OPに割り当てられます。

最も高性能な価値指標がこのプログラムによって達するといわれています。IE OPの焦点は、企業家精神の可能性を多様化するだけでなく、研究開発経費の増額、研究開発領域と企業間の協力助長により、より多くの革新を生み出すことです。投資は、地域市場の必要性に対応していなければいけません。

プログラムは、国家レベルで革新を支援します。地域または地域のレベルの改革は、地域オペレーションプログラムを通して支援され促進されます。

革新的な経済オペレーションプログラムの主な目標は、革新的な企業に基づくポーランドの経済の発達です。プログラムの詳細な目的は、企業の革新性の増加、ポーランドの科学の競争力の強化、より良い、持続可能な仕事の創出、経済におけるICTの使用の増加です。

■ IE OPには以下の9つの優先事項があります。

■ 新技術の研究開発

■ 研究開発基盤

■ 革新のための資本

■ 革新的な事業への投資

■ 革新の普及

■ 国際的なポーランド市場

- 情報社会のための電子管理の確立
- 情報社会の面での経済革新の増加
- 技術支援
 - オペレーションプログラム – ポーランド東部の開発 (OP DEP)

東部ポーランドのオペレーションプログラム開発(OP DEP)はERDFから融資されます。

このプログラムの発展は、5つの貧困地方のためにヨーロッパの地域開発基金から追加的基金が出資されたことによります。その5地方とは、ルブリン県、下カルパチア県、ポドラシェ県、シフエントクシスカ県、ヴァルミア・マズール県です。これらの各県は、以下の特徴を持っています。低い生活水準、低い経済発展力、未開発かつ不十分な輸送基盤と、不十分な成長因子です。

OP DEPの援助活動は他のプログラムの領域と重複します。しかし、活動範囲は選択された地域に限定され、活動規模と長期的な結果を期待されているため、発展プロセスに特別な影響を及ぼすかもしれないとされている点で、異なります。このプログラムは構造基金の支援の追加的要素で、ポーランド東部における他のプログラムの活動を強化するものです。

ポーランド東部のオペレーションプログラム開発の目的は、「持続的な発展の原則に従い、東部ポーランドの社会的経済的発展の進行ペースを速めること」です。

プログラムの主な目的は、以下の特定の目的を実現することにより達成されます。

- 競争的な経済を基盤として知識の発達を刺激すること
- ポーランド東部ブロードバンドインターネット接続の改善
- 県内主要都市の都市機能の発展
- ポーランド東部の県と県のアクセスのしやすさと標準的な交通網の改善

すさと標準的な交通網の改善

- 持続的な観光業としての役割とマクロ地域の経済開発
- ポーランド東部のオペレーションプログラム実行プロセスの最適化

OP DEP には5つの優先事項があります。

I: 近代経済

- 大学基盤
- 金融工学機関の設立と共同資金調達の支持
- 一革新性、奨励、協力への支援

II: 情報社会の基盤

- ポーランド東部のブロードバンドネットワーク
- 県開発センター
- 地方公共輸送機関システム
- 議会と見本市の基盤

III: 交通機関の基盤

- 道路基盤

IV: 自然条件を基にした持続的な観光業の開発

- 持続的な観光開発の促進
- 自転車用道路の開発

V: 技術的支援

- プログラムの実施と奨励プロセスの支持

■ 地方オペレーションプログラム

予算(24.9%)のほぼ4分の1は、地方の開発への投資に割り当てられます。

16の地方オペレーションプログラムの準備は、地方開発計画の地方分権化と公共行政機関による開発活動の増加の効果、市民の自治局面の強化、そしてIROPの2004～2006年の地方による構造対策の有効活用などの面から正当化されます。

地方オペレーションプログラムの目的は、一方で地方の開発戦略に応じて県が行うこと、他方においてNSFRの達成目標にも記されているように、各地方の競争力を増力し調和した開発の奨励を高めることです。

すべての地方オペレーションプログラムは類似した構造を持っていますが、それらの内容と財源は地域のレベルで指定されます。多くの前提の結果により作成された地方プログラムの活動リストを調和させる必要があります。その最も重要なことは国家的、ヨーロッパ的な戦略の優先と地域のアプローチと目標達成との一貫性を確実にすることです。また同様にSMEセクター(援助の均一的基準は国家レベルで定められます)の国庫補助に関する活動も考慮に入れます。

16の各地方オペレーションプログラムのための最高3%のERDF配分が、関連した規則の必要条件を満たした公営団地のために使用することができます。これらの活動は、退廃して社会的に排除される恐れがある市街化区域に関する地方オペレーションプログラムの補足的プロジェクトです。住宅に関するこのような解決策は、すでに計画されて、地域レベルで実行されていますが、国家政策の住宅状況の改善と関係がある活動要素となります。

プロジェクト開発に対する一般的な規則

特定の補助金を申請する前に、企業家は以下の事を提示しなければなりません。

- プロジェクトの目的
- このプロジェクトから期待される効果と利益
- プロジェクトの開始日と終了日、各工程の期間
- プロジェクトの実行方法
- プロジェクトの関係者
- 経費
- プロジェクト実行に必要な行動
- プロジェクト実行の制限とリスク
- 財政源の分析
- 受益者とプロジェクトによって満たされる要求の分析(協調融資の可能性があるかなど)
- プロジェクトの技術的財政的な面からの分析
- プロジェクトの技術的で財政的な面の分析。

プログラムのタイプに関係なく以下の事柄を考慮に入れなければなりません。

- 金融権限機関は首尾一貫した論理的で完全なプロジェクトが示されるまで資金の割当をしません。
- プロジェクト開発はかなりの支出と時間を費やします。
- すべてのプロジェクトが資金を得られるわけではありません。(基準を満たさなかったり、手順のミスがあったりした場合は却下されることになります。)

- プロジェクトは宛先の受益者グループを明らかに指定し、必要書類を提出しなければいけません。
- プロジェクトは受益者の法的目的と個人の戦略とが一致していなければいけません。
- プロジェクトには活動日程表、見積もり、促進、監視、評価についての詳細を含まなければいけません。
- プロジェクト経費は、どんな予想外の状況からでも引き出される口座で、実際の経費に基づいて公正に計算されなければいけません。
- 受益者はプロジェクト終了後、プロジェクトは、最低五年間確実に実行されなければなりません。SME(中小企業)の場合においては、最低3年間です。

III.3.2. 経済特別区 (SEZ)

経済特別区(SEZ)は、ローカル基盤サポートが行われる、特に指定された地域です。そこでは、事業は優先条件(法人税免除)をもって実行されます。SEZの公的援助の主な目的は、地方の発展における差異の縮小です。また、それによって経済で社会的結合を強化します。SEZの中で事業活動し、前記の免除から恩典を得るためには、投資家はSEZ当局により発行される特別な許可を取得しなければなりません。

上記の地図は、14のSEZ(資料PAIIZ)の各本部を示します。また、多くの地方も、投資家のプロジェクトに最も適した場所の選択を援助するため、副地域として含まれます。すべてのSEZの総合地域面積は、現在12,531ヘクタールですが、SEZの総面積は、20,000haを上回ってはいけません。企業家がSEZ外で特定の場所に投資したければ、(特定の状況の範囲で)その地域をSEZの中を含むことは可能です。SEZでビジネスを行うための条件は、以下の通りです。

ポーランドの経済特別区



資料: PAIIZ

- 投資支出が最低100,000ユーロであること。
- 投資家の所有資本が最低25%であること。
- 投資は完成までに最低五年間行われること(中小企業の場合は三年間)。
- 新設の仕事は雇用開始から最低五年間行われること(中小企業の場合は三年間)。

投資家は援助やCIT免除を所定のSEZの終了期限(現在2020年まで)利用することができます。しかし、それは地域援助の認可度を上回ることができません。CIT免除は、SEZの中での活動で得られた利益だけに対して適用されます。

SEZ許可において、投資家は投資経費、予想される就職率レベル、ビジネス開始日と最終期限について、許可証にあるすべての義務を果たすために提出しなければいけません。そして、それは通常所定のSEZの終了期限まで有効です。

すために提出しなければいけません。そして、それは通常所定のSEZの終了期限まで有効です。

SEZ許可証の取得に必要なすべての必須要件を完了して、CIT免除の権利を得て事業を開始するまでに、3~4か月かかります。SEZ管理機関には、SEZを管理の目的で年間費を支払います。

III.3.3. 労働市場での誘致

失業者を雇用するために会社は地方労働局に問い合わせることができます。そこではいろいろな労働市場手段を用いて企業家を支援します。支援の主要な形式は、以下の活動です。

1. 適当な資格を持つ被雇用者の雇用プロセス援助。最初に、労働局は、求人広告を集めて、それを広告し、企業家に潜在的候補者を提案します。それは、それから失業者と雇用者と面談を設定します。労働局には、地方労働市場の現況と変更予定などの情報が集まります。いろいろなイベント企画、例えば労働交換なども行われることもあります。求人募集は職業コンサルティングサービスによっても行われます。そこでは候補者の履歴を明示したり、求人広告が提供されたりします。

2. 干渉方策—この種のプログラムは、助成金を支給された仕事を労働局と雇用者との同意に基づいて、失業者に提供するというものです。プログラムは、労働市場で困難な状況にある失業者に目標が定められます。労働局は、雇用者

にプログラムの下で雇用された労働者の賃金コストを返済します。返済計画期間と総額は、目標グループにより異なります。

3. 新しい仕事場の創造—この種の助成金は、仕事場設備を購入するための費用の返済として提供されます。この返金額は、制限があり、ポーランドの平均月収の6倍を超えてはいけません。

4. 職業訓練—このプログラムに基づいて、労働局は、雇用者と雇用契約を結ぶことなく、職業訓練として派遣することができます。期間は、最低3か月から最高12か月までです。このような場合、選ばれたグループは、労働局により労働代が支払われます。トレーニング期間終了後、数人の抜擢された候補者は労働契約を結ぶことができます。

5. 所定場所での実質的な仕事により新しい資格または職業技能を身につけようとする潜在的従業員のためのトレーニングプログラムへの財政援助。

6. 労働局により派遣された失業者を雇用する場合における社会保障金の返済。社会保障金の返済額は、ポーランドの最低月給額の300%までで、郡知事と雇用者の間で結ばれる契約に基づきます。総額は、2つの条件を満たした場合に限り返済されることができます。一つ目は、労働局により派遣された人物が12ヶ月雇用されたこと、二つ目は、12か月後にもなお雇用されていることです。

労働機関の支援を得たい企業家は適当な労働局に連絡し、支援のタイプにあう書類と所定の申請書を提出しなければなりません。

III.3.4. 多国籍企業のためのOECD ガイドライン

多国籍企業のためのOECD ガイドラインは、国際投資と多国籍企業についてのOECD宣言の付属文書です。これは宣言において支持される国からの、または国の中で多国籍企業の事業活動を行う責任のための標準と任意の原則を記した勧告です。ガイドラインは法的拘束力を持ちません。経済界、労働組合代表、NGOはこれらのガイドライン展開に貢献してきました。多国籍企業の定義は、通常複数の国々と関係があり、様々な方向へ活動が連携する会社や他の実体です。

ガイドラインには、雇用における経営倫理、人権、環境、情報公開、反贈収賄、消費者利益、科学と技術や、競争と課税などについて明記されています。

OECD会議によると、各加盟国は、各国連絡窓口（NCP）を設立しなければいけません。NCPは、国家レベルでのガイドラインの助成に対して責任がある実体です。NCPは、特定の国のガイドラインに関する質問と問題を取り扱い、同時に、本部がその国にある会社などの会社活動についてのクレームに対応しています。ポーランドのOECD NCPは、ポーランド情報・外国投資庁(Polska Agencja Informacji i Inwestycji Zagranicznych S.A)内に所在しています。

ガイドラインに記されている主な規則は、以下の通りです。

企業は、労働組合とその他の被雇用者代表者により代表される被雇用者の権利を尊重しなければいけません。また、労働条件において意見の一致を目的とする代表などの被雇用者団体、または被雇用者個人と建設的な交渉に務めなければいけません。

企業は、事業を行っている国の法律と規則と業務的慣習の範囲内で、また、関連する国際合意、原則、目的と標準を考慮した上で、環境と公衆衛生と安全性を保護し、持続的な発展を目標に貢献していく活動を行わなければならない。

企業は、ビジネス獲得や保持、その他の不適切な便宜のために、賄賂または他の不当な利益を直接または間接的に提供、約束、授与、要求してはならない。

消費者への対応において、企業は公正なビジネス、マーケティングと宣伝活動に従って行動し、企業が提供する商品やサービスの安全と質を保証するために正当な対応を行わなければならない。

クラクフの聖マリア大聖堂





III.4. 会計と金融

III.4.1. 会計と金融についての規則

ポーランドの会計規則は他のシステムと非常に類似していて、常に国際会計基準とEU規則に類似するように同一性を持たせています。

法規則

ポーランドの会計法は、1994年9月29日の会計法とポーランドのGAAP(現在6つの基準から構成されています)によって構成されます。会計法の規定は、所在地または経営役員オフィスがポーランドにある実体に適用されます。外国の会社が支社または登録された子会社を通して営業している場合その外国人や外資系企業も該当し、ポーランドの法律に従って完全な会計記録を維持することを強制されます。

会計法は国際財務報告基準とそれほど異なりません。それはEUによって採用され、EU 指令から生じている規則と調和しています。2008年3月の改正は、EU 指令2006/46/WE からの規則を実施したものです。中でも、決算書を強化し、その中表示される義務的報告に及びます。そして決算報告準備と出版の義務も実体管理にもたらしました。

会計法によって管理されない状況には、適当な基準が適用されます。

特定の会社は国際財務報告基準に従って決算することができます。ワルシャワ証券取引所のリストに載っている会社は、国際財務報告基準に従って連結財務諸表を準備しなければいけません。さらに、それらの会社の子会社はEUと国際財務報告基準のどちらかを選んで決算書を作成することができます。

会計事実

会計記録は、ポーランドの言語と通貨で記され保存されなければいけません。外貨で記された総計は、ポーランド中央銀行により設定される平均為替相場場で、ポーランド通過に換金されます。一般に、すべての会計文書は原文書を除いてポーランド語で書かれなければいけません。原文書も税務当局と監査役の強要でポーランド語に翻訳されなければなりません。

会計期間は12ヵ月で、通常暦年と同じです。もちろん、会社は異なる日付を選ぶこともありますが、税務当局にこのことを報告しなければいけません。簿記は、会社内部の資格のある従業員、または、外部の会計事務所によりに行われます。会計事務所の場合も同様に、文書と会計帳簿は会社の本社に保存されなければいけません。各年の文書は、5年間、従業員名簿はもっと長い期間、決算書においては永久に保存されなければいけません。

会計分野においてこれらの義務を果たすことに対する完全責任は会社経営者が負います。この責任の範囲は、EU指令2006/46/WE 実施において範囲を拡大され強調されました。

会社は会計法に含まれるすべての会計原則を適用し、財務状態と決算を公正に提示することを要求されます。取引の経済実質は、簿記と決算書の公表での商取引などの確認の基本になります。その財務状態と決算に否定的な影響を及ぼさない限り、会社は会計原則の範囲で簡略化したものを適用することができます。

III.4.2. 決算書

実体は、会計法12条の2項に記される会計年度の最終日に、財務報告書を準備します。測定値の原則は、会計法の第4章で指定されるように、資産、債務と株式と決算決定に適用されなければなりません。

欧州経済領域での取引を許可された、もしくは許可を申請している、もしくは許可を申請したが、未決定の証券発行人は、決算書を国際財務報告基準に従って準備することができます。

国際財務報告基準の利用を許可される会社のもう一つのグループは、主要なグループメンバーである実体です。親会社は国際財務報告基準を元に連結財務諸表を準備します。

これらの決定は、そのような会社の承認を示す機関だけにより行われます。

決算書は、貸借対照表、損益口座、決算書への導入、注釈と説明から成ります。毎年監査が行われる実体は、普通株とキャッシュフローにおける変更の文書を準備します。決算書に会社活動の年次報告が含まれなければなりません。レポートは会社の活動に重要な影響を及ぼしている出来事に関する情報を網羅しており、さらに会社の業績と予測を提示します。すべての文書は、ポーランドの言語と通貨で準備されなければなりません。

実体の経営者は、貸借対照表の日付から3ヵ月以内に、決算書の準備を確実にし、関連当局へ報告しなければいけません。

文書の承認は、貸借対照表の日付後6ヵ月以内に行われます。

III.4.3. 監査と出版

会計検査と財務報告書の監査と出版の義務は、資本グループ、株式会社、銀行、保険業者と投資ファンドまたは年金基金の上で証券と規則に基づいて取引が行われている実体の連結財務諸表について当てはまります。

他の会社は、会計年中に以下の2つ又は3つの条件を満たした場合、監査を受けなければいけません。

常勤となった従業員の平均数が、少なくとも50人いる場合会計年度末の総資産が、少なくともポーランドのズオティでEUR 250万相当だった場合再販品と完成品の売り上げと会計年度の金融取引の売上高からの純収益が、少なくともポーランドのズオティでEUR 500万相当だった場合。

監査の狙いは、監査役による意見の書面化です。監査は、決算書が正しいか、監査の実体の所有物、財務状態と決算について、公正な報告をしているかなどのレポートを含みます。

国際財務報告基準とEU会計規則の解釈に適用するため、ポーランドの会計法はしばしば改定されます。

これらの国際的な規則の実現の狙いは、企業の競争力を同等にすることです。会計規則の調和化は、会社による情報の品質の向上と相対性の増加に影響を及ぼします。またビジネスパートナーと金融機関に対し、財務データの信頼性の改善をもたらします。



III.5.社員雇用

III.5.1. 労働者の雇用

投資家がポーランドで投資を行い、ビジネスの発展を行う場合、労働者の雇用について考慮しなければいけません。ポーランドの法律は雇用についての様々な可能性について規定しています。雇用についての主な法形態は、1974年6月26日付けのポーランド労働法典に規定されている雇用関係です。雇用関係は、被雇用者の保証と権利についてのシステムに関係しています。労働法典により被雇用者は以下のような権利があります。

- 仕事に対する報酬を受ける、仕事の合意について規定されている財政的な条件、雇用者は、定期的に従業員にそれを支払うこと。被雇用者は、2009年のフルタイムの労働において最低額 1,276.00ズロティ以下の報酬を得ることはできません。
- 休日休暇を使う - 被雇用者には年間有給休暇に対する権利があり、その期間は彼らの年功に依存しますが、一般的にすべての被雇用者は年間20または26日の有給休暇が与えられます。被雇用者は休暇を拒否することは許されません。そして、雇用者は未消化休暇について被雇用者に等価額を支払わなければなりません。

- 疾病手当、
- 労働時間規則、
- 一部の被雇用者の特別な保護
- 雇用期間終了の手続き

労働法典には様々な雇用契約の種類が記されています。

- 見習い期間-この種の契約は所定の被雇用者と雇用者の間で一度だけ結ばれることができます。その目的は長期間の職務を果たすための被雇用者の適合性をチェックすることです。見習い期間は3ヶ月を上回ることはできません。
- 一定期間-この種の契約は特定の期日までの契約です。法律はそのような契約の最大期間については規定していませんが、契約期間は相応なものでなければなりません。しかしながら、このような契約が各被雇用者と結ばれる回数について制限があります。ポーランドの法律によると、このような有限契約が2回結ばれた後は、無期限契約を結ばなくてはならないことになっています。

■ 無期限

■ 被雇用者の長期不在期間の代替

契約には両者、労働時間、財政的条件、仕事のタイプと労働場所が規定されていなければならず、書面で行われなければなりません。雇用契約のほかに、被雇用者は労働を開始してから7日以内に、雇用についての情報を書面で得なければいけません。被雇用者は契約に記されている規定時間内に労働を行わなければいけません。そして監督の指示に従い、雇用者の利益になるように行動しなければいけません。労働法典によって規定される労働関係のほかに、民法典に基づく労働形式があります。これは民法契約として知られています。これらの契約は、労働法典から生じるあらゆる最小の保証なしで、労働関係に関する自由な契約形式を提供しています。両者は民法により規定されていない要因であるという理由から労働時間や報酬に対することについての決定をすることができます。民法典による最も一般的な契約は以下の通りです。

請負契約— この種の契約は、結果の合意とも呼ばれています。被雇用者は特定の仕事に対する成果を成し遂げ、雇用者は契約において準備された仕事にたいする報酬を払わなければなりません。

受注契約— 契約に基づき、被雇用者は雇用者が規定した仕事や活動を引き受けます。この契約の特徴としては、被雇用者が管理者の不在の元、仕事を行うということです。

契約は、期限の終了もしくは所定の仕事または活動が完了された時点で自動的に無効になります。雇用合意は、両者の合意により(あらゆる時に、またいかなる契約においても)、また一方の事前の通知により(事前通知の期間以内に)、または一方の事前の通知なしで(他方の重大な違反が行われた場合または、特定の理由により仕事が続けられない場合)、終了することができます。通知期間は、両方で結ばれた契約の種類や、実際の雇用期間などにより異なります。

一般的に(ポーランドの法律には多くの免除

が規定されていますが)、ポーランドで仕事を行う外国人は、外国人用労働許可証を得なければいけません。外国人用労働許可証を得る必要があるのは、被雇用者としてポーランドで働く非EU国民です。ポーランドの法人の管理委員会会員である非EU諸国の国民の場合は、ポーランドの法律により簡素化されています。すなわち、法的に有効なポーランド滞在許可証を取得した後、12ヶ月内6ヶ月を超えない期間で労働許可なしで労働を行うことができます。

外国人のポーランドでの居住及び労働に関し、最近行われた法規改正により、ポーランドでの労働許可取得に関する手続きは簡素化されました。多くのタイプの労働許可が取り入れられた一方で、労働許可が必ず取得できるという「約束」はなくなりました。外国人を雇用する予定である会社は、必須の書類をもとに完全な申請をした後、外国人用労働許可証を取得します。労働許可をもって外国人は労働を行い、ポーランドに一時的な居住をするためのビザを取得します。そして最後のステップは、労働許可に



規定された条件に従い雇用者と外国人の間で契約を結ぶということです。

III.5.2. ポーランドの社会保険制度

I, II と III の柱

1999年に、社会保険の改革が行われました。それは雇用者、被雇用者によるプレミアムの共同出資であり、1つの分配柱と2本の主要な資

本柱の3本の柱により成り立っています。ポーランドの社会保険制度は、以下の3本の柱に基づきます。

第1の柱(ZUS) — 義務的で一般的な保険です。給料から差し引かれるプレミアムは、被保険者の個人口座に記載されます。第1の柱を管理する機関は、社会保障機関です。第1の柱から受け取る年金は分配システムに基づき、それには生成契約の特徴をもっています。これは、年金の支払いが現在働いている人々の貢献により出資されることを意味します。このシステムを支えている被雇用者のプレミアムが年金取得者への支払いに十分満たしている場合、このシステムは効果的に機能します。総給料の12.22%が義務的プレミアムであるため、人々は個人にかかわる(受け継がれない)年金を受ける資格を得ます。

第2の柱(OFE) — これも社会保障制度の義務的要素であり、資本金です。給料から差し引かれるプレミアムは、被保険者の個人口座に記載されます。オープン年金基金(OFE)は社会保障の第2の柱に属しており、民間企業(公的年金機関)により管理され、プレミアムは金融市場に投資されます。

第3の柱(IKE) — これは任意な資本金であり、投資基金として組織される柱です。被保険者は保険会社(相互保険会社、保険協会)を選びます。年金を受ける資格をもつ年齢(女性60歳、男性65歳)に達した後に、年金受給者はエージェンシーを通して社会保障機関(ZUS)とオープン年金基金(OFE)から年金を得ます。そして、任意の3本目の柱から支払いをうけます。

被雇用者と雇用者により支払われる義務的社会保険出資

1998年10月1日付けのポーランドで社会保障制度社会保険に関する法律は以下の事柄を含みます。

年金を受け取ることができる保険

■ レンタル保険

■ 病欠や産休に対する保険、いわゆる疾病保険

■ 仕事場での事故や職業病に対する保険、傷害保険

社会保障システムに関する上記の法律により、義務的受け取り年金とレンタル保険はポーランドにいる以下の者に関係します。

■ 被雇用者

■ 非農業活動を行っている人とそれに協力している者

■ 臨時の仕事をしている者

■ 民法に基づく代理店契約、契約業者契約もしくは、サービス提供に関する契約をもとに仕事をしているものは、契約業者契約もしくはこのようなものと協力している個人についての規則が適用されます。

■ 産休および出産手当をうけた者

疾病保険

社会保障制度、義務的疾病保険は、以下の者に関係します。

- 被雇用者
 - 農業生産協同組合および農業協同組合のメンバー
 - 代理サービスを行う者
- 任意の疾病保険は以下の者に関連し、個人の申立による義務的受け取り年金とレンタル保険から賄われます。
- 臨時の仕事をしている者
 - 民法に基づく代理店契約、契約業者契約もしくは、サービス提供に関する契約をもとに仕事をしているものは、契約業者契約もしくはこのようなものと協力している個人

人についての規則が適用されます。

- 非農業活動を行っている者、またはそれに協力している個人

一般に、次の暦年における社会保険の年次ベースは、特定の暦年における国民経済の平均月収の30倍と比較し、それ以上であってはいけません。2009年現在では95,790ズオティです。

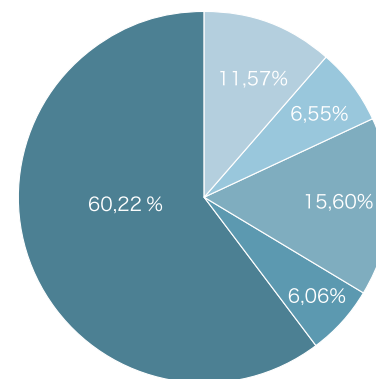
雇用者は、年金を受ける資格のある保険に総給料の19.52%を充てます。社会保障機関(ZUS)への他の出資は、以下の保険に関連します: 賃貸、病気、事故、健康保険、労働党基金とEAG 基金。

社会保障出資(15.71%)、所得税と健康保険(20.25%)は、総給料からも差し引かれます。雇用者は、あらゆる社会保障出資の一部も(16.60%)払わなければなりません。

例:

契約で締結された総給料	被雇用者の社会保障手当て	被雇用者の健康保険手当て(以上二つ、勝手に解釈しました)	所得税	手取額	雇用社会保障手当て	雇用者の負担費用総額
4,000.00	548.40	310.64	287.00	2853.96	739.20	4739.20
3,000.00	411.30	232.98	199.00	2156.72	554.40	3554.40

雇用者の負担総費用



記号一覧

- 被雇用者社会保険分
- 被雇用者健康保険分
- 雇用者社会保険分
- 所得税
- 手取額

EU 規則 1408/71

2004年5月1日にポーランドが欧州連合に加盟した後、社会保険に対し法的義務がある規定を活性化化する規則(EU 規則 1408/71に含まれる)は義務的です。EU規則に従い、収入増加を目的に欧州連合内の複数国で取得した人々は、加盟国のうちの1国のみの法律が適用されます。

一般的な規定では、被雇用手作業労働者や自ら活動を行っている人(例えば非農業活動)は、活動または労働が行われている国の法律を適用します。

上記の一般的な規則は、1408/71の規則の14条1 a項及び14条1 a項の以下の例外と特異な状況においても適用されます。

- 加盟国の一国内の雇用者に雇用されている被雇用手作業労働者は、その他の加盟国内へ派遣された場合は、最初の加盟国の法律が適用されます。これは仕事の予定期間が最長12ヵ月という場合、および被雇

用者の派遣の期限がすぎた人の代理人として派遣されていない場合において有効です。

被雇用者は、以下の基準を厳守しなければなりません。

- 一国の雇用で派遣されている、第2国内に一時的に在る、第2の雇用者のために活動をしている(雇用者の従属、時間や場所活動種類に関する厳守)



- 派遣先の国での契約が存在する
- 雇用者により給料が支払われている
- 派遣予定期間が12月を超えない。派遣予定機関は最初に知らされなければならない。
- 被雇用者は、派遣期間の期限がすぎた他の被雇用者の代理として派遣されてはいけない。

派遣を委任する雇用者が満たさなければならない条件もあります。委任する雇用者は、ポーランド国内で、活動を行わなければいけません。以下のような全体的な活動が考慮されます。

- 会社と管理部の所在地
- 外国に派遣されていない被雇用者数
- 顧客との契約が最も頻繁に行われている場所
- 契約の元になっている法律
- 派遣先の国での適応機関に達成した取引高

基準の選択は具体的な状況によります。結果的に、国内の雇用者の活動が社内事務に尽きる場合は、従業員を代表として送ることは全く不可能です。

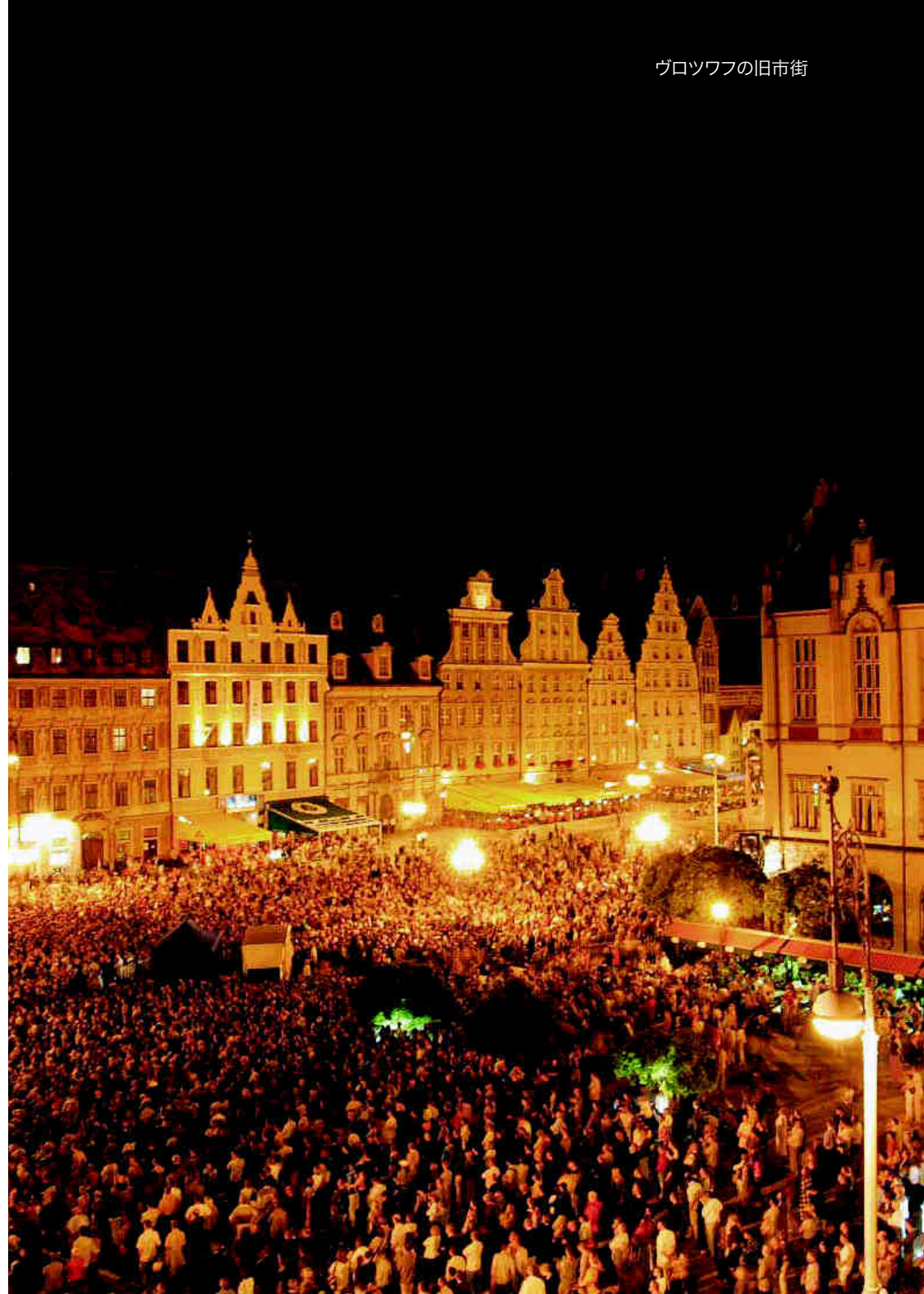
さらに、従業員を代表として送ることにに関して、委任会社が人材派遣会社である場合も適用されます

企業を自ら経営しており、一時的にその他の加盟国で働いている場合、E101用紙を認定する前に、ZUSも対処します。

決定第181番には、上記の自ら活動している者は、雇用が行われる場所での活動を始める前に、自らの母国(居住地)でまず仕事を始めなければならないことが記されています。

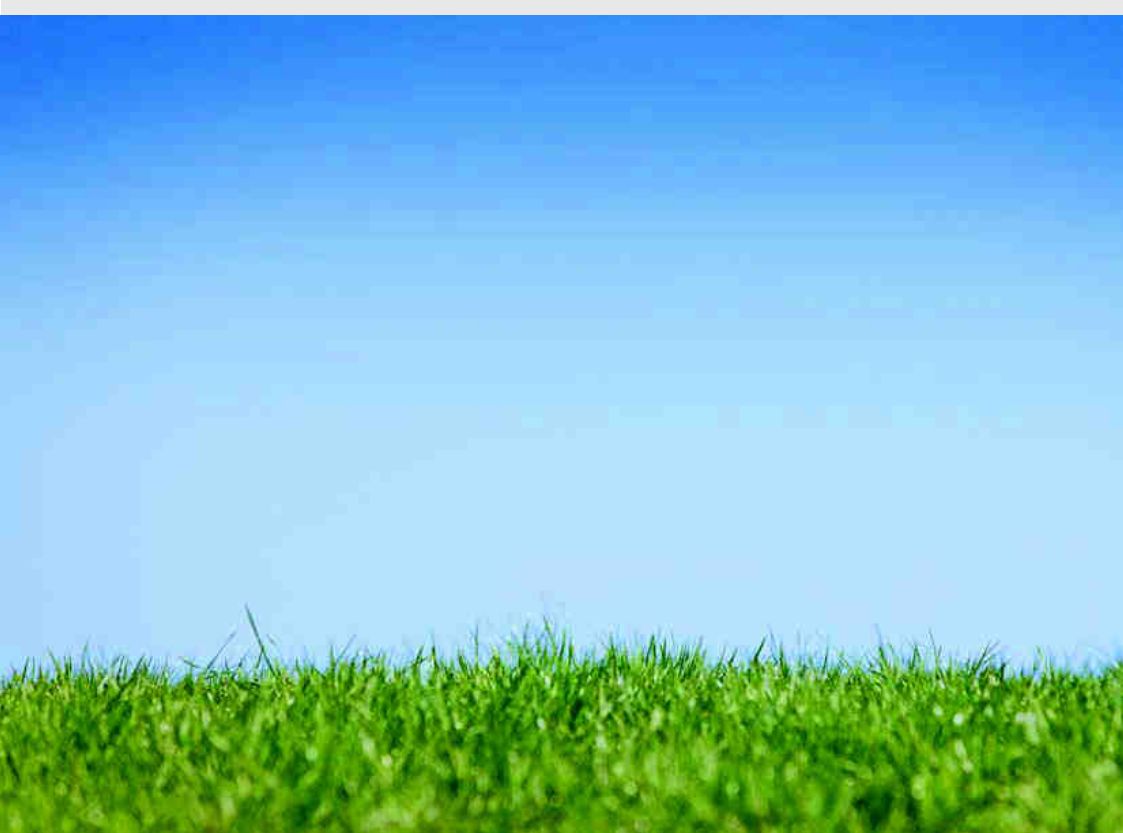
ポーランドからUE/EOG国へ被雇用者および自らの活動を行っている者の派遣拡大

予想外の理由のため、派遣もしくは自ら活動をしている人が予定していた12ヶ月以内の期限以内に終了することができない場合、通常活動が行われている派遣先の国の法律に従って、期限を延長することができます。



IV. ビジネス活動

-スタートアップから直接投資の業務遂行まで



IV.1. グリーンフィールド投資

IV.1.1. 許可、承認、免許を必要とする活動

一般的な法律は、事業活動を請け負ったり実行したりすることは自由であると規定しています。しかし、ポーランドの法律も、この一般的な規則に対する若干の例外を規定しています。それは、特定の活動の仕事と実行することに制限があり、ポーランド当局の同意または管理施設の登録を必要とするということです。上記の活動を以下の4つの主なグループに分けることができます。

- 自由に請けおい、実行することができる活動
- 営業許可に基づき請けおい、実行することができる活動
- 許可または免許に基づいて請けおい、実行することができる活動
- 管理施設への登録により請けおい、実行することができる活動



さらにまた、ポーランドの法律は、特定の職業はその職に対応する証明書を所有している者のみ行うことができると規定しています(例、税アドバイザー、弁護士、不動産、鑑定士、建築家、会計係またはファイナンシャルアドバイザー)。

特定の種類の活動を行うのに(例えば銀行または保険資金、年金基金)、ポーランドの法律は、指定された法的形態(例えば株式会社)の設立を義務づけています。

営業許可

営業許可は5年から50年の期間、国家利益(例えば国家の安全、公安と主要な公共利益)のために多くの重要性を持つ事業のために与えられます。

許可と免許

ポーランドの法律は、事業を請けおい実行する際に義務である他のタイプの行政的決定を規定しています。企業家が法律によって規定された法令の必要条件を満たしたとき、彼らは行政の決定(例えば許可または免許)を申請することができます。ポーランドの法律は、ほぼ30種類の事業に

おいて許可または免許を得なければならないと規定しています。以下は、このような行政決定を必要とする事業です。

- 国内、及び国際的な輸送商品と常客を含む)
- 運送会社
- 鉄道会社
- 旅行代理店
- 個人調査と探偵サービス
- 経済特別区で行われるビジネス
- 銀行、保険会社、仲介斡旋所、投資ファンド、年金基金
- アルコール飲料の製造と卸売業
- カジノ、宝くじ、ギャンブル

免許を発行する関係当局

免許を必要とする活動	関係当局
鉱物の研究、開発：地下埋蔵物質や岩石中の廃棄物、地下鉱物	環境相
爆薬、弾薬、武器、その他の製品の製造及び取引、法律または軍事目的の技術	内務行政相
石油またはエネルギーの製造、加工、保管、配達、配給、取引	エネルギー調整当局局長
個人と資産の安全保証サービス	内務行政相
ラジオとテレビ放送	国营放送協会の会長
空運	民間航空機関長

管理下の活動における登録

以下のような事業は、企業家が法的要求を満たし、管理下活動の登録簿への登録が行われると活動することができます。ポーランドの法律は、20種類の管理下における活動を規定しています。下記は、管理下活動の登録簿へ登録が必要な事業です：

- 被雇用者記録と個人文書の保管
- 倉庫保管業種
- テレコミュニケーション
- アルコール飲料の製造
- 探偵サービス
- 労働斡旋所
- 競馬組織

IV.1.2. 不動産市場

ポーランドの不動産市場は、大きな投資活動の中心地として、ポーランドの首都ワルシャワによって、長年強く支配されてきました。2段階目の波であるここ5年間の傾向として、ヴロツワフ、3都市(グダンスク、グディニャ、ソポト)、ポズナ、カトヴィツェ、ウッジなども大きな発展をみせました。それらの都市は、産業、BPO、ロジスティックス投資にとって最適であるだけでなく、国際的開発業者や投資家にとつての重大な市場になり、地方産業や住宅プロジェクトなどの投資が行われています。

財政危機により財政源が制限または部分的に妨害されたことにより、ポーランドはCEE国内でハンガリー、ウクライナや他のバルト海沿岸諸国と同レベルの「高い危険性」の分類におかれしました。第一次恐慌の後、国際投資家はポーランドの経済が安定しており、今年EUで唯一の発展的な経済成長が起こる大国だと推測しました。この安定性により、ポーランドは新しい潜在的投資家を



ひきつけています。不動産バブルはすでに住宅市場で発達していましたが、不動産価格の高騰の調整によりおそらく不動産バブルの発生を防ぐことができました。

ポーランドは現在市場強化の段階にあります。第3段階目の波による市場情勢の予想は以下の通りです。

魅力的な場所について投資家による厳選(好適地は急騰価格時から7.5%から15%下回りました。第2、第3の選択場所は、市場の高い空き状況とより多くの競争率のために20%または25%を上回るでしょう。)

10万人から50万人の発展途上都市(ルブリン、ジェシュフ、キエルツェ、ピアオストクなど)への投資と成長が集中。ワルシャワ、その次のポーランドの都市(ボズナン、ヴロツワフ、3都市、クラクフ、カトヴィツェ、ウッジ)の後の第三の波。

建物の質が向上し、不動産評価の重要な評価対象になります。

ポーランド市場はより成熟し、限られた金融アクセスで、管理されていなかった「TIME-TOMARKET (タイム トゥ マーケット)」であった以前より時間をかけて選択肢を確認する機会を与える「買い手の市場」となるといわれています。



IV.1.2.1. 倉庫と産業市場

ポーランドの現代倉庫スペースの開発は2009年に500万㎡を上回りました。その大部分はワルシャワ、カトヴィツェまたはボズナンのような主な産業のセンターで、ポーランドのハイウェイが建設もしくは設計された場所でした。ポーランドの2つの有名な物流センターはピオトルクフ・トリブナルスキ(Piotrkow Trybunalski)とストリクフ(Strykow)(ウッジの近隣)です。それらはポーランドの中心地に位置し、すでにそのポートフォリオに全世界の事業者を引きつけました。ロジスティックス、FMCGと投資の鍵を握るエレクトロニクスと大型家庭用品は、新しい倉庫開発に重要な役割を担います。そのうえ、ポーランドはしばしば東部地方の市場への更なる拡大のサーバー市場としての戦略的な役割を演じます。そのアプローチに基づいて、将来の発展はポーランドの東国境により集中すると予想されます。今日、ポーランドへの倉庫投資にとつて以下の5つの主要な地域があげられます。



- カトヴィツェ周辺のグルノシロンスク
- ウッジ周辺のポーランド中央部
- ワルシャワとマゾフシェ
- ボズナン周辺のヴィエルコポルスカ

■ ヴロツワフ周辺のドルノシロンスク

多くの開発者は、10-20の異なる場所で彼らのプロジェクトを確立しました。現代の基準にあった倉庫のレンタル経費は3.5から5ユーロです。これは倉庫の場所と契約の長さにより異なります。

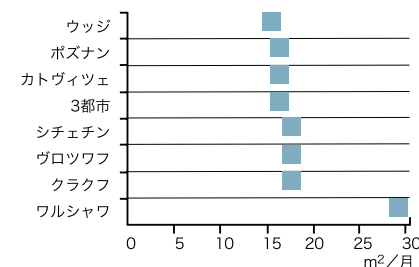
産業工場は、最低7-10年のリースまたは賃貸契約でBTS(ビルド・ツー・スツツ型)の施設開発策により発展するか、もしくは産業会社自身が工場を建設するかによって発展します。これらの産業会社は、個々の場所に直接投資します。これはその地域の特定の要求(しばしば高い失業率、労働者の高い有用性、顧客/供給元の地理的接近、原料その他)のためです。それらの周辺の場所は、通常、投資と生産コストを低くし、労働人口有用性で最も高いレベルを成し遂げる目的で選ばれます。地方自治体またはANRIによってグリーンフィールド投資のために提供されたロジスティックス周辺地域でもっとも開発された土地は、25~40ズオティ/㎡ かかります(経済特別区はより高め)。それに比べ、ロジスティック地域で中度に発展した個人計画は100~200ズオティ/㎡かかります。

IV.1.2.2. オフィス市場

1990~2000年に、ワルシャワのオフィス市場は最初の投資波の中心にありました。そして、それは過渡期の間に首都で始まりました。このプロセスの間に、ほとんどすべての全世界のプレイヤー、コンサルティング会社と銀行は、市場の必要な存在と連絡を取り全国で事業を開始するため、ワルシャワに彼らの本社を設置しました。他の東中央ヨーロッパの首都のような最初の投資波の後、ワルシャワは世界で最も高価なオフィス市場のうちの1つになりました。ここ何年かの間に、新しく現代的なオフィススペースの安定した供給が行われ、2008年末までに330万㎡のレベルに達しました。ワルシャワでは、そ

のスペースの50%以下が都心に位置していますが、中央から離れた場所の申し込みが過去2~3年増えています。2008年の空き状況の最高率2~4%は、世界的な経済危機と対ズオティのユ

ポーランド主要都市の平均賃貸額



一口高により、2009年は可能ではありません。これは、ワルシャワまたは他の都市の現代的なオフィスの総レンタル価格に悪影響を及ぼします。

この5年間に、外国のBPOの波と、クラクフ、ボズナン、ヴロツワフなどの都市への特別な地方投資が行われ、同時に都市の質向上が求められ、地方の近代化オフィススペースの開発に強い影響を与えました。これらの市場は、質が低く、地方オフィス供給として行われており、BPOまたは他のサービスに投資した全世界の事業者にとって不適合でした。一方、一定の良質なレベルが設定されると、地元のポーランドの開発者は市場に入って、小中サイズのオフィスのローカルブランドをつくり、外国の顧客によって受け入れられています。

ポーランドの主要都市の賃貸平均価格、2009年

ワルシャワの賃貸価格は25-30ユーロ/ m²ですが、都市近郊では15-20ユーロ/smです。クラクフ、ヴロツワフまたは3都市では同様ですが、少しレベルの低いもので、都心の最大賃貸価格は20ユーロ/smです。

特に今年財政危機とユーロ高騰のため、賃貸者は賃貸経費などの面で経費節約を始めました。4- 5ユーロのサービス料は正確に分析され、プロ施設経営陣と建物設備に対する要求は、要求される品質を保つためにかなり高まりました。多くの賃貸者は所有者と同じくズオティでサービス料を払うように彼らの契約を再交渉します。大きいレンタル契約を終了し、1,000m²以上の賃貸で大きい顧客を引きつけるために賃貸無料期間が延長されました。

需要に応じるために、ポーランドに大型スーパーとして進出し始めました。今日、近代的な小売供給は8百万m²を上回り、ここでもやはりそのほとんどをワルシャワと他の残りの7大都市が占めています。

すでに小売り市場は、特定の段階を通過しました。最初は大型スーパーとショッピングセンターの建設、大型スーパーからスーパーマーケットへの焦点の変更と、地方の割引市場の設立を通して地方のディスカウントショップの建設などが行われ、市場が満足しました。現在、その傾向は、住宅地から遠い郊外の大型スーパーマーケットやショッピングセンターではなく、顧客の生活地域への接近です。投資家は、現在、人口5万~10万人の地域にスーパーマーケットを、人口1万5千人の地域にディスカウントショップを開くことにより関心を持っています。

ポーランドの店舗の種類と数

種類	基準サイズ(m ²)	店舗数	全面積(m ²)	外国資本所有の割合
大型スーパーマーケット	>2,500	374	2,566,685	83.2%
スーパーマーケット	400-2,299	2,716	2,125,077	56.1%
デパート	>2,000	95	390,550	9.5%
商店	600-1,999	462	451,966	20.3%

資料：中央統計局 2008年

IV.1.2.3. 小売と商業的市場

ロシアとウクライナに続き、ポーランドはCEEと新EU加盟国の中で最も大きい消費者市場です。この事実は過渡期の当初からすでに明白でした。それは小売市場が現在ヨーロッパで最も成熟して工業化した不動産市場である理由の1つです。

90年代初頭に、Carrefour、Auchan、Géant、E.Leclercなどの大きいフランスの小売グループは、すでに急激に増加している市場の

すべての小売業投資家のための法的不安定性は、ここ2年間に(2007年9月18日より)「大規模商業施設の設定および運営に関する法」によりおこりました。その法律は、400m²を上回る販売地域による各々の小売投資は、設立時に地方自治体からのさらなる許可を取得しなければいけないと規定していました。このため、プロジェクトが政治的お役所管理と結合してしまったため、50%以上の地方投資の可能性が妨害されました。政治的な意思決定者は一特により小さな自治体で—そのような政治的な重荷をもたらすことに反対でした。そしてついに2008年

6月、この法律は憲法法廷によりポーランド憲法に反しているとみなされました。この決定は、投資家と開発者のより多くの安全性をもたらしました。

ポーランドのショッピングセンターの市場は、過去2、3年で非常に大きく成長しました。発達したショッピングストリートが不十分であった都市地域において、大型ショッピングセンターを建設するために開発者が動き始め、都市の景観に調和して建設されるか、もしくは都市郊外に建設されました。ワルシャワは59,000~110,000m²の規模のショッピングセンターが6つあります。またヴロツワフや有名なマヌファクチュラ(Manufaktura)があるウッジには、同じ状況が見られますあります。

商業用賃貸の価格は、市場に出ている物件とともに下がっています。主要な場所はまだお客様を引き寄せていますが、不十分なサービスと低品質の物件は、価格設定を新しい市況に適合させなければならないか、顧客の要求ため最高水準への再開発プロセスを実行しなければいけません。今日、最大200m²までの主要な物件は、50-80ユーロですが、大規模な賃借者の場合は20-50ユーロです。1,000m²以上の場合、平均的賃貸価格は、8-12ユーロ/m²からで、現在市場では主要な賃貸主となっている大型スーパーマーケットの場合最高5ユーロです。

IV.1.3. 不動産取得

不動産の法的資格

不動産の資格は、1964年4月23日付けのポーランド民法典によって規定されます。不動産とは、建物、例えばアパートと家、その他を含む建物を伴う敷地であるとされます。そして、これらの建物はポーランドの法では別個の資産の対象物として扱われます。完全な所有権は不動

産に関連した広範囲にわたる権利であり、民法(隣人または土地境界線の規則)、行政法、または所有者の意思による特定の状況の下でのみ制限されることができます。所有権は不動産に対する基本的な権利で、所有者はその土地の完全な使用の権利を持ちます。所有は、所有者に反して行動するどんな第三者からも法的に保護されます。所有は永久です。政府も官公庁も、地区製図へ表示する場合を除いて、所有権を侵害する権利を持ちません。

ポーランドの法律は様々な不動産に関する権利のタイプを規定しています。

- 所有
- 永久用益権
- 不動産地役権
- 抵当
- リース

所有権

完全な所有権は不動産に関連した広範囲にわたる権利であり、民法(隣人または土地境界線の規則)、行政法、または所有者の意思による特定の状況の下でのみ制限されることができます。所有権は最も完全な権利であり、土地または建築としての財産の完全な使用を意味します。所有は、所有者に反して行動するどんな第三者からも法的に保護されます。所有は永久です。政府も官公庁も、地区製図へ表示する場合や課税の規則を除いて、所有権に影響を及ぼす権利を持ちません。

永久用益権

永久の用益権は、国庫または地方自治当局の所有する土地に関する権利です。それは通常、

99年(最短期間は40年)の間おこり、これは延長することができます。永久用益権は、所有者と同じ権利をもって土地を使用することができます。しかし、土地使用の目的は、合意によって定義されて、用益権を購入する前に認められなければなりません。これは、土地が合意で定められる方法に矛盾する方法で使用された場合、所有者(国庫または地方自治)が合意を破棄することができるためです。この目的は、通常、発展と地区制規則によって定義されます。

永久用益権は、不動産の規則的な所有権と財産権と同じ規則の下で行使されます。所有者(国庫または地方自治単位)からの特別な許可証は必要ありません(権利移譲が外国人によって行われる場合を除く)。

永久用益権費用

用益権の所有者は、政府に義務的地租とその他の年間料金(2009年3月31日まで)を支払わなければなりません。料金は地価に基づいて計算され、年に一回以上変更することができます(特別な種類の土地においては、この期間は、5年まで延長されることができます)。

所有権対永久用益権

永久の用益権と所有の基本的な違いは、永久の用益権においては、建物が土地の所有とは別個の対象で、第2の物件としての働きをするということです。建物を建設した後に、永久用益権の所有者は、その建設物の完全な所有権の所有者になります。永久用益権の終了の場合には、用益権の所有者は、永久用益権の所有地の一部である建物と同等の市場価格を得る権利があります。

不動産のその他の権利

ポーランドの民法典には、賃貸の形式で不動産を使う権利も規定しています。あらゆる法人、外国の会社や自然人は、地方自治体の特別条件、または内務省や行政からの特別な許可証なしで土地を賃貸することができます。権利保有者は、資産使用の権利を第三者に与えて利益を得る権利を持っています。ポーランドの民法典

は、2種類のリース契約を規定します。一つは賃貸契約umowanajmu(その使用だけが可能)と もう一つは土地リース契約umowa dzierżawy(使用と利益増加のために使用可能)です。

第三者による上記の財産権と契約権の使用に関しては、法律はいわゆる売買と賃貸のバック契約を認めています。そのため外国の会社または自然人が資産使用のために長期間権利を所有することができます。

不動産獲得

不動産獲得は、ポーランドの民法典により規定されています。資産の移譲は、両者の権利と義務を明記したうえで、売買契約だけに基づいて行うことができます。不動産と永久用益権移譲は売買契約を通して有効とされます。そして、それは公正証書の形式で行われ、公証人の前での署名が義務付けられます。

予備売買契約

権利の最終的な移譲の前に、意思決定者は該当する土地(または建物と土地)について、いわゆる予備売買契約をすることができます。それは必ずしも必要ではありませんが、公証人の前で予備売買合意を得ることは非常に好ましい形式です。予備売買契約において、相手側に、法的地位を明確にし、抵当の支払い、状況最終売買契約の準備することなどを義務付けることが可能です。資産に関連した特定の前払いなしまたは、最低額の支払いを行ったとしても、予備売買契約は後の資産移譲の権利保証となります。

不動産と抵当登記

上述の規則は、所有権または永久用益権の移譲において拘束力があります。両方の取引は、実施される時期について異なります。所有権移譲の場合、最終的な合意契約の署名をした日付から買い手は資産の所有者となります。永久用益権の移譲は、(売買契約の署名を除いて)該当する裁判所において新しい用益権所有者が不動産に登録し、抵当登録簿に記入することが必要です。買い手が新たに登録した結果、永久用益権が移譲されます。

公共売買

公共または政府当局からの購買不動産は特別な手順を伴います。それは競争入札または競売を含みます。公共または政府当局はすべての買い手に等しい条件を保証します。

外国人による不動産売買

2004年5月1日にポーランドは欧州連合の加盟国になり、従って欧州経済地域に加わったため、不動産売買の手順ははポーランドへ投資に興味がある外国人にとって有利に変更されました。

しかし、ポーランドの法律1920年3月24日付けの外国人による不動産獲得についての法律(AARE)により規定されている禁止規則は、欧州経済地域外の国に登録されている外国人が不動産を購入する場合は、インフラ省から許可証を得なければならないことを規定しています。必須の許可証は、行政決定という形式で出されます。つまり、許可証なしには、公証人やポーランドの裁判所も政府も登録または手順の続行をすることができず、非欧州経済地域実体は所有権も用益権者も所有できないことを意味します。

株式獲得

この規則は、取引がポーランドに登録された(上場企業を除く)法実体の株式について関係している場合、不動産の所有者または永久用益権の所有者に関して、すべての取引や他の法的行為に当てはまります。獲得または他の法的措置を行う際、内務省と政府省からの許可が必要です。ポーランドの会社は、(それが、株主総会の票の50%以上が外国の実体に属しているとき、あるいは、会社が外国の実体の一員からなる取締役会のような管理組織によって監督されるとき)外国の会社によって管理されるようになります。

欧州経済地域会社のための免除

AAREは、外国人が欧州経済地域内部または外部に所在する場合、所在地に登録した外資系企業または外国の自然人に関して、外国人

を区別します。

外資系企業と外国人が欧州経済地域に登録されるとき、獲得許可証の取得を免除されます。これらの実体は、農地と森以外において、株式または不動産の獲得において許可証を必要としません。しかし、欧州経済地域に登録した外国人でも、農地または森林(2004年5月1日から12年)または、いわゆる『第2の家』(次の不動産物件;2004年5月1日から2009年4月30日への5年)の購入の際は、まだ許可証の取得が必要です。

許可プロセスの手順

標準的な手順としては、インフラ省から許可証を得ることが必要になります。この行政手続は平均して3~4ヵ月かかります。さらにすべての必要な文書を集めることも必要ですが、これは時間のかかるプロセスです。

外国の実業家は、将来的な獲得に関して契約を申請することもできます。そのような契約は、どんな特別な状況においても、必要条件なしで許可を取得するという保証です。しかし、契約は不動産や株式の購入を許可する行為ではありません。所有権のはきまたは移譲において許可は義務とされます。

IV.1.4. 投資プロセス

IV.1.4.1. 分析

場所の選択は、投資とそれに伴う経費（開発費、輸送経費、賃金、税とエネルギーなど）のおよそ80%に影響を及ぼします。グリーンフィールドかブラウンフィールドかの最初の選択は、場所的利点のどちらを選ぶかという基本的な視野を決定します。

下記は、投資プロセスの間に考慮しなければならない主要な場所要因についての抜粋です。

- グリーンフィールド対ブラウンフィールド
- 経済特別区内部または外部の投資
- 主要な顧客へのロジスティック上の距離、質、時間
- 労働経費、有効性とブルーカラーおよびホワイトカラー労働者の質
- インフラと開発費（すべての交通網、道路、アクセスと拡張の可能性）
- 必要な構成要素の供給源入手の可能性
- 地方自治体との適切な連絡

IV.1.4.2. 投資プロセスステップ・バイ・ステップ

建築計画

製造開始（SOP）または投資の他の最終期限が間近である場合、建物と他の施設の計画は事前に準備されなければなりません。場所に公式地区計画がある場合、建築家は遅延なく計画を開始することができます。公式地区計画がない場合は、投資家は、許容される建築物の基本的範囲を指定する地域開発および建築条件（CADC）を申請しなければなりません。



建築上の計画の段階において、文書に不足がない場合、建築許可を申請し許可を取得するまでに、最低3〜6ヵ月かかることを考慮に入れておかねばなりません。多くの会社は、しばしば、公文書の量とポーランドでの事業開始に準備しなければならない手順を過小評価しています。

建設または再開発プロセスの建築許可

その土地を使用する資格またはその土地を取得した場合、投資プロセスを開始することができます。

地区計画

不動産が2003年3月27日付けの地区計画法による適当な地区計画を取得している場合、建物の建設は可能となります。地方自治体（自治体）は、土地の地方発展図面を作成する責任があります。地区計画の結果として、土地の使用目的が、農業用から産業用または産業用から農業用土地へと変更されます。

地区計画は、将来的にその土地で行われる土地使用と業務範囲に関してのすべての条件を定めます。範囲は広域にわたり、所有者は様々な事業のために土地を利用することができます。

地方自治体は、自治体開発に関する地区計画の作成について公的な権限を持ちます。自治体は、県と国の地区計画に従って地区計画を作ります。

地区計画は、所有者により申請があった場合、または地域が政府によって修正される場合、自治体によって変更される場合があります。後者の場合はむしろまれで、修正が公的関心（例えば道路や鉄道の建設）に関連があるとき行われます。

各経済特別区には有効で結合的な地区計画があり、土地の購入直後、すぐに投資プロセスを開始することができます。

開発と建設についての条件

ポーランド国内の多くの地域には、地区計画がありませんから、CADCのために自治体への申請を必要とします。CADCはすべての投資プロセス、土地発展または新しい投資（例えばブラウンフィールドへの再開発）において必要です。所有者は、地方自治体からCADCを申請しなければいけませんが、農林省の管轄になる場合もあり、この場合はプロセスが長引き、決定までに時間がかかることがあります。

CADCの申請は、特定の条件の承認がなければいけません。それは例えば、少なくとも一つの隣り合わせた計画が同様の目的のために作成されること、公道へのアクセスがあること、計画された投資にインフラが好適であることなどです。CADC所得までの期間は、その申請が地域コミュニティへの投資に期待される影響を及ぼすかなどにより異なりますが、最高6ヵ月かかることもあります。

環境的決定

地区計画またはCADCを取得したら、建築上およびデザインの仕事を始めることができます。この段階では、投資家はユティリティー（例えばガス、水やエネルギー）を適当な供給元とつなぐために準備契約に署名しなければいけません。さらに公道との結合は、道路管理事務所での同意を受けなければいけません。

最初のレイアウトと技術的な説明を完成させた後に、投資家は投資関連の環境決定を申請することができます。環境決定の範囲は、生産のタイプまたは事業の範囲に関連します。

再開プロセスの間に、投資家は十分な努力をかけて、以前の技術と行政的決定を承認しなければなりません。通常、再開は環境決定を含む新しい行政的決定を必要とします。

申請が完了した後、地方自治がこのような種類の生産または活動のための決定は必要ないという回答をした場合、環境決定プロセスは終了することがあります。環境決定が必要な状況は、2001年4月27日付けの環境法に規定されています。

環境決定（または決定が不必要であるという地方自治体の意見）は、投資プロセスに不可欠な要素です。これは実際には建築許可の取得の際、要求される最初の条件です。環境決定が必要であるならば、投資家は環境アセスメント（EIA）を準備しなければなりません。EIAは生産と技術が環境にどのような影響を与えるかを最良の知識を用いて評価する方法です。

環境法によると、生産と技術が環境に与える影響として、統合的汚染防止管理（IPPC）を得るための手続きは、最も複雑な環境許可証取得プロセスのうちの1つです。IPPCは、県の政府当局によって出されます。環境法は、環境に悪影響がある生産と、より高いレベルで政府の管理を必要とするタイプを規定しています。

環境決定に関する手続きは、EIAの準備のための期間をあわせると、最高3ヵ月がかかることがあります。また、IPPCには最高5ヵ月がかかることがあります。投資プロセスの大半は、EIA完了後達成されます。

建設許可

投資家には合意や評価など上記の全ての許可を得て、また建築プロジェクトまたは再開プロジェクトが終了した場合、地方自治体に建築許可への最終的な申請をすることができます。

グリーンフィールド投資

建築と建設プロセスは、1994年7月7日の建築法 (CL) により規定されます。建設プロセスにおいて投資家、監督者、デザイナー (建築家) と建設マネージャーが含まれます。

建築許可は、関係者全員の義務が記されています。許可証の有効期限は発効日より3年間で、す。

再開プロセスは、重機械を含まない仕事か、建物の構造を変えるような仕事、例えば、建物の塗り替え、窓や門の取替えなど (その範囲はCLによって規定されています) でなければ、建築許可を必要としません (形式的な申請で十分です)。この手順は時間の節約になりますが、しかし、建設工事は形式的な申請に指定される範囲を超えることはできません。

建設法には、建築許可の申請に添付しなければならないすべての必要な書類、申請書、許可証と合意が規定されています。

投資家は、2つの段階を経て建設工事を始めることができます。第一段階は、許可証が発行された14日後に自治体から『有効印』を得なければなりません。これはその有効性 (近隣からのクレームの申請がないこと) を証明するものです。第二段階では、投資家は建築監督事務所に通知して、適当な申請書を提出します。建設工事は、適当な申請書の提出日から7日以内に開始することができます。

使用と活動許可

生産スタート (SOP) は、すべての投資にとって重要な出来事です。建設プロセスは、SOPタイムスケジュールに従っていくつかの段階に分けられ

ます。工業化段階において、投資家は使用許可証を得るための準備をしなければいけません。

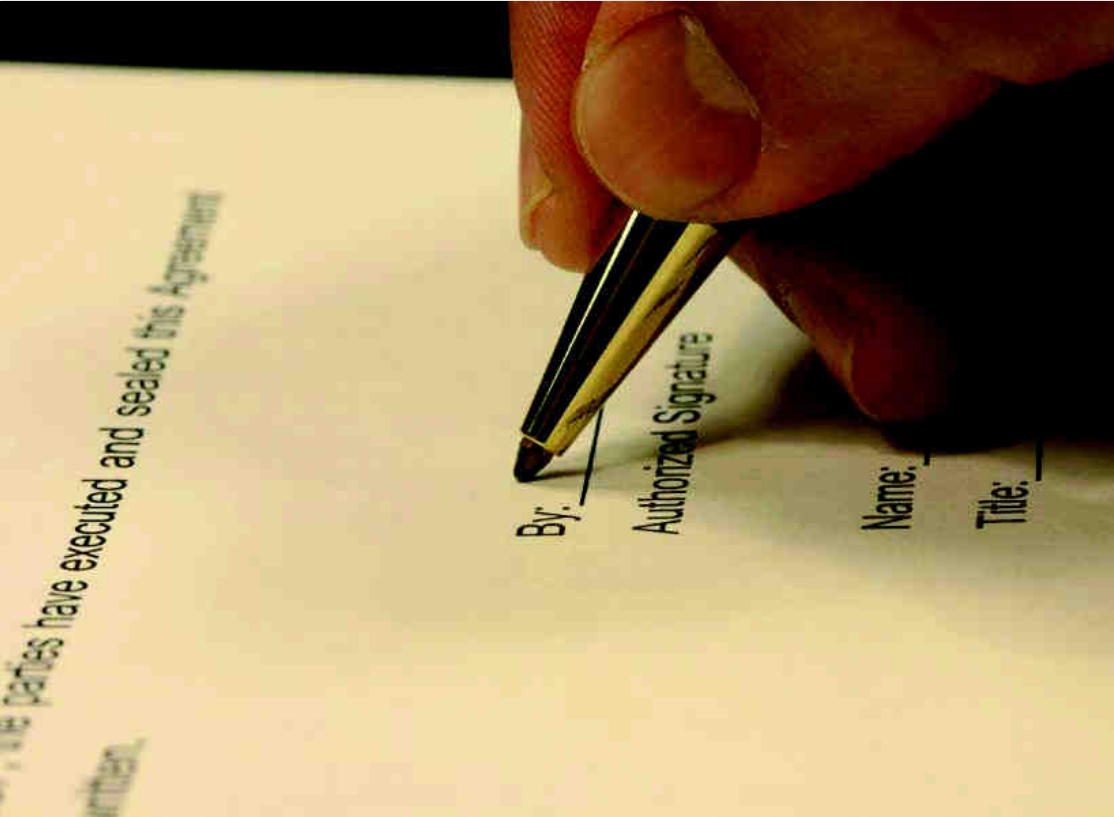
覚えておかなければいけない重要な点は、器材がCEマークで保証されなければならないということです。証明は、器材が最高の技術をもって生産されており、労働者にとって安全であることを確認することを要求します。

工場施設は、防災事務所、雇用事務所、そして衛生事務所からの認可がなされなければなりません。SOPの前に、投資家は建設と工業の仕事が完了し、器材が肯定的な試験結果を得たことを上記の事務所に通報しなければいけません。

申請後、各々の事務所は、独自に工場を検査することがあります。検査が14日以内でない場合、同社は生産を開始することができます。さらにまた、投資家は排気の測定をし、環境に対するその影響を検査し、環境法の標準と結果の比較をしなければいけません。

ボスナの旧市街広場





IV.2. M&A(買収と合併)

IV.2.1. ポーランドの M&A 市場

ポーランドでプロジェクトを実行する最も自然な方法の一つとして、既存の企業の買収があげられます。今日ポーランドには、以下のような取引根拠があります。

- 世界的な財政危機とポーランドの通貨の下落(2008年8月と比較して25%以上)による企業体の弱体化の結果、今がビジネスチャンスであること。
- 経済特別区の活動から優位な結果を得るために企業を買収すること。
- 国営会社の民営化。
- 金融市場が凍結している中、更なる成長を実現する戦略的な協力者を求めていること。

他の国ほど深刻ではありませんが、財政危機によりいくつかの会社(特に不安定な支店または通貨オプションへ投資の損失を招いた会社)が破産に直面しました。しかしながら、その多くは資金援助と適切な再編成によりビジネスが

回復し、収益性の向上をもたらすことができました。したがって、このような状況は、ポーランドの合併と獲得の分野において組織によって絶えず監視されています。

ポーランドでの買収の利点は、経済特別区で優位的な活動をしている実体の活用です。

特定の必要条件が満たされると、経済特別区で活動をしている実体を買収することができます。それは運営経費の更なる縮小につながるかもしれませんが。

まだポーランドの国営会社でかなりの割合で行われている民営化プロセスにおいては、買収目的の好機を見つける可能性があります。

このようなプロセスによって会社を売却する場合は、財務省による競争入札に参加しなければいけないことに注意しなければいけません。これには必要な専門的文書を準備することが重要で、入札規則については無料で情報を得ることができます。

市場改善の最初の徴候は、会社の売買を正当化する条件で、投資家が健全な会社間において標準的な業務に戻らせるということです。

M&A(買収と合併)

買収の場合には、適当な方向へ全プロセスを計画することが必要です。それは通常以下の要素から成ります。

- 将来的に買収する実体を探している投資アドバイザー/パートナーの選択
- 最初の交渉
- 実体の広範囲にわたる法的、税的、またビジネス分析
- 分析結果に基づく最終的な交渉
- 取引を終了し 契約の締結。

業務をより簡単にし、成功に導くのは、適切なアドバイザー/パートナーの選択で、実体の買収についての正しい判断と、買い手のために有益な評価を得ることです。

取引を成功へ導く重要な要素は、適切な行動を行うことであり、それには非常に有能な法律顧問、税アドバイザーとビジネスコンサルタントとの協力が不可欠です。彼らは必要な分析を行い、最終報告で会社にとって重要なすべての状況を説明します。上記の行動は、会社の活動において法律的または税的な危険を予測し、将来のビジネス計画を実証するのに必要です。

両方の代表者により投資契約(株式の購入契約)が結ばれます。契約には、両方の基本的な合意、現在の所有者の説明と保証、契約上の罰則、事前条件なども記されます。

ポーランドで最も買収を行っている実体

- 企業投資ファンド
- EU基盤の会社
- EU市場内で業務拡大したEU外の企業、
- 活動範囲を拡張したポーランドの企業体

会社買収時に投資家が最も頻繁に遭遇する障害は以下のような事で、これは拡大計画の実

施の妨げとなります。

- 地方市場について、その組織と活動している企業体についての知識不足(買収の可能性がある実体やパートナーとして協力する実体を見つけるのが困難である)
- 投資対象国の法律と税に関する知識が不十分であること
- 経済特別区ですでに活動をしている会社を利用することにより有益な買収が可能であるという解決策に対する知識が不十分であること
- 特定の交渉プロセスと地方企業文化についての文化の違いから起こる知識不足

IV.2.2. M&Aを決定している規則

会社の企業の合併と買収の原則は、ポーランドの商業会社法に規定されます。

会社は、他の会社または合資会社と合併することができます。しかし、合資会社の場合は合資会社側からの合併や、その会社が新設された場合は合併を行うことができません。合資会社は、会社の編成という名目でのみ他の合資会社と合併することができます。

合併は以下の事柄に影響を及ぼします。

合併される会社側の株主やパートナーに株式を引き換えとして、合併を行う会社が会社または合資会社の資産を移転すること(買収による合併)、合併する会社の資産を株式を引き換えに新しい会社に譲り渡すという形式の会社の編成(新会社の編成による合併)

新会社の編成による合併会社、合併される会社、合資会社は、登録から除去された日に、清算手続きを実行することなく解散されます。

会社の合併計画は、合併する会社両方の書面

での合意が必要である点に注意しなければいけません。

合併した日に、合併を行った会社または新設の会社は、新しい会社の編成のために合併された会社または合資会社のすべての権利と任務を引き受けます。特に、合併を行った会社または新設の会社は、合併された会社や合資会社、または新設された会社による合併合資会社に与えられていたすべての許可、譲歩、救済などを引き継ぎます。(商業会社法または許可証発行の決定、同意や救済により規定がない限りにおいて)。

合併はポーランド領土に影響を及ぼします。該当する企業の総取引高が特定値を上回る場合は、競争消費者保護事務所の会長の初期監査の対象となります。



IV.3. 公共民間の合資会社 (PPP)

公共民間の合資会社 (PPP) は、国家 (地方) 当局が個人投資家とともに協力し、効果的に、迅速に、そして簡潔な方法で共通の目標を達成することができる機関です。

多くの投資プロジェクトが同時に完了できるため、PPPは成長を促します。

公共事業団体と個人的な機関の協力の原則を規定している法規は、2008年12月19日付けの公共民間の合資会社法です。この法律はポーランドの法律制度ですでに機能する手段の一部になり、全体の結合力を生み出しました。

PPP法は第2条1部に規定される以下の公的実体とみなされる実体に関連します。

- 財政に関する規則によって定義される財政実体。
- 特に一般的な需要を満たす目的で作られたPPP法第2条1部a)以外の法人。事実上非工業で非商業的である人、そして、実体がこの条項とアイテム1に関連する場合、個人的、共同、直接または間接に別の実体により：
- 資金提供の50%以上を寄贈する、

- 資本の半分以上を所有する、
- 管理機関の監視を行う
- もしくは、管理機関または監督機関の構成の半分以上を指定する権利がある場合。
- PPP法第2条1部a) または b)のアイテムに関連する実体の協会

上記を考慮に入れた上で、法規の必要条件を満たす公的とみなされる実体は、企業、銀行と商業的な会社以外の政府行政の機関を含む公権力機関、国家統制、法の執行体とその協会、自治体、国家と地方の当局、政府によって融資される実体、そして、地方自治体 (公的な仕事の遂行を目的として別個の法律のもとに作られた、他の中央行政または地方自治体の法人を含む) ということができます。

新しいPPP法は、PPPプロジェクトの期間中、民間のパートナーまたはPPP会社に不動産の無料割当てが可能であると規定されています。さらに、PPP法は、不動産の管理に関して、以下のような改定がなされました：

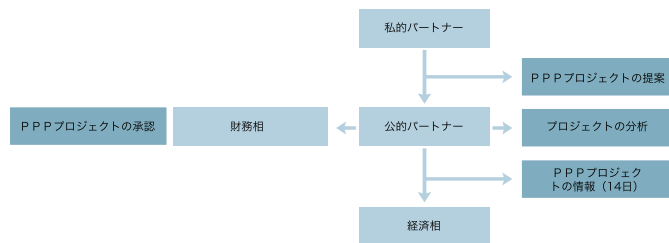
- 民間パートナーへ、または特定目的事業体に、または不動産管理法に基づく入れなしに資産の割り当ての可能性。

公共民間の合資会社 (PPP)

■ 割引による販売の可能性。

PPP形式で投資プロジェクトを遂行するために、公的実体と民間のパートナーは、株式会社、有限合資会社または有限株式合資会社（公共民間合資会社）を確立することができます。これは、特定目的事業体です。その範囲は、PPP法のPPP契約書に規定されます。この事実により、契約や該当範囲内の協会の法規についてのあらゆる改定は、PPP契約書に明記されます。

公共と民間パートナー間の協力の典型的なモデル：



ウッジの伝統的な工場





IV.4. 重要な規則

IV.4.1. ポーランドの取引規則

ポーランドが欧州連合に加盟して以来、ヨーロッパの取引規則が国内法令に代わり、これに従うことを要求されました。

IV.4.1.1. 輸入/輸出許可

地方の貿易事業を始めるにあたって最も一般的な問題のうちの1つは、輸出入ビジネスを始める際に要求される輸出入許可または認可証についてです。ポーランドの市場に新しい製品を輸入する業者は、国立衛生研究所に連絡し、その製品の承認を要請し、許可証を取得しなければいけません。申請に際し、輸入業者は以下の書類を提出しなければなりません。

- 請求書のコピー
- 製品証明書
- 製造元の研究所明細
- 商標(ポーランド語)

承認が得られたら、その製品はポーランドに輸入することができます。この種の承認が他のEU国ですでに与えられた場合は、輸入業者は製品が承認された国の承認者の記載を(税関で)提示することができます。

CAP(共通農業政策)輸入許可は、アメリカなどの「第三国」からEUへの輸入などの製品のために必要です。このようなAGRIM証明書と呼ばれる輸入許可は、Agencja Rynku Rolnego(農業市場庁)によって、ポーランドで発行されます。

IV.4.1.2. 関税規則

ポーランドの関税事務は、公式な「関税ブラウザー」を持ちます。関税ブラウザーは(統合関税システム、Integrated Tariff System- ISZ-TARのモジュール)は、関税管理と輸出入業者に国際貿易の商品に関する情報を提供します。関税ブラウザーは、同様にTARICシステム(商品命名法、任務率、規制、関税割当て、関税最高限度と差止め)と国家データ(VAT、物品税、規制と非関税処置)からのデータを提供します。

関税ブラウザーは、Integrated Customs Tariff Information System- ISZTAR2の枠組みの範囲内で、財務省税関局によって管理されています。ブラウザーは、必需品取引高に関し

重要な規則

て詳細な情報を関税機関とその問題に関するすべての機関に提供します。EUからのTARICシステムとポーランドのデータ(VATと物品税)はTARICデータベースで集積されない若干の国家非関税処置と同様に、ブラウザに提示されます。

IV.4.1.3. 通関手続き

税関局の主要な役割は、以下の事柄です

- 国際売買の関税管理
- 国境において、関税と税金の算定と賦課、及び徴収(VAT,物品税)
- 密輸入の取り締まりと関税詐欺行為への対処

これらの役割の他に、税関局が一連の責任をもち(財政機能を除く)最も重要な保護は以下の通りです。

国家産業一国で競争条件に悪影響を与える商品の取引に対処

- 自然環境－危険物質と微生物の輸入に対処
- 世界の動物と植物保護－絶滅の危機にある種の違法な略奪に対処
- 消費者－ポーランドの基準に関して標準以下である、または、有効期限が切れている商品の市場への流入に対処
- 社会－市民の生活、健康と安全性に対し危害がある、または、国家保安に危険を与える(例えば武器、催眠ガスその他)商品、アイテムまたは機器の輸入に対処
- 国－文化的遺産(主に文化的価値がある商品の輸出に対して)の損失に対処
- 著作権、アーティスト権、産業および商業的な権利の所有者－知的所有権、商標と特

許権の侵害その他に対して

また、以下の範囲を管理しています。

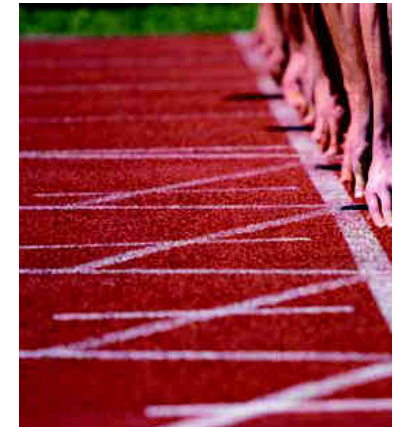
- 国際貿易の目標と規模の規定する(例えば、税関割当ての実行の監視など)国家の関税方針機関。
- 国際貿易の規制禁止に關すると国家的及び国際的な規則の施行、運送業者による道路の正しい使用を確実にする車両積載に關する規則の施行、ポーランドの関税防止に關する協定の施行。
- 外貨管理、いわゆる資金洗浄取り締まり。上記役割と責任を遂行するために、税関局は、国、例えば警察国境管理、一般的な関税視察団と税務当局と協力。他の国、商業的組織、研究と科学的な学会、大学と類似した組織からの税関調査サービス。

違法な製品の輸入に関しては、1999年2月2日閣僚会議により規定された特別な手順で、税関当局との協力を通して妨害することができます。これは、知的、商業的、産業資産に違反する疑いのある製品は、その製品を保留するための税関当局の手続きと対処の原則についての規定です。EU加盟の結果、EU税関法は、直接ポーランドに適用されます。特に、特定の知的所有権を侵害する疑いのある製品が、保有権を更に侵害する場合における関税行動と、その製品に対する処置に関する2003年7月22日の理事会規則(EC)1383/2003です。

IV.4.2. 通貨と為替単位

外国為替法の主な目的は、国のいわゆる「外国為替利益」を保護することです。過去の10年の混乱とほとんど同時期に世界の様々な地域で起こっている通貨危機の後、この利益を保護することは、経済危機によるあらゆる否定的な傾向を防ぐことが可能であることを意味します。外国為替法のもう一つの機能は、危機が起こった場合、資本流出を行政的に歯止めするメカニズムを導入することです。ポーランドは現在、その外国為替法の修正についての議論の最中です。これは、EURO通貨地帯に加わることに關するEU法との統合の際に導入されるでしょう。これは、資本運動に対する現在の監査機関規制の意図そしてその効果を考慮するいい機会であるかもしれません。

2009年当初のポーランドの法改正により、契約締結の両者はポーランドのズオティ以外の通貨で支払契約を選ぶことができます。これは、ポーランドの法律の旧規則との重要な違いです、旧規則では、居住者がポーランドズオティ以外の通貨で支払をする場合は、中央銀行NBPの承認があった場合のみに限ると規定されていました。



IV.4.3. 競争法

競争法は、競争と消費者保護に関する2007年2月16日の法律に基づきます。この法律で禁じられている最も重要な行動は、以下の通りです。

違法な競争を制限する契約を締結すること(第6条)。

- その違法的な内容は、
- 直接または間接的に価格を固定すること。
- 生産又は販売を制限する、販売市場や購入市場を共有すること。
- 第三者の取引者との契約において不利な、または異なる契約条件を適用すること、つまりその両者において異なる競争条件を設定すること。
- 契約締結を他の補助的活動を行う第三者の受理や同意により行うこと。しかし、その

重要な規則

活動は契約の対象とは無関係で、慣例的な関係もない場合。

- 協定に署名していない企業を市場から除外したり市場のアクセスを制限したりすること。

- 入札企業や入札を組織する企業による入札条件の合意、特にその仕事と価格に関して。

優位な市場地位の乱用(第9条) 特に、以下の事柄が規定されています。

- 直接的または間接的に不公平な価格(非常に高いか、不当に低い価格)を設定すること。

- 生産、販売または技術的開発を制限すること。

- 競争の発展または創造に必要な条件の形成に対抗すること。

- 不利な条件の契約を押し付けることによって、企業の不当な利益を得ること。

資料:競争・消費者保護局のオフィシャルホームページ uokik.gov.pl

競争法は、「競争・消費者保護局局長」という中心管理組織によって適用されています。局長の決定とガイドラインは、局長の決定に対する上訴の法廷判決と同様に、オフィシャルジャーナルに掲載されます。

競争法に関連した局長の管理的決定は、ワルシャワの地方裁判所内で設置された特別な裁判所(競争・消費者裁判所)で上訴することができます。上訴は、該当する決定の受領日より2週以内に起こされなければなりません。上訴事件を審理する手続きは、民法の商業的な問題に関する規則により決められます。

競争・消費者裁判所の判決は、その内容についての争点について法的な観点からのみにおいて、最高裁判所に上訴することができます(ポーランド語kasacja)。上訴は競争・保護裁判所の判決が受領されてから30日以内に提出しなければいけません。

罰金は、競争法への違法行為に対して、局長によって課せられます。

罰金については以下の範囲において任意に決定することができます。

- 会社が、競争を妨害、制限、誤報などを目的とする合意をした場合、その会社の地位を悪用した場合、局長からの許可決定以前に合併を行った場合、その会社の総歳入の10%まで。

- 合併または独占禁止の調査の間に、全く情報が出されなかった場合、又は誤報があった場合、1000から5千万ユーロに相当するズオティ額。

- 局長の決定、または競争・消費者裁判所の判決についての遅延、一日につき500ユーロから一万ユーロに相当するズオティ額。

また、競争法は、実体もしくは実体のグループの管理職、または管理組織のメンバーとしての自然人が違法行為を行った場合、局長により課される刑罰について規定しています(平均報酬の最高50倍)。

局長により課された罰金は、競争・消費者保護裁判所において上訴することができます。これらの罰金は国家の収益となり、行政執行訴訟に従い徴収されます(この訴訟により、債務者の流動資産、預金口座と他の資産の強制的な押収が行われます)。

ポーランドの競争保護法は効率的で、その施行はうまく機能しています。2004年5月からポーランドに直接適用されたEUの規則はポーラ

ンドの競争保護機関の効率性をより強化する目的があります。これは、競争・消費者保護局局長がポーランドとEU全体の競争法を強化することに関し、委員会と密接に協力していることによります。

IV.4.4. 契約締結のための規則

ポーランドでの契約は、両者の意思の原則に基づきます。これは、ポーランド民法典の契約に関する法律の主要な規則です。契約法は、法的権利と義務を引き起こす両者の意思決定について規定しています。ポーランドの法律は、慣習法のシステムと同様な解釈をしません。ポーランドの法律制度では、関係するすべての者は、有効期間、価格、契約対象物について同意しなければいけません。しかしながら、両者はあらゆる意思の対立を避け、彼らの利益を保護するために、(ポーランド語でいう)「金色の仲裁的解決法」を見出そうとします。ポーランドでの契約は、書面または口頭で行うことができます。しかし、例えば不動産売買または会社の株の販売については例外があり、これらの契約は公証人の前で行わなければなりません。

このような合意に関する例はインターネット上で英語で入手できますが、両者の意思の個別な事例に関してそれが実用的でない場合もあることを、考慮しておかなければいけません。

その他の関連する法律

ポーランドでは、いくつかの国際的な民法規則にも特に注意を払わなければいけません。例えば、民法及び商法に関する管轄権と司法と認知に関する2000年12月22日付けの議会規則No. 44/2001です。他の例では、国連会議の1980年4月11日付けのCISGと商品の国際的な販売についての規則や、1947年のニューヨーク会議の国際商品販売についての有効期限表記規則などです。

ポーランドと外国の会社の契約においては、国際私法(1965年11月12日より施行された

法律)が適用されます。これは、国際法の規則が、契約をした両者の権利と義務に関する適当な法律を定めることができるからです。両者は彼らの利益を保証し、契約が有効なものになる保証となる法律のもと合意を行わなければなりません。

会社と企業家の関係

2007年2月16日の不当競争防止法は、ビジネスで不公平な行いによる影響から企業を保護する目的で施行されました。それは、会社と企業家の関係において適用されます。それも消費者利益が侵害された場合の消費者保護の問題にも適用されます。正当に活動を行っている会社は、侵害行為を行った会社を訴えることができます。

この規則には、不当競争の行為が違法であるかまたは良好な習慣に反するものであることを述べている一般的な条項があります。

IV.4.5. CO₂ (二酸化炭素) 排出量取引制度

2009年初頭に、二酸化炭素(CO₂)が大気中に387ppm(100万分の一の割合)の濃度で検出されました。欧州議会と会議の指令2003/87/ECの結果、京都議定書で決定した目標をより簡単に達成するために、温室効果ガス排出量取引制度が欧州連合で作成されました。これは1997年に会議により承認され、同年、政府間の協定の締結が行われました。

この指令は、温室効果ガスの排出の減少という京都議定書の決定を達成するために、効果的なヨーロッパの温室効果ガス排出量取引を実施するための法的手段です。

ポーランド議会は、2004年12月3日に国家温室効果ガス排出取引制度(GGETS)を採用しました。排出量取引制度は、2005年1月1日から、エネルギー、サーマル、石油化学製品と紙セクターなどのすべての産業において、実行が予定されました。GGETSにより、関係する実体は温室効果ガス排出許可証を申請しなければなりません。そして、排出者は空气中に規定された量の温室効果ガスの排出権を与えられます。許可証の所持者は、割当られた制限まで環境にガスを排出する権利があります。許可証所持者は、また、その割当制限が上限まで排出されていない場合、制限を上回る恐れのある他のガス排出者にこの割当を競売することができます。

GGETSは、各々のガス排出者に与えられる手当は、少なくとも3年前に国立割当計画(計画)により決定されると規定しています。計画は所定の期間に排出することができる割当数、各ガス放出者の割当数、およびその割当基準を設定しています。ガス排出許可証は、申込者の申請をう

け、国家高責任者か地方の知事によって発行されます。環境保護省は取引制度を監視し、国立ガス排出取引制度行政官は管理機関として機能しています。当行政官は、国立割当計画の準備に加え、割当て登録の管理と制度に加わっている企業の一覧を管理します。指令の規定により、国立割当登録は、一般に公開されています。毎年、加盟国は、この指令の適用についてのレポートを委員会に提出します。

京都議定書によると、使用していない放出割当をもつ国は、その分の割当を売ることができません。この売買権は、最新の、環境にやさしいテクノロジーに投資する私企業への誘致としても使用することができます。十分な排出割当を持たずに空气中に二酸化炭素を排出する実体は、各々の割当不所持につき100ユーロの罰金が課されます。罰金は、地方環境保護監視団により課されます。放出割当は、特定の期間以内のみ有効です。期限後割当は取り消されます。

欧州連合排出量取引制度(EU ETS)は、世界最大の多国籍の排出権取引計画で、EU気候方針の主な柱です。ETSはエネルギーと産業界で現在10,000以上の施設に適用されています。そして、EUの二酸化炭素排出量の約半分と、温室効果ガス排出の40%に対する責任があります。

EU ETSの下で、EU内の二酸化炭素の大量排出者は、毎年二酸化炭素の排出量を監視し報告しなければなりません。そして、毎年、年間の二酸化炭素排出量に同等する排出割当を政府に返還しなければいけません。気候の変動により(冬の寒波や夏の猛暑など)年間の二酸化炭素排出レベルが不規則な場合その平均値を測定するために、EU ETS加盟国のすべての工場は、数年間の放出排出を提出しなければいけません。この連続する数年間は取引期間と呼ばれています。最初のEU ETS 取引期間は、す

べてのEU ETS排出において、2005年1月から2007年12月までで、その時点で第一段階のEU割当は無効になりました。2008年1月から、第2の取引期間が継続中で、2012年12月まで続きます。CO₂排出割当は、二酸化炭素1Mg排出の権利と同等です。ポーランドに関しては、会計年度2008年から2012年までの割当の総計は、1,042,576,975Mgです(ポーランド国立割当計画による数値)。



IV.5. ビジネス確保

IV.5.1. 財産権

2001年8月22日に、新しい工業所有権法が、施行されました。これは、以前の4つの法律(創造的活動、商標、集積回路特許と特許庁についての法律)に代わる法律となりました。新しい法律では、工業または商業的な知的所有権に適用される規則については、特に変更はありません。

IV.5.1.1. 特許法

ポーランドは、工業所有権保護についてパリ条約におけるストックホルム改正条約の加盟国です。1990年以降、ポーランドは特許協力条約の調印国でもありました。工業所有権法は、特許と実用新案による発明の保護について規定します。申請はポーランド特許庁において行われます。外国の申請者の場合、ポーランドの特許弁護士が代表しなければなりません。

登録された特許は、受理された日付から20年間有効です。実用新案権の保護においては、10年間有効です。特許または保護権を持続するためには年間支払い義務があります。特許は、発明が新奇であるか、独自の研究が行われたか、商業的に実行が可能かに関して調査が行われた後に与えられます。実用新案は新奇で有用であり、物の形、

建設または配列に関して永続的でなければいけません。申請は優先日から18ヵ月後に出版されます。

特許または実用新案利用保護権により、所有者はポーランドで発明を活用する占有権を与えられます。この占有権はポーランドで禁止された独占的な活動に適用することはできません。特に、特許権は国内の市場需要を満たすのに第三者が必要である場合、適用することができません。また、公共利益がそう要求する場合、または関係する製品の供給と質が不十分である、または、価格が高価であった場合などは適用することができません。しかし以上の規則は特許の登録が行われてから最初の3年間は適用されません。

特許権を乱用すること、もしくは国家非常事態を排除しまたは予防することは、強制許諾を執行する理由となります。これに関しては特に期限を必要としません。特許や専用実施権の所有者は、利益や損害のために禁止命令を求める権利があります。誤用と違法に対しては刑罰が課されます。特許番号を製品につけることは一般的に行われていますが、義務ではありません。

IV.5.1.2. 標章

ポーランドは、標章の登録と虚偽または誤認を生じさせる標章の防止に関するマドリッド協定の加盟国です。1991年以降、ポーランドは標章の国際登録に関するマドリッド協定の加盟国になりました。そして、1997年春の当協定の議定書の加盟国になりました。以下の種類の標章を登録することができます。

- 商標、
- サービスマーク、
- 団体商標、
- 相互品質保証マーク

標章が5年間未使用だったことを証明しない限り、登録標章は受理日から10年間有効です。登録は、次の10年間期限延長をすることができます。これに違反した場合、所有者または被認可者は、法的措置をとることができます。名前が特定の製品と関連した特定の場所または地方に関係がある場合、そして、名前と関連した製品の特定の特性がある場合は、保護は地理的場所と地方の名前まで行われます。外国の申請者は、ポーランドの弁護士によって代表されなければなりません。

IV.5.1.3. 著作権

ポーランドの著作権は1994年2月4日の著作権法によって保護されています。そして、それは2000年6月に大幅に修正されました。新しい法律は現代の国際標準を満たしており、知的財産における自由貿易の原則と一致しています。

著作権保護の範囲は、最近かなり広がられました。新しい法律は、伝統的に知られている著作権の保護だけでなく、著作隣接権にも適用されます。法律は、新しい権利とその権利の所有者についても規定しています。現在、彼らの仕事の結果がどのように使用されるかについて決めることができます。この結果から財政的な利益を引き出すことができます。新しい所有者は、音とビデオ録画、テ

レビ番組、ラジオ局とアーティスト・パフォーマーの製作者を含みます。新しい法律は、コンピュータプログラムと工業デザインなど、科学、テクノロジーと製造における知的所有権の保護について規定しています。ソフトウェアメカニズムの保護はEU諸国で使用されているものと類似しています。

法律は、(自宅での)個人的な利用に起因する大規模な再生産のために、著者、パフォーマーと製作者がうける損失について一般的な補償メカニズムを規定しています。VCR、テープレコーダー、他のオーディオとビデオ装置のプロデューサーと輸入業者、未使用のテープやCDの輸入業者などは、これらの製品により発生する販売収入の最高3%をアーティスト、パフォーマーとメーカーに追加料金として払わなければなりません。

新しい法律は、著作権保護実施の効率的な手続きの基盤を規定しています。不法に得られた利益は没収され、本来の所有者に返金されることができます。法律は、また、知的所有権の侵害として罰金と最高5年に及ぶ禁固刑による刑罰を規定しました。新しい法律は、ポーランドで著作権保護をかなり強化しました。そして、海賊行為を削減することにも貢献しました。知的な権利保護において国際標準を満たすことは、財産権を利用している対外投資にふさわしい状況を作り出します。

IV.5.2. 製品証明

製品一致証明は、その完全な権利を使用するために、製造された製品が一定の必要条件を満たしているか評価し、確認するプロセスです。これは、証明が明記されるかもしくは証明書が発行され、通常、商品の一致を示すマークの適用が行われます。証明は義務的または任意に行われます。

義務的な証明は、国家または国際的な法律により必要とされる場合に行われます。任意のシステムは、より大きな製品の重要な部分にあたる構成要素の品質を改善するために組織により実施されます。簡単に言うと、製品のマークは、製品と製造に用いられる技術が必要条件と関連する詳細事項を満たすという保証の印です。多くの異なる

形式のマークが使用され、そのうち義務的なものとそうでないものがあります。

証明書取得プロセスは、いろいろな試験と生産品質保証手順を必要とし、その価値と原価により異なります。製品証明のマークは製品が指定事項と一致していることを意味するため、マークの価値をより評価するためには、指定事項の内容を理解することが重要です。

EU法によると「CE記号」で製品を保証することは非常に重要です。このシンボルは、製造者によって製品につけられます。CE記号は、製品がすべての法律必要条件と安全基準と一致していることを保証します。これらの必要条件は20以上のヨーロッパの指令に基づき、その各々是一个の製品の方針を統制します。その指令は、2002年8月30日の一致評価システム法として、ポーランドで実施されました。重要なことは、CE記号がないと、製品をEU諸国の全域で使用したり、EU諸国外から輸入したりできないということです。

このマークのついた製品は、欧州連合全域とノルウェーで使うことができます。

IV.5.3. 公共調達法

ポーランドの公共調達についての法律が1994年に可決されたのが、ポーランドの公共調達法の始まりでした。法律は、調達プロセスをより分かりやすくしたり、申請範囲を広げたり、その規則と定義を明確にしたりする目的で、数年にわたり幾度か改正されました。ポーランドの公共調達の規則はEUの条件に適用し、これは新しい法律を導入するための要因となりました。新しい公共調達法は、1994年の法律に代わり2004年1月29日に可決されました。2006年4月と2007年4月に、公共調達法は、主にEU指令の規則を実施するために改正されました。公共調達法は、商品、仕事またはサービスの契約における公共部門の売買を管理します。それは、建設工事、供給または国家予算や自治体から融資されるサービス提供などに関するものです。公共調達法は、EUの公的な調達市場を競争の場として公開し、「国内の購買」方針を予防し、商品とサービスの自由な活動を促進することを規定しています。公共調達の様々な様子は、2004年1月29日の公共調達法により管理されています。当法律は、その必要条件の全てを満たさなければならない実体を規定しています。

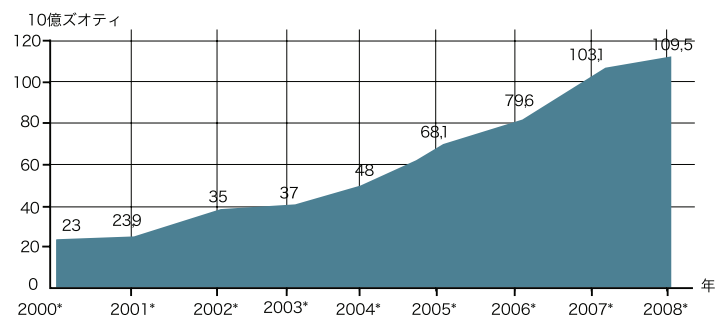
2008年の公共調達局の年次報告によると、公共調達の市場価格は1095億ズロティに達しています。また前年比でみると、大幅な増加がみられます。公共調達市場は、国内総生産の8.6%を占めました。したがって、ポーランドのこの法律、ポーランドでビジネス活動をしているポーランドおよび外国企業家にとって、重要な役割を果たしています。

契約者または参加する供給元は、基本的に入手価格の3%以下の入札保証金を払わなければなりません。保証金は、現金で払うことができます。しかし、銀行保証、保険保証、銀行により確認された為替手形やその他の財政的な保証は、この規則から除外されます。

契約者には、10日以内に入札手順に対する抗議をする権利があります。契約は注文する側によって考慮され、抗議のあった申し込みを参加している他の契約者に通知しなければなりません。抗議手続きの間、注文した側は契約締結できません。130,000ユーロまたは206,000ユーロを上回る入札の場合、入札者は公共調達局局長に不満足な抗議解答に対し訴訟をすることができます。訴訟手続きが終えられない限り、契約は締結することができません。

注文する側と最良の申し込みを行った契約者との契約は、有効性のある書面形式で行われなければいけません。しかし、ポーランドの法律が特別な形式、例えば公正証書などを義務づけるとき、契約はこの形式で行われなければいけません。契約は、その範囲が申し込みの義務を上回らないこの方法で結ばなければなりません。

2000－2008年ポーランドの公共調達市場の価値



*公共調達広報に出版された情報に基づく見積もり価値

法律は、14,000ユーロ相当までの注文には適用されません。

ポーランドの法律は、公共調達のいくつかの手順を規定しています。しかし、そのうちの2つが大部分の事例、つまり無限入札と有限入札に適用されます。無限入札は、有限入札を別にすれば、手順の基礎を構成しています。この手順では、利害関係のあるすべての契約者は、公的な広告に応じて申し込みをすることができます。有限入札では、契約者は入札が許可されたもののみに申し込みをすることができます。申し込みは、許可された契約者だけによって行われることもあります。さらに、ポーランドの法律は、以下のように手順を規定します。広告のある交渉、広告のない交渉、競争対話、規制による順序、価格問い合わせ、電子入札です。しかし、このような手順は、特別な状況において適用されることができます。

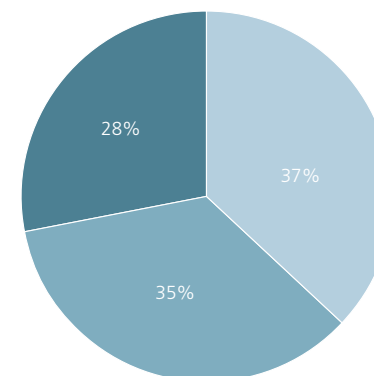
注文する側は、注文商品または配達についての正確な説明書に必要な事項についての必須の項目を記述します。

最良の申し込みは、説明書に記述された基準に基づいて選ばれます。最良価格は最も一般的な指標ですが、ポーランド当局に使われる唯一の基準ではありません。しばしば、品質、機能、最高のテクノロジーのアプリケーションと環境への影響が適応されます。

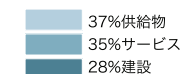
公共調達法は、行政法です。しかし、入札申し込みについての契約には、民法典と民事訴訟法が適用されます。

手順に関する情報は、公共調達局のウェブサイトの公共調達広報と公式欧州連合ジャーナルで発表されます。

公共調達市場の対象



記号一覧



資料：公共調達局年間報告書 2008年

IV.5.4. 破産とリストラ

2003年の破産及びリストラ法は、企業家の破綻に関する規則と破産の予防を目的とした清算とリストラ手続きに関する規則を確立しました。

破産には2種類の宣告方法があります。一つ目は、すべての資産売却、全国裁判登記所の会社登録削除による清算手続きです。二つ目は、債権者との契約を結ぶ可能性がある破産です。

ポーランドの破産及びリストラ法によると、破産宣言は、支払い不能になった債務者によって行わなければならないません。債務者の実施可能な義務の不履行は、債務者の支払い不能となります。法人である債務者は、その債務が資産を上回った場合、たとえ現在これらの義務が履行されている最中だとしても、それは支払不能とみなされます。義務の遂行の遅れが3ヵ月を上回らなかったとき、また、債務残高の金額が債務者企業の貸借対照表価格の10%を超えない場合、裁判所は破産申し立てを棄却することができます。裁判所は、支払い不能の債務者の資産が法的手続き費用を賄うのに十分でない場合も破産申し立ても棄却します。

破産申し立ては、債務者によって、または、いかなる債権者によっても行われます。法人に関しては、個々または共同で会社を代表する権利者により申し立てることができます。重要なことは、債務者が、遅くとも破産の宣言の根拠が起こった日から2週以内にまでには、裁判所に破産申し立てをしなければいけないことです。債務者が法人の場合、前記の義務は、会社を代表する権利者（個々または共同で）が申し立てを行うことができます。これらの人は、上述した期限（2週間以内）内に申し立てを行わなかったために起こり得るいかなる損害賠償に対しても責任があります。

債務者は、破産申し立て書と共に、データの正確さに関する陳述書を書面で提出します。この陳述書が不正確であるならば、債務者は破産申し立てに添付された不正確なデータにより起因するいかなる損害に対しても責任があります。

清算の代わりに、破産訴訟は会社とその債権者の間での取り決めによって終えることもできます。

ポーランドの破産及びリストラ法は、債務超過の兆しがある場合に行われる再生手続きです。企業家が義務遂行を行ったにもかかわらず、経済状況の評価から将来的に支払い不能になることが明らかである場合、企業家は債務超過の恐れが出てきます。そのような企業家は、負債の支払いを保証すると同時に、負債の軽減、もしくは分割払いを目的とする手続きをすることができます。手続きは裁判官により指名される人によって監督されますが、債務者によって実行されます。上記を考慮に入れると、この手続きは強制的ではないことがわかります。



V. 情報源



© Yuri Arcurs - Fotolia.com.

V.1. ポーランド情報・外国投資庁

ポーランド情報・外国投資庁 (PAIIZ) は、ポーランドの市場に参入する外国の企業家のための役に立つパートナーです。当庁は、投資家にプロジェクトを含むすべての重要な行政的または法的手続きについての助言を行います。投資における法律およびビジネスの問題に関して複雑な情報に迅速に提供します。さらに、新しい場所と適当なパートナーや供給者を見つける手助けをします。当庁は、ポーランドの経済宣伝を行い、海外直接投資の流入を刺激して、外国の会社の投資プロセスで援助して、ポーランドの輸出を促進するために、2003年6月に設立されました。当庁は国家外国投資庁 (PAIZ) とポーランド情報庁 (PAI) の合併により設立されました。両機関は、対外投資の流入によるポーランドの経済の発達と海外のポーランドの宣伝を支援するために設立されました。

ポーランド情報・外国投資庁は、新しい投資家の皆様に以下のような専門的な相談サービスを提供します。

- 投資に最良の場所を見つけるための援助と支援
- 潜在的なパートナーと供給者を見つけること
- 投資誘致に関する支援

■ 投資プロセスの間の企業家への支援

最高のサービスを確実に提供するために、機関は6つの部門に分かれ、各部門が指定された責任を引き受けています。

外国投資部は、外国人投資家を獲得して、サービスに関して最高の品質を確実にする役割を果たしています。この部門のスタッフは、投資に最も適した場所を会社に助言し、交渉に参加します。外国投資部は投資に関する支援と、すでにポーランドに投資した会社の支援を行います。組織的、管理的、IT的な仕事は、内部サービス部に属します。この部門のスタッフは、財政的文書の作成と、当機関の財政状態の監視をする役割を果たしています。内部サービス部が最初に当機関をサポートしますが、内部の全般的な活動を指揮するのが監査および管理部です。監査および管理部は、当機関の内部会計監査と、法律規則から生じる他の会社に対して責任があります。また、当機関によって実施される構造資金にも関連しています。

最も重要な部門のうちの1つは地域開発部(RDD)です。それは潜在的投資家のために投資申し込みを準備する役割を果たします。地域開発部は、投資申し込み(ブラウンフィールドとグリーンフィールド)のデータベースを管理して、最新情報を更新します。したがって、RDDは経済特別区、地方自治体と、地方へのFDI流入の増加と宣伝を行っている地域投資家支援センターと協力しています。外国の会社のポーランド投資を奨励するために、現在多くの重要な活動が行われています。この種の仕事は経済広報部に属しています。それはポーランドの経済、テクノロジーと業績を広報する会議、ワークショップと数多くのイベントを準備しています。経済広報部は、経済的なデータの集積および分析を行い、機関または利害関係のある会社により利用されています。他の業務としては、ポーランドおよび外国への対外投資の監視、国内と国際ビジネスパートナーおよび研究機関の協力を行っています。経済情報部も、ポーランドのOECD連絡窓口と維持する役割を果たします。その主要な目的は、投資家のために用意された「多国籍企業のためのOECD ガイドライン」の広報、宣伝、出版です。この出版物によると、会社は雇用、税規則、公正な競争の原則、R&D活動、環境保護と消費者権利などについて、彼らの活動に関する詳細な情報を広報しなければなりません。ポーランド連絡窓口の他に、欧州資金に興味がある会社のために情報デスクを維持しています。

すべての機関活動は、前記の地域投資家支援センターにより支援されています。当機関によるトレーニングと現在行われている支援のおかげで、当センターは県レベルで複雑かつ専門的なサービスを投資家に提供しています。外国の企業家だけでなく国内の会社にとっても、ポーランド情報・外国投資庁は、最高の知識源といえるでしょう。ウェブサイトwww.paiz.gov.pl上で、投資家はポーランドについてのキープポイント、ポーランドの経済と法律規則、ポーランドで企業を設立することを望んでいる会社役に役立つすべての詳細な情報に関して、必要な情報をすべて見つけることができます。





V.2. 地方投資家支援センター ンター

ヴィエルコポルスカ県

ヴィエルコポルスカ市町村協会
投資家支援センター
Al. Niepodległości 16/18
61-713 Poznań

連絡先:

Łukasz Filipiak
E-mail: l.filipiak@sgipw.wlkp.pl

Tomasz Telesiński
E-mail: t.telesinski@sgipw.wlkp.pl

Anna Łohunko
E-mail: a.lohunko@sgipw.wlkp.pl

Tel.: +48 (0) 61 854 19 73
Tel.: +48 (0) 61 854 14 72
Fax: +48 (0) 61 851 53 95

E-mail: office@sgipw.wlkp.pl
<http://www.sgipw.wlkp.pl>

ヴィエルコポルスカ企業開発エージェンシー
ul. Piekary 19
61-823 Poznań

連絡先:

Anna Gruszka
E-mail: anna.gruszka@warp.org.pl

Tel.: +48 (0) 61 656 35 07
Tel.: +48 (0) 61 656 35 06
Fax: +48 (0) 61 656 53 66
<http://www.warp.org.pl>

クヤーヴィ・ポモージェ県

県議会会長局

投資家支援センター
pl. Teatralny 2
87-100 Toruń

連絡先:

Cezar Buczyński
E-mail: c.buczynski@kujawsko-
pomorskie.pl
Tel: +48 (0) 56 621 84 87
Fax: +48 (0) 56 621 83 02

Anna Kowalska
E-mail: anna.kowalska@kujawsko-pomorskie.pl
Tel: +48 (0) 56 621 83 97

Joanna Wiśniewska
E-mail: joanna.wisniewska@kujawsko-pomorskie.pl
Tel: +48 (0) 56 621 83 97

www.kujawsko-pomorskie.pl/coi/

マウォポルスカ県

マウォポルスカ地方開発エージェンシー
投資家支援センター
ul. Kordylewskiego 11
31-542 Krakow

連絡先:

Jacek Adamczyk
E-mail: jacek.adamczyk@marr.pl
Tel: +40 (0) 12 617 66 56

Dawid Jarosz - director
E-mail: dawid.jarosz@marr.pl
Tel: +48 (0) 12 617 66 53
Fax: +48 (0) 12 617 66 66

Anna Pawlik
anna.pawlik@marr.pl
+48 (0) 12 617 66 53
+48 602 675 496

Marek Martynowicz
E-mail: marek.martynowicz@marr.pl

E-mail: rcoi@marr.pl
<http://www.marr.pl>

ウッジ県

ウッジ県議会会長局
外国協力宣伝部
投資家支援センター
ul. Traugutta 25
90-113 Lodz

連絡先:

Janusz Baranowski
E-mail: przeds@lodzkie.pl
Tel: +48 (0) 42 291 98 50

Michał Tomczyk
E-mail: jacek.wojcik@lodzkie.pl
Tel.: +48 (0) 42 291 98 51
Tel.: +48 665 123 888

Izabela Kozłowska
E-mail: izabela.kozłowska@lodzkie.pl
Tel: +48 (0) 42 291 98 49

ドルノシロンスク県

経済協力投資支援センターのドルノシロンスク
エージェンシー
ul. Kuźnicza 10
50 -138 Wrocław

連絡先:

Agnieszka Chmist
e-mail: agnieszka.chmist@dawg.pl
Tel.: +48 (0) 71 344 02 86
Tel.: +48 608 362 400
fax: +48 (0) 71 344 02 85

Katarzyna Nieradka
E-mail: katarzyna.nieradka@dawg.pl
Tel. +48 (0) 71 344 02 86
Tel. +48 608 621 100
Paweł Kleszcz
E-mail: pawel.kleszcz@dawg.pl

Tel.: +48 (0) 71 344 02 86
Tel.: +48 608 369 400

Robert Śliwiński
E-mail: robert.sliwinski@dawg.pl
Tel. +48 (0) 71 344 02 86
Tel. +48 (0) 71 344 02 87

Tel.: +48 (0) 608 621 200
fax: +48 (0) 71 344 02 85
www.dawg.pl

ルブリン県

ルブリン県議会会長局
投資家支援センター
ul. Graniczna 4
20-010 Lublin

連絡先:

Kornelia Kania
E-mail: kornelia.kania@lubelskie.pl

Tadeusz Biskupski
E-mail: tadeusz.biskupski@lubelskie.pl

Grażyna Gilewicz
E-mail: grazyna.gilewicz@lubelskie.pl
Tel. +48 (0) 81 537 16 20

Ireneusz Moleszyk
E-mail: ireneusz.moleszyk@lubelskie.pl
Tel. +48 (0) 81 537 16 11

E-mail: coi@lubelskie.pl
Tel/fax: +48 (0) 81 537 16 21
www.partnercoi.lubelskie.pl

ルブスコ県

ジェロナグラ地方開発エージェンシー
投資家支援センター
(地方開発エージェンシー内)
within the Regional Development
Agency.
ul. Chopina 14
65-001 Zielona Gora

連絡先:

Marzena Kubiak
E-mail: marzena.kubiak@coi-lubuskie.pl
Tel: +48 (0) 68 329 78 38
Fax: +48 (0) 68 329 78 39

Daniel Chalecki
E-mail: daniel.chalecki@coi-lubuskie.pl
Tel.: +48 (0) 68 329 78 38
Fax: +48 (0) 68 329 78 39

Małgorzata Kalinowska
Tel.: +48 (0) 68 329 78 38
Fax: +48 (0) 68 329 78 39
e-mail: malgorzata.kalinowska@coi-lubuskie.pl

E-mail: agencja@region.zgora.pl
<http://www.coi-lubuskie.pl>

マゾフシェ県

マゾフシェ開発エージェンシー
投資家支援センター
ul. Smolna 12
00-375 Warsaw

連絡先:

Joanna Jędrzejewska-Debortoli
E-mail: j.jedrzejewska@armsa.pl
Tel.: +48 (0) 22 566 47 84

Tomasz Szczypiński
E-mail: t.szczypinski@armsa.pl
Tel.: +48 (0) 22 566 47 86

Magdalena Pasztaleniec
E-mail: m.pasztaleniec@armsa.pl
Tel.: +48 (0) 22 566 47 85

Ewa Starkiewicz
E-mail: e.starkiewicz@armsa.pl
Tel.: +48 (0) 22 566 47 83

www.armsa.pl
coi@armsa.pl
Fax: +48 (0) 22 830 50 12

オポーレ県

オポーレ経済開発エージェンシー
投資家支援センター
ul. Spychalskiego 1A
45-716 Opole

連絡先:

Arkadiusz Wiśniewski
E-mail: a.wisniewski@ocrg.opolskie.pl

Magdalena Karońska
E-mail: m.karonska@ocrg.opolskie.pl

Piotr Regeńczuk
E-mail: p.regenczuk@ocrg.opolskie.pl

Adam Olbert
E-mail: a.olbert@ocrg.opolskie.pl

Ewa Dudik
E-mail: e.dudik@ocrg.opolskie.pl

E-mail: coi@ocrg.opolskie.pl
Tel: +48 (0) 77 403 36 46
Tel: +48 (0) 77 403 36 47
Tel: +48 (0) 77 403 36 48

Fax: +48 (0) 77 403 36 09
www.ocrg.opolskie.pl

ポドラシェ県

県議会会長局
投資家支援センター
ul. Kard. St. Wyszyńskiego 1
15-888 Białystok

連絡先:

Borys Dąbrowski
E-mail: borys.dabrowski@wrotapodlasia.pl

Adam Borawski
E-mail: adam.borawski@wrotapodlasia.pl

Magdalena Kosobudzka
E-mail: magdalena.kosobudzka@wrotapodlasia.pl

Tel.: +48 (0) 85 749 74 95
Fax: +48 (0) 85 749 74 40
www.wrotapodlasia.pl/coi

ポモージェ県

ポモージェ開発エージェンシー
地方投資家支援センター
ul. Piwna 36/39
80-831 Gdansk

連絡先:

Marcin Piątkowski
+48 (0) 58 32 33 256
marcin.piatkowski@arp.gda.pl

Marcin Faleńczyk
+48 (0) 58 32 33 122
marcin.falenczyk@arp.gda.pl

Anna Dąbrowska
+48 (0) 58 32 33 242
anna.dabrowska@arp.gda.pl

Marek Trocha
+48 (0) 58 32 33 248
marek.trocha@arp.gda.pl

Łukasz Michalski
+48 (0) 58 32 33 242
lukasz.michalski@arp.gda.pl

Maria Przybylska
+48 (0) 58 32 33 248
maria.przybylska@arp.gda.pl

Fax +48 (0) 58 30 11 341
www.arp.gda.pl

シロンスク県

シロンスク県議会会長局
投資家支援センター
ul. Ligonja 46
40-037 Katowice

連絡先:

Aleksandra Samira-Gajny
E-mail: asamira@silesia-region.pl

Bogusława Kruczek-Gębczyńska
E-mail: bkruczek-gebczynska@silesia-region.pl

Marek Franczak
E-mail: mfranczak@silesia-region.pl

Anna Korpała
E-mail: akorpała@silesia-region.pl

Tel.: +48 (0) 32 20 78 477
Fax: +48 (0) 32 256 32 44
http://www.invest.visitsilesia.eu

下カルパチア県

ジェシュフ地方開発エージェンシー
投資家支援センター
ul. Szopena 51
35-959 Rzeszow

連絡先:

Katarzyna Chlebek
E-mail: kchlebek@rarr.rzeszow.pl

Piotr Draus
E-mail: pdraus@rarr.rzeszow.pl

Małgorzata Patro-Zagaja
E-mail: mzagaja@rarr.rzeszow.pl

Jolanta Skrzypkowska
E-mail: jskrzypkowska@rarr.rzeszow.pl

Małgorzata Zajchowska
E-mail: mzajchowska@rarr.rzeszow.pl

Marcin Dojnik
E-mail: mdojnik@rarr.rzeszow.pl

Tel/Fax: +48 (0) 17 852 43 76
E-mail: coi@rarr.rzeszow.pl
http://www.coi.rzeszow.pl

シフェントクシスカ県

シフェントクシスカ県議会会長局
投資家支援センター
Al. IX Wieków Kielc 3
25-516 Kielce

連絡先:

Anna Chlewicka-Zwierzak
E-mail: anna.chlewicka@sejmik.kielce.pl

Piotr Żołądek
E-mail: piotr.zoladek@sejmik.kielce.pl
Tel. +48 (0) 41 342 19 55,
Fax: +48 (0) 41 342 10 38
E-mail: coi@sejmik.kielce.pl

ヴァルミア・マズーリ県

ヴァルミア・マズール県地方開発エージェンシー
投資家支援センター
Plac Generała Józefa Bema 3,
10-516 Olsztyn

連絡先:

Joanna Popiel
E-mail: j.popiel@wmarr.olsztyn.pl

Aleksandra Gajewska
E-mail: a.gajewska@wmarr.olsztyn.pl

Tel.: +48 (0) 89 521 12 80
Fax: +48 (0) 89 521 12 60
<http://www.wmarr.olsztyn.pl>

西ポモージェ県

西ポモージェ県議会会長局
投資家支援センター
ul. Piłsudskiego 40/42
70-421 Szczecin

連絡先:

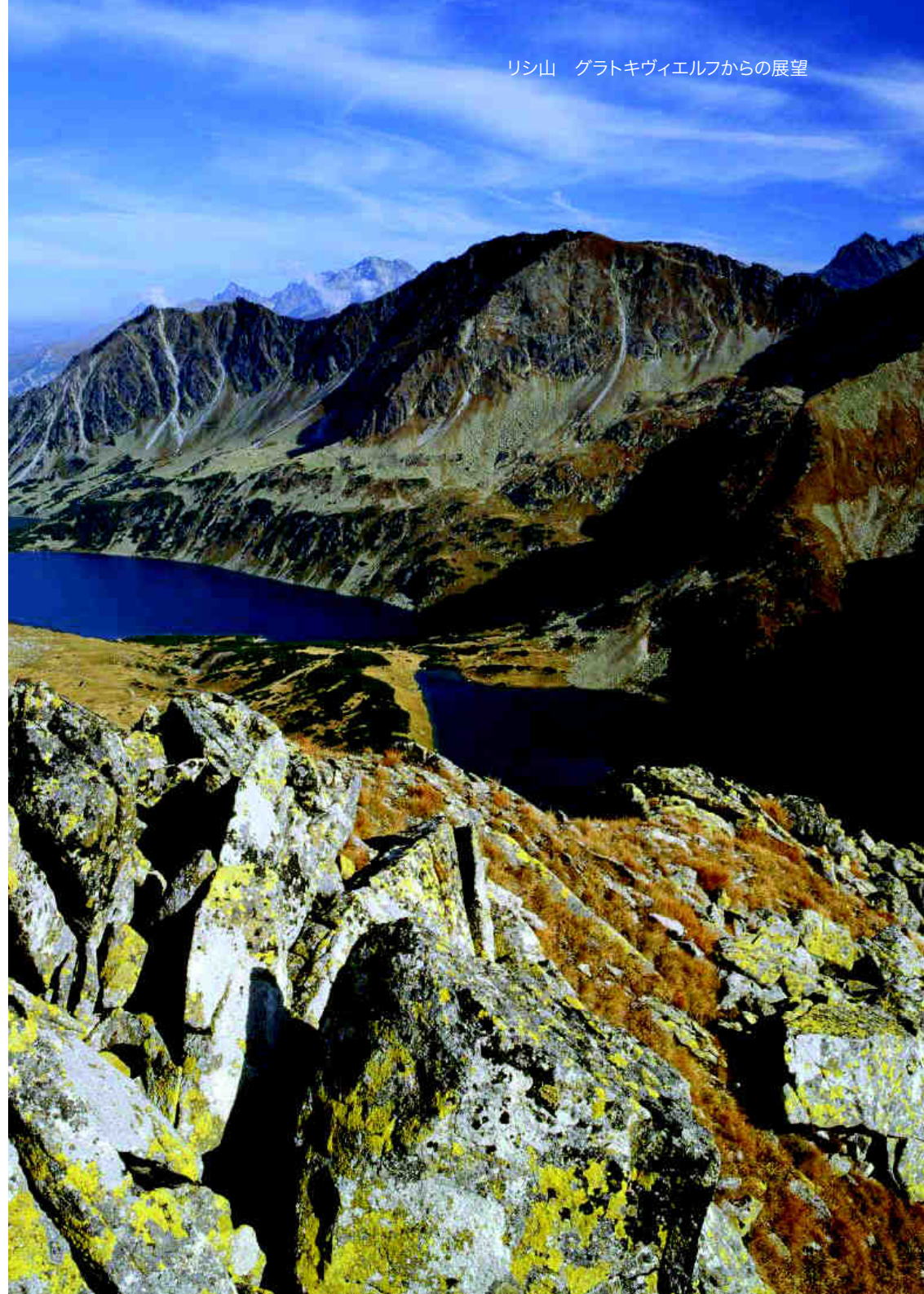
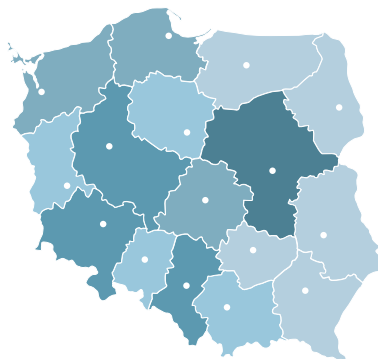
Paweł Bartoszewski
E-mail: pbartoszewski@wzp.pl
Tel.: +48 (0) 91 446 71 78

Jolanta Kielmas
E-mail: jkielmas@wzp.pl
Tel.: +48 (0) 91 446 71 03

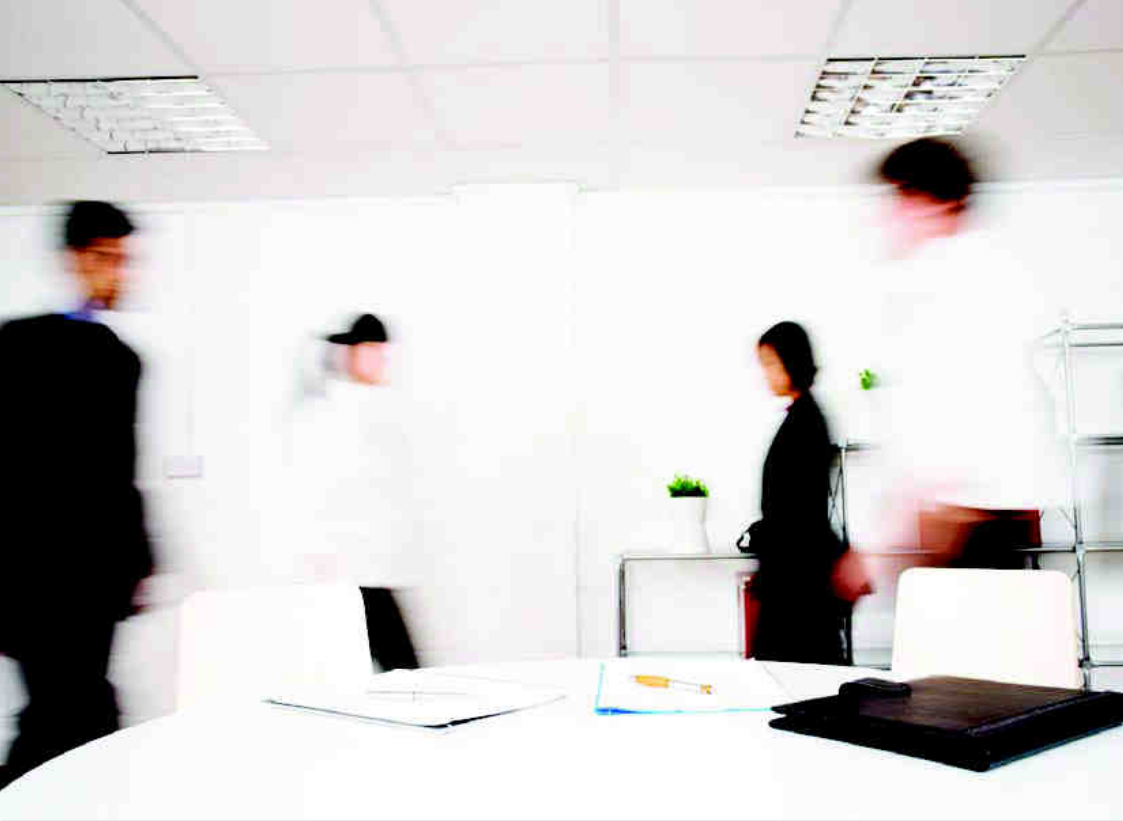
Małgorzata Saar-Urbańczyk
E-mail: msaar@wzp.pl
Tel.: +48 (0) 91 446 71 02

Magdalena Woźniak
E-mail: mwozniak@wzp.pl
Tel.: +48 (0) 91 446 71 56

E-mail: coi@wzp.pl
Tel./Fax: +48 (0) 91 446 71 02
www.coi.wzp.pl



VI. 付録



VI.1. ポーランドのFDI (外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
1	Aluplast Austria GmbH	オーストリア	プラスチックとゴム製造
2	Arlberger Bergbahnen AG	オーストリア	輸送、保管とコミュニケーション
3	Bau Holding Strabag AG	オーストリア	建設; ホテルとレストラン
4	Benda-Lutz GmbH	オーストリア	金属と金属製品製造
5	Coface Central Europe Holding AG	オーストリア	不動産、賃貸、ビジネス活動
6	E. Hawle Armaturenwerke GmbH	オーストリア	機械と備品製造
7	Erste Bank	オーストリア	財務仲介
8	Intermarket Bank AG	オーストリア	財務仲介
9	Warimpex	オーストリア	建設
10	Wienerberger Ziegelindustrie AG	オーストリア	その他の非金属製品製造
11	Wilkosz	オーストリア	建設
12	ACP Europe	ベルギー	化学製品製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
13	BELBAL	ベルギー	プラスチックとゴム製造
14	Betafence NV	ベルギー	金属と金属製品製造
15	BOS Automotive Products Belgie NV	ドイツ	輸送設備製造
16	Brouwerij Palm NV	ベルギー	食品、飲料水、 タバコ製造
17	Cartamundi Group	ベルギー	卸売りと小売業
18	Chaufourneries de Hergenrath	ベルギー	その他の非金属 製品製造
19	Democo Poland Sp. z o.o.	ベルギー	不動産、賃貸、 ビジネス活動
20	Dossche	ベルギー	食品、飲料水、 タバコ製造
21	Elbicon	ベルギー	電気機械と 器具製造
22	Electrabel S.A.	ベルギー	電気ガス水道供給
23	FNE	ベルギー	金属と金 属製品製造
24	GE Power Controls Belgium BV	ベルギー	卸売りと小売業
25	Gyproc Benelux S.A.	ベルギー	その他の非 金属製品製造
26	Henschel Engineering N.V.	ベルギー	金属と金属製品製造
27	Holdes NV	ベルギー	農業、狩猟、 林業
28	Józef Felix Nawrot	ベルギー	卸売りと小売業
29	Kinepolis Group	ベルギー	その他のコミュニティ、 社会、個人サービス活動
30	Koramic Building Products N.V.	ベルギー	金属と金属製品製造
31	Lhoist	ベルギー	その他の非 金属製品製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
32	Materne-Confilux S.A.	ベルギー	食品、飲料水、 タバコ製造
33	Pregis NV	ベルギー	プラスチック とゴム製造
34	Radson NV	ベルギー	卸売りと小売業
35	Rom Heribert	ベルギー	家具と 消費財製造
36	Solvay	ベルギー	化学 製品製造
37	Toyota	日本	輸送設 備製造
38	TPF HOLDING SA	ベルギー	不動産、賃貸、 ビジネス活動
39	Apotex Inc.	カナダ	化学製品 製造
40	Bata Shoes	チェコ	革と革 製品製造
41	Bombardier Transportation	カナダ	輸送設 備製造
42	Chapman Ice Cream	カナダ	食品、飲料水、 タバコ製造
43	Europort Grain Terminal	カナダ	輸送、保管とコ ミュニケーション
44	Gestion Max	カナダ	不動産、賃貸、 ビジネス活動
45	Goodrich Aerospace Canada LTD	アメリカ	輸送設備製造
46	GUEST TEK INTERNATIONAL GROUP LTD	カナダ	不動産、賃貸、 ビジネス活動
47	Pan Smak Pizza Inc.	カナダ	ホテルとレ ストラン
48	Pratt & Whitney Canada	カナダ	輸送設備製造
49	Royal Group Technologies	カナダ	その他の非金属製品製造
50	Sidney Braaksma	カナダ	建設
51	Staight Croising	カナダ	輸送、保管とコ ミュニケーション

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
52	Wentworth Technologies Co. Ltd.	カナダ	プラスチックとゴム製造
53	Digital View	中国	電気機械と器具製造
54	Dong Yun	中国	金属と金属製品製造
55	Min Hoong Development Co.	中国	ホテルとレストラン
56	Sino Frontier Properties Ltd.	中国	建設
57	Suzhou Victory Precision Manufacture Co	中国	プラスチックとゴム製造
58	TPV Technology Ltd	中国	電気機械と器具製造
59	Pliva d.d.	クロアチア	化学製品製造
60	Podravka d.d.	クロアチア	食品、飲料水、タバコ製造
61	ASBISC Enterprises Ltd	キプロス	卸売りと小売業
62	BEECH TREE INVESTMENTS LIMITED	キプロス	輸送、保管、コミュニケーション
63	DELOITTE CENTRAL EUROPE HOLDINGS LIMITED	キプロス	不動産、賃貸、ビジネス活動
64	Kronospan Holdings Ltd.	オーストリア	木材と木材製品製造
65	TOLLERTON INVESTMENTS LTD	キプロス	輸送、保管、コミュニケーション
66	TriGránit Holding Ltd.	ハンガリー	建設
67	Glaverbel Czech a.s.	チェコ	その他の非金属製品製造
68	Interkontakt Group A.S.	チェコ	卸売りと小売業
69	Kofola a.s.	チェコ	食品、飲料水、タバコ製造
70	Vitkovice Cylinders	チェコ	金属と金属製品製造
71	A.Espersen A/S	デンマーク	食品、飲料水、タバコ製造
72	A/S Roulunds Fabriker	デンマーク	その他の非金属製品製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
73	ARLA FOODS AmbA	デンマーク	食品、飲料水、タバコ製造
74	Broen A/S	デンマーク	金属と金属製品製造
75	Carlsberg Breweries A/S	デンマーク	食品、飲料水、タバコ製造
76	Carly Gry	デンマーク	織物布地製造
77	Chr. C. Grene A/S	デンマーク	卸売りと小売業
78	Chr. Hansen AS	デンマーク	卸売りと小売業
79	Dan Cake A/S	デンマーク	食品、飲料水、タバコ製造
80	Dan Engineering AS	デンマーク	食品、飲料水、タバコ製造
81	Danfoss A/S	デンマーク	電気機械と器具製造
82	Danish Brewery Group A/S	デンマーク	食品、飲料水、タバコ製造
83	Danish Fast Food	デンマーク	食品、飲料水、タバコ製造
84	Danish Partner A.p.S.	デンマーク	織物布地製造
85	Dansk Supermarked A/S	デンマーク	卸売りと小売業
86	DreamLand	デンマーク	家具と消費財製造
87	Dyrup	デンマーク	化学製品製造
88	Elopak Denmark A.S.	デンマーク	プラスチックとゴム製造
89	Elsam A/S	デンマーク	電気ガス水道供給
90	Foras Holding A/S	デンマーク	不動産、賃貸、ビジネス活動
91	GN Great Nordic	デンマーク	輸送、保管とコミュニケーション
92	Group 4 Falck A/S	デンマーク	不動産、賃貸、ビジネス活動

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
93	Hedeselskabet	デンマーク	電気ガス水道供給
94	House of Prince Denmark A/S	デンマーク	食品、飲料水、 タバコ製造
95	Icopal A/S	デンマーク	その他の非金属製品製造
96	Investeringsfonden for Ostlandene	デンマーク	食品、飲料水、 タバコ製造
97	Kongskilde Industries A/S	デンマーク	機械と 備品製造
98	LM Glasfiber	デンマーク	電気ガス 水道供給
99	Logstor Ror A/S	デンマーク	金属と金 属製品製造
100	Maersk S/A	デンマーク	輸送、保管とコミ ュニケーション
101	Merrild Cafe	デンマーク	食品、飲料水、 タバコ製造
102	NKT Cables A/S	デンマーク	電気機械と 器具製造
103	Nordisk Wavin A/S	オランダ	プラスチックとゴム製造
104	Pagh Morups Bornekonfektion A.P.S.	デンマーク	織物布地製造
105	Polen Invest A/S	デンマーク	食品、飲料水、 タバコ製造
106	Rockwool	デンマーク	その他の非金属製品製造
107	Scanpol International ApS	デンマーク	ホテルとレストラン
108	Schulstad Brod A/S	デンマーク	食品、飲料水、 タバコ製造
109	Shiptrans Holding A/S	デンマーク	家具と消 費財製造
110	Sonion Microtronic A/S	デンマーク	電気機械と 器具製造
111	Statoil	ノルウェー	卸売りと小売業
112	TAEPPELAND HOLDING A/S	デンマーク	卸売りと小売業
113	TDC Mobile International A/S	デンマーク	輸送、保管とコミュニケーション
114	TK Holding	デンマーク	建設

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
115	Trepko A/S	デンマーク	機械と 備品製造
116	Unicon A/S	デンマーク	その他の 非金属製品製造
117	Unicon AS	デンマーク	その他の非 金属製品製造
118	Velux A/S	デンマーク	プラスチックとゴム製造
119	YellowTel A/S	デンマーク	不動産、賃貸、 ビジネス活動
120	BLStream	フィンランド	不動産、賃貸、 ビジネス活動
121	Consolis Oy Ab	フィンランド	その他の非 金属製品製造
122	ENSTO SEKKO OY	フィンランド	電気機械 と器具製造
123	Fortum Power and Heat OY	フィンランド	電気ガス 水道供給
124	Huhtamaki Van Leer	フィンランド	プラスチック とゴム製造
125	Itella Information	スウェーデン	パルプ、紙、 出版、印刷業
126	KWH Group Ltd.	フィンランド	プラスチック とゴム製造
127	Lannen Tehtaat OY	フィンランド	食品、飲料水、 タバコ製造
128	Martela OYJ	フィンランド	卸売りと小売業
129	Metsa Tissue OYJ	フィンランド	パルプ、紙、 出版、印刷業
130	Neste Oil Oyj	フィンランド	卸売りと小売業
131	Nordic Environment Finance Corporation (NEFCO)	フィンランド	パルプ、紙、 出版、印刷業
132	NORDKALK GROUP	フィンランド	鉱山業 と採石
133	ORAS OY	フィンランド	金属と金属 製品製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
134	Paroc Group	フィンランド	その他の非金属製品製造
135	UPM Raflatac OY	フィンランド	パルプ、紙、出版、印刷業
136	WERNER SODERSTROM OSAKEYHTIO OY	フィンランド	不動産、賃貸、ビジネス活動
137	Accor S.A.	フランス	ホテルとレストラン
138	Air Liquide S.A.	フランス	化学製品製造
139	Alcatel	フランス	電気機械と器具製造
140	Alstom Holdings	フランス	機械と備品製造
141	ALTRAD S.A.	フランス	金属と金属製品製造
142	Arval PHH	フランス	不動産、賃貸、ビジネス活動
143	Atofina S.A.	フランス	化学製品製造
144	Atos Origin	フランス	不動産、賃貸、ビジネス活動
145	Auchan S.A.	フランス	卸売りと小売業
146	Canal Plus Group	フランス	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
147	Capgemini S.A.	フランス	不動産、賃貸、ビジネス活動
148	Cardif S.A.	フランス	財務仲介
149	Casino	フランス	卸売りと小売業
150	Cegedim Dendrite Group	フランス	不動産、賃貸、ビジネス活動
151	Cetelem S.A.	フランス	財務仲介
152	CF Gomma Barre Thomas	フランス	プラスチックとゴム製造
153	Chantelle S.A.	フランス	織物布地製造
154	Clement	フランス	輸送、保管とコミュニケーション

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
155	Colas S.A.	フランス	建設
156	Conforama Holding	フランス	卸売りと小売業
157	Coplan S.A.R.L.	フランス	建設
158	Credit Agricole	フランス	財務仲介
159	Creuzet Aeronautique S.A.	フランス	電気機械と器具製造
160	Dalkia Termika S.A.	フランス	電気ガス水道供給
161	Decathlon S.A.	フランス	卸売りと小売業
162	Docks de France	フランス	卸売りと小売業
163	E. Leclerc	フランス	卸売りと小売業
164	Eiffage Construction	フランス	建設
165	Electricite de France Internationale (EDF)	フランス	電気ガス水道供給
166	Essilor International	フランス	機械と備品製造
167	Eurodec Industries	フランス	金属と金属製品製造
168	Eurovia International	フランス	財務仲介
169	Faure Machet (FM) Logistic S.A.	フランス	輸送、保管とコミュニケーション
170	Faurecia Investments	フランス	輸送設備製造
171	Feu Vert S.A.	フランス	卸売りと小売業
172	France Telecom	フランス	輸送、保管とコミュニケーション
173	GEMPLUS S.A.	フランス	電気機械と器具製造
174	Go Sport	フランス	卸売りと小売業
175	Groupe Coplan S.A.	フランス	建設
176	HACHETTE LIVRE S.A.	フランス	パルプ、紙、出版、印刷業
177	Hamelin Group	フランス	家具と消費財製造
178	Havas Advertising International	フランス	不動産、賃貸、ビジネス活動

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
179	Hutchinson S.A.	フランス	プラスチックとゴム製造
180	Inergy Automotive Systems	フランス	プラスチックとゴム製造
181	Intermarche	フランス	卸売りと小売業
182	International Ducatel Development	フランス	織物布地製造
183	Klepierre S.A.	フランス	不動産、賃貸、ビジネス活動
184	L.D.C. S.A.	フランス	食品、飲料水、タバコ製造
185	La Fourmi	フランス	革と革製品製造
186	LACTALIS	フランス	食品、飲料水、タバコ製造
187	Lafarge	フランス	その他の非金属製品製造
188	Thomson Tubes and Displays S.A.	インド	電気機械と器具製造
189	Total Fina Elf S.A.	フランス	卸売りと小売業
190	United Technologies Holding S.A.	アメリカ	輸送設備製造
191	VALIN PARTICIPATIONS	フランス	輸送設備製造
192	Vetoquinol	フランス	化学製品製造
193	VINCI Construction	フランス	建設
194	Vivendi Universal	フランス	輸送、保管、コミュニケーション
195	Aareal Bank AG	ドイツ	財務仲介
196	Actaris Measurement Systems	ドイツ	卸売りと小売業
197	Actebis Holding GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
198	Adidas AG	ドイツ	卸売りと小売業
199	ADO Gardinenwerke GmbH & Co. KG	ドイツ	織物布地製造
200	Adrenatio	ドイツ	プラスチックとゴム製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
201	Aesculap AG	ドイツ	電気機械と器具製造
202	Ahlers AG	ドイツ	織物布地製造
203	ALBA International GmbH	ドイツ	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
204	Albert Schomburg	ドイツ	卸売りと小売業
205	Aligator Ventil	ドイツ	プラスチックとゴム製造
206	AI-KO KOBER AG	ドイツ	輸送設備製造
207	Axel Springer AG	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業
208	Bahlsen	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
209	Ball Packaging Europe GmbH	アメリカ	金属と金属製品製造
210	BASF AG	ドイツ	化学製品製造
211	Bauer Peter	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
212	Bayer AG	ドイツ	化学製品製造
213	Beiersdorf AG	ドイツ	化学製品製造
214	Benckiser	ドイツ	化学製品製造
215	Berger Breitgewebe International GmbH	ドイツ	織物布地製造
216	Bertelsmann AG	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業
217	Berthold Sichert GmbH, Adolf Otto GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
218	Bianca Modern	ドイツ	織物布地製造
219	Bilfinger und Berger Bau AG	ドイツ	建設
220	Binder International	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
221	BMP AG	ドイツ	不動産、賃貸、ビジネス活動
222	BMW Group	ドイツ	卸売りと小売業
223	Brinkhaus GmbH & CO.KG	ドイツ	織物布地製造
224	British American Tobacco GmbH	イギリス/アメリカ	食品、飲料水、タバコ製造
225	BSH Bosch und Siemens Hausgerate GmbH	ドイツ	機械と備品製造
226	Buderus HT	ドイツ	卸売りと小売業
227	Budzinsky + Hor GmbH + Co	ドイツ	織物布地製造
228	C+P Mobelsysteme GmbH&Co KG	ドイツ	家具と消費財製造
229	C+P Stahlmöbel GmbH&Co.KG	ドイツ	家具と消費財製造
230	Castolin GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
231	CeWe Color	ドイツ	不動産、賃貸、ビジネス活動
232	Coko Werk GmbH & Co. KG	ドイツ	プラスチックとゴム製造
233	Combera GmbH	ドイツ	不動産、賃貸、ビジネス活動
234	Commerzbank AG	ドイツ	財務仲介
235	Daimler AG	ドイツ	財務仲介、卸売りと小売業
236	DBG Osteuropa Holding GmbH	ドイツ	印刷
237	DBT GmbH	ドイツ	機械と備品製造
238	DNSint.com AG	ドイツ	卸売りと小売業
239	Dr August Oetker Nahrungsmittel K. G.	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
240	Dresdner Bank	ドイツ	財務仲介
241	Dresdner Fensterbau	ドイツ	プラスチックとゴム製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
242	DÜRR GmbH	ドイツ	輸送設備製造
243	Dyckerhoff AG	ドイツ	その他の非金属製品製造
244	E.ON Ruhrgas A.G	ドイツ	電気ガス水道供給
245	East Pack GmbH	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業
246	Eckes-Granini Int.	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
247	ELAPLAST Technik GmbH	ドイツ	プラスチックとゴム製造
248	Energie Baden-Württemberg AG (EnBW)	ドイツ	電気ガス水道供給
249	EVO BUS GMBH	ドイツ	輸送設備製造、卸売りと小売業
250	Federal Mogul Holding Deutschland GmbH	ドイツ	輸送設備製造
251	FEGRO-Markt GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
252	FIAAG	ドイツ	家具と消費財製造
253	Flair Polstermöbel GmbH and Co. KG	ドイツ	家具と消費財製造
254	Fresenius Kabi AG	ドイツ	化学製品製造
255	Freshtex International Textile Servis GmbH	ドイツ	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
256	Friedrich Weissheimer Maltzfabrik KG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
257	Frosta AG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
258	Gruner +Jahr	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業
259	Hafele Holding GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
260	Hans Grohe International	ドイツ	金属と金属製品製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
261	Hans Hoell Fleischwarenfabrik AG, Co KG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
262	HDI International Holding AG	ドイツ	財務仲介
263	Heinrich Bauer Verlag Beteiligungs GmbH	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業
264	Hemelter Muhle GmbH	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
265	Henkell&Sohnlein KG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
266	Henne County Mode GmbH	ドイツ	織物布地製造
267	Herlitz AG Berlin	ドイツ	家具と消費財製造
268	Hexal AG	ドイツ	化学製品製造
269	Heye & Heinz Glas	ドイツ	その他の非金属製品製造
270	Heye International GmbH	ドイツ	機械と備品製造
271	Hobas Rohre GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
272	Hochland AG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
273	Hochtief AG	ドイツ	建設
274	Interprint GmbH & Co. KG	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業
275	Intersnack Knabber Gebaeck GmbH & Co. K.G.	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
276	ISTA AG	ドイツ	不動産、賃貸、ビジネス活動
277	Jockenhoefer Verwaltung GmbH	ドイツ	家具と消費財製造
278	Jungheinrich Beteiligungs GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
279	Karl Konecke Fleischwarenfabrik GmbH & Co. KG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
280	Kirchhoff Automotive GmbH & Co. KG	ドイツ	輸送設備製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
281	Klingspor GmbH	ドイツ	その他の非金属製品製造
282	Knauf Verwaltungsgesellschaft KG	ドイツ	その他の非金属製品製造
283	Kochloeffel GmbH	ドイツ	ホテルとレストラン
284	Kreisel GmbH	ドイツ	化学製品製造
285	Kruger GmbH	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
286	KTR Kupplungstechnik GmbH	ドイツ	金属と金属製品製造
287	Lignum Technologie Aktiengesellschaft	ドイツ	機械と備品製造
288	Linde AG	ドイツ	化学製品製造
289	Lisa Draexlmaier GmbH	ドイツ	輸送設備製造
290	Lohmann AG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
291	LOI THERMPROCESS GmbH	ドイツ	機械と備品製造
292	Lowe GKG Holding AG	オーストリア	不動産、賃貸、ビジネス活動
293	Ludwig Schokolade	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
294	Petro Carbo Chem AG (PCC)	ドイツ	化学製品製造
295	Petrofer Oil and Chemicals	ドイツ	化学製品製造
296	Pfeifer und Langen	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
297	Pfleiderer AG	ドイツ	木材と木材製品製造
298	Pipelife Deutschland GmbH	ドイツ	金属と金属製品製造
299	Pneuhage Management GmbH & CO. KG	ドイツ	卸売りと小売業
300	Pol Print Medien GmbH	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
301	Polen Zement Beteiligungsgesellschaft GmbH	ドイツ	その他の非金属製品製造
302	Polychem Isolierhandel GmbH	ドイツ	プラスチックとゴム製造
303	Quarzwerte GmbH	ドイツ	鉱山業と採石
304	Quin GmbH	ドイツ	輸送設備製造
305	Raiffeisen HaGe	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
306	Rauschert	ドイツ	電気機械と器具製造
307	Reflex Winkelmann GmbH	ドイツ	金属と金属製品製造
308	REMONDIS International GmbH	ドイツ	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
309	REWE Grossflächengesellschaft GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
310	Rheinisch - Bergische Verlagsgesellschaft mbH	ドイツ	パルプ、紙、出版、印刷業
311	Rial Aluguss	ドイツ	金属と金属製品製造
312	RMG Regel + Messtechnik GmbH	ドイツ	電気ガス水道供給
313	Robert Bosch GmbH	ドイツ	輸送設備製造
314	Roeben Tanbaustaffe GmbH	ドイツ	その他の非金属製品製造
315	Rogner GmbH	ドイツ	ホテルとレストラン
316	ROTO FRANK AG	ドイツ	木材と木材製品製造
317	RWE Plus AG	ドイツ	電気ガス水道供給
318	RWE Umwelt Services Deutschland GmbH	ドイツ	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
319	SAG GmbH	ドイツ	建設
320	Salamander Industrie Produkte GmbH	ドイツ	プラスチックとゴム製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
321	SAP AG	ドイツ	不動産、賃貸、ビジネス活動
322	Saxon Steel Distribution	ドイツ	不動産、賃貸、ビジネス活動
323	SCA Hygiene Products Holding GmbH	ドイツ	化学製品製造
324	Scandia Leben Holding GmbH	ドイツ	財務仲介
325	Scheidt International GmbH	ドイツ	建設
326	Siemens AG	ドイツ	卸売りと小売業
327	Sieper GmbH	ドイツ	家具と消費財製造
328	SOPP GmbH	ドイツ	織物布地製造
329	Spedimpex	ドイツ	輸送、保管とコミュニケーション
330	Sprick-Fahrrader GmbH	ドイツ	輸送設備製造
331	Stadtwerke Leipzig GmbH	ドイツ	電気ガス水道供給
332	Stapelmann GmbH	ドイツ	金属と金属製品製造
333	STIHL International GmbH	ドイツ	金属と金属製品製造
334	STO AG	ドイツ	化学製品製造
335	Stroer Group	ドイツ	不動産、賃貸、ビジネス活動
336	Sudzucker AG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
337	TC Touristik GmbH	ドイツ	輸送、保管とコミュニケーション
338	Tchibo Frisch Rost Kaffee GmbH	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
339	TECE GmbH&Co. KG	ドイツ	卸売りと小売業
340	ThyssenKrupp Materials AG	ドイツ	卸売りと小売業
341	Tower Automotive Auslandsbeteiligungen GmbH	ドイツ	輸送設備製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
342	TPM Transforma Projekt Management GmbH	ドイツ	建設
343	Union Asset Management Holding AG	ドイツ	財務仲介
344	Union Knopf GmbH	ドイツ	プラスチックとゴム製造
345	Walter-Heilit Verkehrswegebau GmbH	ドイツ	建設、不動産、賃貸、ビジネス活動
346	WANZL Metallwarenfabrik GmbH	ドイツ	卸売りと小売業
347	Was Wietmarscher	ドイツ	輸送設備製造
348	Weber GmbH & Co. KG	ドイツ	プラスチックとゴム製造
349	West Landesbank AG (WestLB AG)	ドイツ	財務仲介
350	Wirthwein	ドイツ	機械と備品製造
351	Xella Porenbeton Holding GmbH	ドイツ	その他の非金属製品製造
352	Zentis GmbH Co.KO	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
353	Zott GmbH&Co KG	ドイツ	食品、飲料水、タバコ製造
354	Chipita	ギリシャ	食品、飲料水、タバコ製造
355	EFG Eurobank Ergasias	ギリシャ	財務仲介
356	Germanos	ギリシャ	卸売りと小売業
357	M. J. Maillis	ギリシャ	プラスチックとゴム製造
358	Mellon	ギリシャ	不動産、賃貸、ビジネス活動
359	BorsodChem Rt.	ハンガリー	化学製品製造
360	Egis Pharmaceuticas Ltd	ハンガリー	化学製品製造
361	Gedeon Richter LTD	ハンガリー	化学製品製造
362	Globus	ハンガリー	食品、飲料水、タバコ製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
363	Nordenia Hungary Szada (NHS)	ハンガリー	プラスチックとゴム製造
364	HCL	インド	不動産、賃貸、ビジネス活動
365	Herisson Ltd	カナダ	食品、飲料水、タバコ製造
366	JFC Manufacturing Ltd.	アイルランド	プラスチックとゴム製造
367	KBC Asset Management Ltd.	アイルランド	財務仲介
368	M.C. Building Chemicals Mueller&Partners	アイルランド	化学製品製造
369	Teva	イスラエル	化学製品製造
370	Alcea S.r.l. Group	イタリア	化学製品製造
371	Bioconsult SpA	イタリア	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
372	BM Industria Bergamasca Mobili	イタリア	プラスチックとゴム製造
373	Brembo S.p.A.	イタリア	輸送設備製造
374	C&M	イタリア	農業、狩猟、林業
375	Cartotecnica Chierese e Tiferante	イタリア	パルプ、紙、出版、印刷業
376	Condor	イタリア	革と革製品製造
377	Cosmar S. r. l.	イタリア	ホテルとレストラン
378	Delfo SpA	イタリア	金属と金属製品製造
379	Ferroli SpA	イタリア	金属と金属製品製造
380	Fiat	イタリア	財務仲介、輸送設備製造
381	Filatura e Tessitura di Tollegno SpA	イタリア	織物布地製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
382	Financial Holding FHF	イタリア	不動産、賃貸、ビジネス活動
383	Finanziaria Mobiliare Immobiliare di Pollone	イタリア	織物布地製造
384	Fortrade Financing SPA	イタリア	食品、飲料水、タバコ製造
385	Freudenberg Politec Srl	イタリア	化学製品製造、織物布地製造
386	General Beton Triveneta SpA	イタリア	その他の非金属製品製造
387	Indesit Company	イタリア	機械と備品製造
388	Industrie Cartarie Tronchetti SpA (ICT)	イタリア	パルプ、紙、出版、印刷業
389	Italiana Appalti Costruzioni	イタリア	不動産、賃貸、ビジネス活動
390	Italmatch Srl	イタリア	家具と消費財製造
391	Italpol Servizi Fiduciari S.P.A.	イタリア	不動産、賃貸、ビジネス活動
392	Italtriest Group	イタリア	不動産、賃貸、ビジネス活動
393	King Cross Group SRL	イタリア	建設
394	L. Molteni & C.dei F.lli Alitti SpA	イタリア	化学製品製造
395	Seregni SpA	イタリア	パルプ、紙、出版、印刷業
396	Sest Luve	イタリア	機械と備品製造
397	SEWS-CABIND SpA	イタリア	電気機械と器具製造
398	Simest	イタリア	財務仲介
399	Simest SpA	イタリア	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
400	Sirti	イタリア	建設
401	Societe Europeenne De Conserve S.A.	イタリア	食品、家具と消費財製造飲料水、タバコ製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
402	Sylea Italia Srl	イタリア	電気機械と器具製造
403	Tessitura Bresciana	イタリア	革と革製品製造
404	UniCredito Italiano SpA	イタリア	財務仲介
405	Whirlpool Europe Srl	アメリカ	機械と備品製造
406	Amatsuji Kogyo Seisakusho	日本	機械と備品製造
407	Bridgestone Corporation	日本	プラスチックとゴム製造
408	DAICEL CHEMICAL INDUSTRY LTD	日本	輸送設備製造
409	DENSO	日本	輸送設備製造
410	Fuji Seal	日本	プラスチックとゴム製造
411	Hirata Corporation	日本	機械と備品製造
412	Itochu Corp.	日本	卸売りと小売業
413	Kotani	日本	金属と金属製品製造
414	Marubeni Co.	日本	卸売りと小売業
415	Mitsubishi Corp.	日本	輸送、保管とコミュニケーション
416	NGK Insulators	日本	その他の非金属製品製造
417	Orix Corporation	日本	財務仲介
418	Sanden Corporation	日本	輸送設備製造
419	Sharp Corporation	日本	電気機械と器具製造
420	SUMITOMO CHEMICAL COMPANY LIMITED	日本	電気機械と器具製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
421	SUMITOMO CORPORATION	日本	卸売りと小売業、 化学製品製造
422	Tensho Electric Industries Co Ltd	日本	電気機械と器具製造
423	Toho Industrial Co. Ltd.	日本	機械と 備品製造
424	Tokai Rubber Industries Ltd. (TRI)	日本	プラスチック とゴム製造
425	Toshiba Corporation	日本	電気機械と 器具製造
426	Toyo Seal Industries Co. Ltd.	日本	プラスチック とゴム製造
427	Toyota Boshoku	日本	輸送設 備製造
428	U-Tec Corporation	日本	プラスチック とゴム製造
429	YAGI Industries Co. Ltd	日本	機械と 備品製造
430	YKK Holding Europe	日本	織物布地製造
431	Cemex	メキシコ	その他の非金 属製品製造
432	MECAPLAST	モナコ	輸送設備製造
433	Borgestad Fabrikker A/S	ノルウェー	その他の非 金属製品製造
434	Hydro Central Europe B.V	ノルウェー	金属と金 属製品製造、 卸売りと小売業
435	Klif Holding A/S	ノルウェー	建設
436	NCC CONSTRUCTION AS	ノルウェー	建設
437	Norgips	ノルウェー	その他の非金属製品製造
438	Odra Industries ASA	ノルウェー	輸送、保管とコミュ ニケーション
439	Orkla Foods A.S.	ノルウェー	食品、飲料水、 タバコ製造
440	Orkla Press	ノルウェー	パルプ、紙、出版、 印刷業

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
441	Heesung Electronics Co., Ltd.	韓国	電気機械と 器具製造
442	HUMAX CO LTD	韓国	電気機械と 器具製造
443	LG CHEM LTD	韓国	電気機械と 器具製造
444	LG Electronics Inc	韓国	卸売りと小売業、 電気機械と器 具製造
445	LG INNOTEK CO LTD	韓国	電気機械と 器具製造
446	LG International	韓国	化学製品製造
447	Lucky SMT	韓国	電気機械と 器具製造
448	Samsung Electronics Co. LTD	韓国	卸売りと 小売業
449	SK Chemicals	韓国	化学製品製造
450	SKC Chemicals	韓国	電気機械と 器具製造
451	ACCIONA Inmobiliaria	スペイン	建設
452	Banco Santander Central Hispano	スペイン	輸送、保管とコ ミュニケーション
453	CEFA	スペイン	プラスチック とゴム製造
454	Cropu S. A.	スペイン	輸送設 備製造
455	EADS CASA	スペイン	輸送、保管とコ ミュニケーション
456	Fagor Electrodomesticos	スペイン	機械と 備品製造
457	Faurecia Automotive Espana S.A.	スペイン	卸売りと 小売業
458	Ferrovial	スペイン	建設
459	GONVARRI CORPORACION FINANCIERA SL	スペイン	卸売りと小売業

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
460	Industrial Quimica del Nalón Polonia S.A.	スペイン	建設
461	Mecalux SA	スペイン	金属と金属製品製造
462	Neinver	スペイン	卸売りと小売業
463	ROCA Sanitario SA	スペイン	その他の非金属製品製造
464	TelePizza S.A.	スペイン	ホテルとレストラン
465	ABBA Seafood AB	スウェーデン	食品、飲料水、タバコ製造
466	AGA AB	スウェーデン	化学製品製造
467	Ahlstromforetagen Svenska Aktiebolg	スウェーデン	電気機械と器具製造
468	AxEast AB	スウェーデン	機械と備品製造
469	AxMeditec AB	スウェーデン	卸売りと小売業
470	BACKER BHV AB	スウェーデン	金属と金属製品製造
471	Bulten AG	スウェーデン	金属と金属製品製造
472	Catz	スウェーデン	化学製品製造
473	CEDERROTH INTERNATIONAL AB	スウェーデン	不動産、賃貸、ビジネス活動
474	Cloetta Fazer AB	スウェーデン	食品、飲料水、タバコ製造
475	Dagens Industri Holding AB	スウェーデン	食品、飲料水、タバコ製造
476	Dahl International AB	スウェーデン	卸売りと小売業
477	DeLaval Holding AB	スウェーデン	機械と備品製造
478	Dexcron AB	スウェーデン	不動産、賃貸、ビジネス活動
479	Duni AB	スウェーデン	パルプ、紙、出版、印刷業

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
480	Elanders Infoprint AB	スウェーデン	パルプ、紙、出版、印刷業
481	Electrolux AB	スウェーデン	機械と備品製造
482	Elfa AB	スウェーデン	卸売りと小売業
483	Ericsson	スウェーデン	電気機械と器具製造
484	Vattenfall AB	スウェーデン	電気ガス水道供給
485	Vin & Spirit AB	スウェーデン	食品、飲料水、タバコ製造
486	Volvo AB	スウェーデン	輸送設備製造
487	CEREAL PARTNERS WORLDWIDE (CPW)	スイス	食品、飲料水、タバコ製造
488	Crédit Suisse Group	スイス	財務仲介
489	Faserplast	スイス	プラスチックとゴム製造
490	Finagrain Compagnie Commerciale Agricole et Financiere	スイス	食品、飲料水、タバコ製造
491	Georg Utz Holding	スイス	プラスチックとゴム製造
492	Innolink S.A.	スイス	金属と金属製品製造
493	KARL BUBENHOFER AG	スイス	化学製品製造
494	Kompass Holding	スイス	不動産、賃貸、ビジネス活動
495	Kraft Jacobs Suchard AG	スイス	食品、飲料水、タバコ製造
496	Krono-Holding AG	スイス	木材と木材製品製造
497	KS Holding Hergiswil AG	スイス	プラスチックとゴム製造
498	Landis + Gyr	スイス	電気機械と器具製造
499	Marquard Media AG	スイス	パルプ、紙、出版、印刷業

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
500	Model Holding AG	スイス	パルプ、紙、出版、印刷業
501	Accounting Plaza B.V.	オランダ	不動産、賃貸、ビジネス活動
502	AES Horizons Ltd	オランダ	電気ガス水道供給
503	Agro East Europe BV	オランダ	農業、狩猟、林業
504	Baxter Healthcare Corporation	オランダ	化学製品製造
505	CBR Baltic BV	オランダ	その他の非金属製品製造
506	Ceneu Pizza BV	オランダ	ホテルとレストラン
507	Central European Advanced Refractory Technology BV	オランダ	その他の非金属製品製造
508	CEPV	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
509	CFE Netherland	オランダ	建設
510	Cookson Holdings BV	オランダ	その他の非金属製品製造
511	CSM NV	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
512	David S Smith Netherlands B.V.	オランダ	パルプ、紙、出版、印刷業
513	ITI Film Studies Poland BV	オランダ	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
514	ITI Media Group NV	オランダ	その他のコミュニティ、社会、個人サービス活動
515	IVECO N.V.	オランダ	卸売りと小売業
516	Johan van Leendert B.V.	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
517	Johnson Diversey	オランダ	化学製品製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
518	Kalon Group BV	オランダ	化学製品製造
519	Kappa Packaging	オランダ	パルプ、紙、出版、印刷業
520	Kerakoll International B.V.	オランダ	その他の非金属製品製造
521	Nutreco International B.V.	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
522	Philip Morris Holland B.V.	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
523	Pilkington International Holdings B.V.	イギリス	その他の非金属製品製造
524	Polam Holding BV	オランダ	電気機械と器具製造
525	Polaris Finance	オランダ	財務仲介
526	Polish Bakery Investment BV	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
527	Repono Holding BV	オランダ	財務仲介
528	Robert Bosch Investment Nederland B.V.	オランダ	機械と備品製造
529	Rodamco	オランダ	不動産、賃貸、ビジネス活動
530	SCALA BUSINESS SOLUTIONS N V	オランダ	卸売りと小売業
531	Schmidt Holland BV	オランダ	機械と備品製造
532	Schoenfabriek Helioform Quality Shoes BV	オランダ	革と革製品製造
533	Shell Gas (LPG) Holdings	オランダ	卸売りと小売業
534	SICES International B.V.	オランダ	建設
535	SINGSPIEL INVESTERINGEN B.V.	オランダ	建設
536	Steijn Design BV	オランダ	パルプ、紙、出版、印刷業
537	Veneer Design International	オランダ	木材と木材製品製造

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

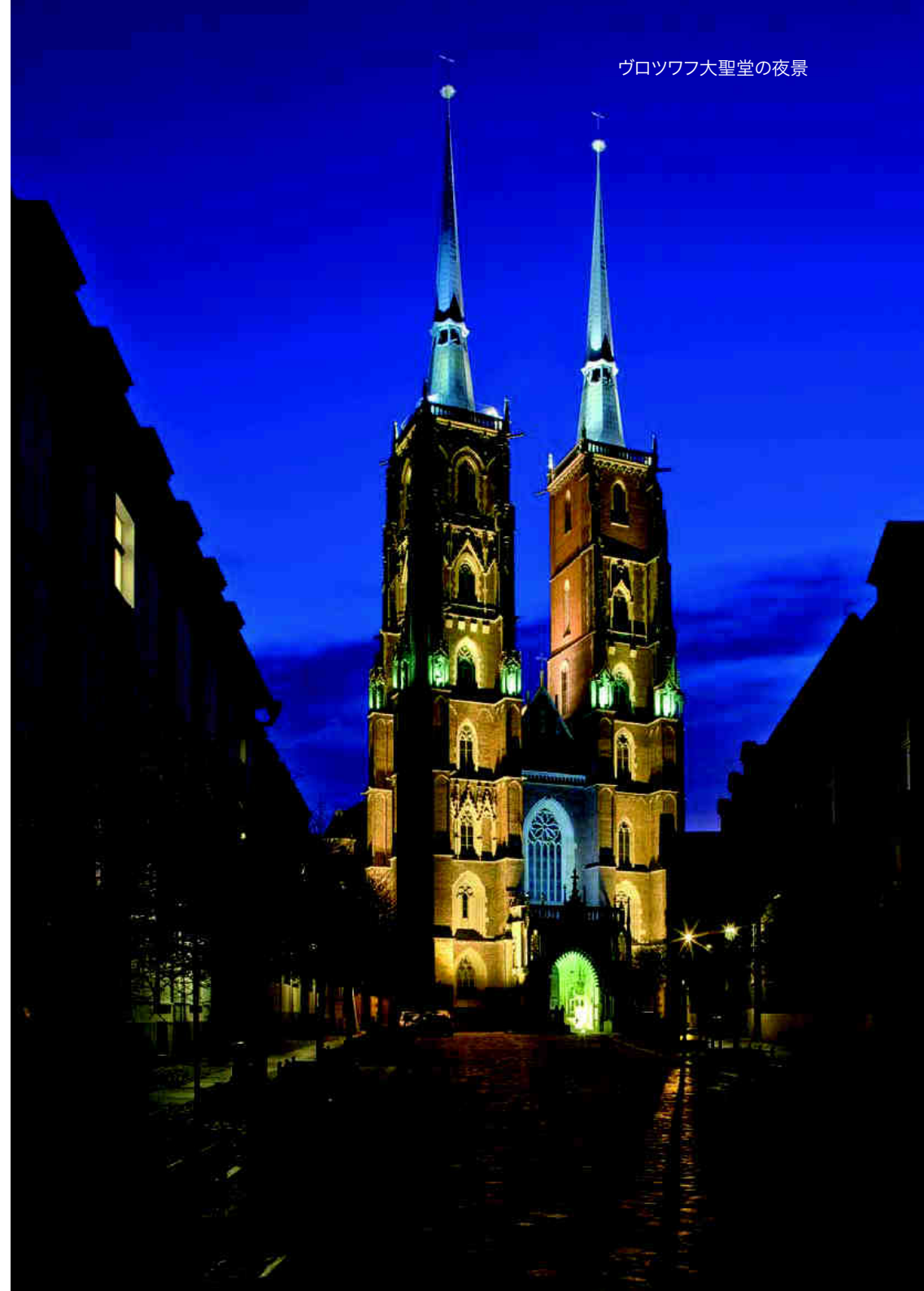
No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
538	Wavin Trepak BV	オランダ	プラスチックとゴム製造
539	Wincanton European Transport Services B.V.	オランダ	輸送、保管とコミュニケーション
540	Windjammer Investments B.V.	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
541	Wolters Kluwer Int. Holding B.V.	オランダ	パルプ、紙、出版、印刷業
542	Zeelandia International Holding B.V.	オランダ	食品、飲料水、タバコ製造
543	BOGAZICI Investment Group	トルコ	不動産、賃貸、ビジネス活動
544	CAN Group	トルコ	不動産、賃貸、ビジネス活動
545	Dallas International	トルコ	織物布地製造
546	Mesa Mesken A.S.	トルコ	不動産、賃貸、ビジネス活動
547	Reform Company	トルコ	不動産、賃貸、ビジネス活動
548	Rumeli Group	トルコ	その他の非金属製品製造
549	Compass Group International B.V.	イギリス	ホテルとレストラン
550	Cookson Overseas Limited	イギリス	その他の非金属製品製造
551	Corus	国際	金属と金属製品製造
552	Cussons Group Ltd.	イギリス	化学製品製造
553	GKN Industries Limited	イギリス	輸送設備製造
554	Glaxo SmithKline	イギリス	化学製品製造
555	Gwarex Holdings Limited	イギリス	鉱山業と採石
556	Hanson AK i BV	イギリス	その他の非金属製品製造
557	Hays	イギリス	プラスチックとゴム製造

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
558	Henri Lloyd Limited	イギリス	織物布地製造
559	TG CONSULTANTS UK LTD 100.00%	イギリス	不動産、賃貸、ビジネス活動
560	The Aluminium Powder Co. Ltd.	イギリス	金属と金属製品製造
561	TI Automotive Holding Ltd	イギリス	輸送設備製造
562	Trusthouse Forte	イギリス	ホテルとレストラン
563	Uniq plc	イギリス	食品、飲料水、タバコ製造
564	United Biscuits Investments	イギリス	食品、飲料水、タバコ製造
565	Xerox Ltd.	イギリス	卸売りと小売業
566	ACNielsen Corporation	アメリカ	不動産、賃貸、ビジネス活動
567	AIG	アメリカ	財務仲介、不動産、賃貸、ビジネス活動
568	American Axle Manufacturing	アメリカ	卸売りと小売業
569	Amtech U.S. Inc.	アメリカ	金属と金属製品製造
570	Apache Corporation	アメリカ	鉱山業と採石
571	Apollo-Rida Poland LLC.	アメリカ	建設
572	Apriso Corporation	アメリカ	不動産、賃貸、ビジネス活動
573	ArvinMeritor	アメリカ	輸送設備製造
574	AVON International Operations INC.	アメリカ	卸売りと小売業
575	AXCIOM EUROPEAN HOLDINGS LTD	アメリカ	不動産、賃貸、ビジネス活動
576	Baring CEF Investment IV Ltd	アメリカ	パルプ、紙、出版、印刷業

ポーランドのFDI(外国直接投資)一覧

No.	投資家(会社)名	国名	活動内容
577	Beloit Corporation	アメリカ	機械と備品製造
578	Beverly Hills Vide L.L.C.	アメリカ	Other community, social and personal service activities;
579	Braaten Companies LLD.	アメリカ	機械と備品製造
580	BRC Holding Developments	アメリカ	ホテルとレストラン
581	GTECH Corporation	アメリカ	不動産、賃貸、ビジネス活動
582	H.J Heinz Company	アメリカ	食品、飲料水、タバコ製造
583	HEWITT ASSOCIATES LLC	アメリカ	不動産、賃貸、ビジネス活動
584	Hewlett Packard	アメリカ	卸売りと小売業
585	Hines	アメリカ	建設
586	Hoover Precision Products, Inc.	アメリカ	機械と備品製造
587	Inline Plastics Corporation	アメリカ	プラスチックとゴム製造
588	Innova Capital	アメリカ	財務仲介
589	Intel Europe Inc.	アメリカ	不動産、賃貸、ビジネス活動
590	International Fast Food Corporation	アメリカ	ホテルとレストラン
591	International Finance Corporation	アメリカ	財務仲介
592	IPC	アメリカ	パルプ、紙、出版、印刷業
593	Kimball Electronics Manufacturing Inc	アメリカ	電気機械と器具製造
594	Kimberly Clark Worldwide INC	アメリカ	パルプ、紙、出版、印刷業
595	Kroll Inc.	アメリカ	不動産、賃貸、ビジネス活動
596	Lear Corporation	アメリカ	輸送設備製造
597	Lee Bell Inc.	アメリカ	織物布地製造
598	Legg Mason Inc.	アメリカ	財務仲介

ヴロツワフ大聖堂の夜景





VI.2. ポーランドの インターナショナルスクール

ワルシャワ

American School of Warsaw
ul. Warszawska 202
05-520 Konstancin-Jeziorna
Tel.: +48 (0) 22 702-8500

Meridian International School
ul. Wawelska 66/74
02-034 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 822 15 75
Fax.: +48 (0) 22 822 20 13
Email: infoprimary@meridian.edu.pl

International American School
Ul. Dembego 18
02-796 Warsaw, Poland
Tel.: +48 (0) 22 649 14 40,
Fax.: +48 (0) 22 649 14 45

Middle & High School
ul. Radarowa 6,
02-137 Warsaw - Włochy
Tel.: +48 (0) 22 868 25 03
Fax.: +48 (0) 22 868 25 09
E-mail: infomiddle@meridian.edu.pl

**The British School Primary, Secondary
and IB Diploma Programme**
ul. Limanowskiego 15
02-943 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 842-32-81
Fax.: +48 (0) 22 842-32-65
E-mail: british@thebritishschool.pl

The British School
Early Years Centre
ul. Jaroslawa Dabrowskiego 84
02-751 Warsaw, Poland
Tel.: +48 (0) 22 646-77-77
Fax.: +48 (0) 22 646-46-66
E-mail: british@thebritishschool.pl

Lycee Francais de Varsovie
ul. Walecznych 4/6
03-916 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 616 54 00
Fax.: +48 (0) 22 616 53 99
E-mail : info@lfv.pl

Canadian School of Warsaw
ul. Betska 7
02 - 638 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 646 92 89
Fax.: +48 (0) 22 646 92 88
E-mail : secretary@canadian-school.pl

ポーランドのインターナショナルスクール

International European School – Warsaw
ul. Wiertnicza 75
02–952 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 842 44 48
Fax.: +48 (0) 22 842 44 48
E-mail: ies@ies-warsaw.pl

European Bilingual Preschool
ul. Chłapowskiego 1
02–787 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 644 15 14
Fax: +48 (0) 22 644 15 14
E-mail: info@preschool.waw.pl

International Preschool
ul. Okrężna 95
02–933 Warsaw
Tel.: +48 600 94 93 90
Fax: +48 (0) 22 842 22 62
E-mail: office@childdisplay.com.pl

“W stumilowym lesie” day care centre
ul. Naprzetałaj 5a
03–092 Warsaw Choszczówka
Tel.: +48 609 80 43 20
Fax: +48 (0) 22 676 68 91
E-mail: kontakt@wstumilowymlesie.pl

World Hill Academy – Szkoła Anglo-Amerykańska
ul. Okrężna 83
02–933 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 858 31 91
E-mail: worldhillacademy@wp.pl

American English School S.A.
ul. Rogatkowa 50
04–773 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 615 76 49

Ecole Antoine de Saint-Exupéry
ul. Nobla 16
03–930 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 616 14 99

Happy Montessori House–International Pre-school
ul. Rumiana 14
02–956 Warsaw
Tel: +48 697 06 05 04
E-mail: hmh@hmf.com.pl

Tęczowy Ogród
ul. Miłobędzka 2
02–634 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 848 04 35
E-mail: iwona.antonowicz@teczowyogrod.com.pl

Francusko–Polska Szkoła Podstawowa “LA FONTAINE”
ul. Rolna 177
02–729 Warsaw (Mokotów, Metro Stuzew)
Tel.: +48 (0) 22 843 42 41
Fax: +48 (0) 22 843 42 41
E-mail: szkola@lafontaine.edu.pl

Francusko–Polskie Przedszkole “LA FONTAINE”
ul. Rolna 177
02–729 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 843 42 41
Fax: +48 (0) 22 843 42 41
E-mail: przedszkole@lafontaine.edu.pl

St Paul’s The British International school of Warsaw
ul. Zielona 14
05–500 Piaseczno
Tel.: +48 (0) 22 756 77 97
Fax: +48 (0) 22 756 26 09
E-mail: jod@arts.gla.ac.uk

Szkoła Japońska przy Ambasadzie Japonii w Warszawie
ul. Kormoranów 7A
02–836 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 643 54 74

Willy Brandt Deutsche Schule
ul. Radosna 24
02–956 Warsaw
Tel.: +48 (0) 22 642 21 31
Fax: +48 (0) 22 642 21 31

ヴロツワフ

Wroclaw International School
ul. Zielińskiego 38
53–534 Wrocław
Tel.: +48 (0) 71 782 26 26
Fax.: +48 (0) 71 782 26 20
E-mail: wis@fem.org.pl

International School EKOLA
Fundacji Oświatowej EKOLA
ul. Tadeusza Zielińskiego 56
53 – 534 Wrocław
Tel./Fax.: + 48 (0) 71 361 43 70
E-mail: sekretariat@ekola.edu.pl

Polsko–Niemiecka Szkoła Podstawowa
ul. Wejherowska 28
54–239 Wrocław
Tel.: +48 (0) 71 798 26 00
Fax.: +48 (0) 71 798 26 01
E-mail: szkola@cekiron.pl

クラクフ

British International School of Cracow
ul. Smoleńsk 25
31–108 Kraków
Tel.: +48 (0) 12 292 64 80
Fax.: +48 (0) 12 292 64 81

International School of Kraków
Lusina ul. sw. Floriana 57
30–698 Kraków, Poland
Tel.: +48 (0) 12 270–1409
E-mail: director@iskonline.org

グダンスク

British International School Gdansk
ul. Zielony Trójkąt 1
80–869 Gdansk
Tel.: +48 (0) 58 342–26–00
office@bis-gdansk.pl

High School no. 3
ul. Topolowa 7
80–255 Gdansk
Tel.: +48 (0) 58 341 06 71
Fax: +48 (0) 58 341 06 71
E-mail: sekretariat@topolowka.pl

ポズナン

International School of Poznan
ul. Taczanowskiego 18
60–147 Poznan
Tel.: +48 (0) 61 646 37 60
E-mail: info@isop.pl

Poznań British International School
ul. Darzyborska 1A
61 – 303 Poznan
Tel.: +48 (0) 61 8709 730
Fax: +48 (0) 61 8768 799
office@pbis.edu.pl

International School of Poznań:
ul. Dąbrowskiego 262/280
60–406 Poznan
Tel.: +48 (0) 61 847 74 35
E-mail: info@isop.pl

カトヴィツェ

Silesian International Business School
ul. Bogucicka 3
40–226 Katowice
Tel.: +48 (0) 32 257 73 37
smsh@ae.katowice.pl

ウッジ

British International School
ul. Sterlinga 26
90-212 Lodz
Tel.: +48 (0) 42 631 59 23
ipsit@ipt.pl

Kindergarten and Primary School
ul. Demokratyczna 85,
93-430 Lodz
Tel.: +48 (0) 42 681 61 00
Fax: +48 (0) 681 61 01
E-mail: info.lodz@meridian.edu.pl

グディニャ

High School no. 3
ul. Legionów 27
81-405 Gdynia
Tel.: +48 (0) 58 622 18 33
Fax: +48 (0) 58 622 18 33
E-mail: lo3@lo3.gdynia.pl

The American Elementary and Middle
School:
ul. Lowicka 41,
81-504 Gdynia
Tel.: +48 (0) 58 664 69 71
Fax: +48 (0) 58 664 74 14





ポーランドのJP Weber

投資決定の支援をします。

- JPWeberは、ポーランド国内の直截投資を希望する外国人投資家にとって評判が高い会社です。
- ブロツワフ、ワルシャワ、そしてベルリンの拠点があり、必要時に個人的な連絡を取ることができます。
- 国際的基準、チームワーク、そして専門性の卓越はJP Weberのチームを成功に導く主要な価値です。
- JP Weber 顧問との投資プロジェクトは100を超え、市場理解と最良な実践をご紹介します。



顧客はこのような方々です。

弊社は中規模企業の所有者、国際的信託個人投資家とプロジェクトマネージャの管理会議を代表します。我々は信頼でき、献身的なパートナーを求める顧客を求めています。協力は単なる義務ではなく、活気づけるという責任です。



法律顧問

我々は国際的な市場の中で活発な存在を維持します。そして、外国人投資家とポーランドの会社からの確固たるの評判を固めます。最高の国際標準と専門的な弁護士とともに、弊社チームは皆様によい結果をもたらすことを可能にします。

- 会社法
- 不動産法
- 資本市場法
- 労働法
- 契約法
- 公共調達法

税顧問

税顧問は長期的な協力です。弊社は、税について、最新で実際の解決策をご説明いたします。我々の税金のプロは地方税規制についての専門知識を得ており、ポーランドで顧客の皆様を支援します。そして、世界中で弊社GMNパートナーから同様に国際的な洞察を得ています。

- 税計画
- 付加価値税と関税法
- 移動価格文書化
- 国際的な税法

財務会計

JPウェーバーの外部の会計は、2つの中心要素をつなぎます – 金融当局への税申告と明白な 管理報告です。各々の焦点は、ポーランド財政事務所の厳しい必要条件を満たすために完璧に実行することです。さらに、JPウェーバーはデジタル文書での説明の技術を利用し、ポーランド国内全域において皆様にサービスをご提供できるようにしています。

- 財務会計
- 従業員名簿会計
- 報告している管理
- IFRS
- 会計報告



直接投資

JPWeberの投資は、複雑で難解なポーランドの投資プロセスにおいて、個人的経験を持つ意思決定者を通してその専門のルーツを確立しました。場所についての計画、不動産業務の完結と包括的な許可管理などを皆様にご提供いたします。

- 戦略的な助言
- 場所計画
- プロジェクト開発
- グリーンフィールド管理
- ブラウンフィールド開発

買収 & 合併

弊社の買収&合併チームのねらいは、異文化間の境界を克服し、国際的な売り手と買い手の間で最適な仲介を成し遂げることです。CEEで10年以上の経験をもち、特にポーランド市場に焦点を置き、難解な、しかし有利な環境の範囲内での活動についての知識をもち、エリート顧客の皆様のために会社業務を完結します。

- 戦略的な助言
- 会社販売
- 会社購入

企業財務

海外から間接的にプロジェクトの資金を調達することは危険が付随します。弊社は、国際的な財政源の後押しとともに、ポーランド国内の金融を利用することによって投資を多様化し、この危険を軽減させます。JPウェーバーは各部門の専門家であり、複雑で多面的な金融計画を市場戦略と継続的にうまく方向付けます。弊社の有能なチームは地元で国際的財政パートナーとして皆様と共に働いて、金融取引を支援するため必要なビジネス計画を提供いたします。

- 自己資本調達
- 未公開株式
- MBO / MBI

なぜ JP Weberか….

弊社の価値

- 信用性
- 協力性
- 完全性
- 独立性
- 慎重性

弊社のアプローチ

- 専門性の高さ
- 多言語使用
- 個人的な連絡
- 結果重視

弊社ノウハウ

- 長年の市場経験
- 産業についての深い知識
- 能力センター

弊社ネットワーク

- 国際GMN内で世界35カ国の認可された会計会社と提携しています。
- 国際GMN により、常にお客様に国際的な専門知識を確保いたします。
- Know-how is knowing Whoノウハウは、フをノウすることです。

gmni
international
www.gmni.com

お客様連絡先



Marcin Dudarski

Gregor Piechowiak

Mirco Weber

Jędrzej Piechowiak

- Marcin Dudarski: m.dudarski@jpweber.com
- Gregor Piechowiak: g.piechowiak@jpweber.com
- Mirco Weber: m.weber@jpweber.com
- Jędrzej Piechowiak: j.piechowiak@jpweber.com

ワルシャワ

■ JP Weber Sp. z o.o.
Al. Jerozolimskie 65/79
00-679 Warszawa
Poland

■ JP Weber Dudarski Sp. k
Al. Jerozolimskie 65/79
00-679 Warszawa
Poland

■ JP Weber Accounting & Tax Sp. z o.o.
Al. Jerozolimskie 65/79
00-679 Warszawa
Poland

Central Desk Warsaw
Phone: +48 (0) 22 630 66 22
Fax +48 (0) 22 630 66 23

ヴロツワフ

■ JP Weber Sp. z o.o.
Rynek 39/40
50-102 Wrocław
Poland

■ JP Weber Dudarski Sp. k
Rynek 39/40
50-102 Wrocław
Poland.

■ JP Weber Accounting & Tax Sp. z o.o.
Rynek 39/40
50-102 Wrocław
Poland.

Central Desk Wrocław
Phone +48 (0) 71 369 96 30
Fax: +48 (0) 71 369 96 39

写真

Adam Marecik
page: Cover, 16, 39, 48, 76, 85, 123,
135, 223, 231

Stanisław Klimek
page: 229

www.istockphoto.com
page 5, ©iStockphoto.com/Nikada
page 9, ©iStockphoto.com/contour99
page 15, ©iStockphoto.com/ldambies
page 20, ©iStockphoto.com/graf
page 22, ©iStockphoto.com/LUke1138
page 30, ©iStockphoto.com/sculpiers
page 41, ©iStockphoto.com/ Ziutograf
page 42, ©iStockphoto.com/ Jason_V
page 52, ©iStockphoto.com/
Anialascaux
page 54, ©iStockphoto.com/endopack
page 66, ©iStockphoto.com/Daisy-Daisy
page 67, ©iStockphoto.com/onfilm
page 68, ©iStockphoto.com/sangfoto
page 70, ©iStockphoto.com/ilbusca
page 74, ©iStockphoto.com/KrakoZawr
page 77, ©iStockphoto.com/mikdam
page 79, ©iStockphoto.com/
travellinglight
page 83, ©iStockphoto.com/
webphotographeer
page 88, ©iStockphoto.com/muratsen
page 97, ©iStockphoto.com/rest
page 98, ©iStockphoto.com/belknap
page 102, ©iStockphoto.com/leventince
page 104, ©iStockphoto.com/picha
page 106, ©iStockphoto.com/VicZA
page 108, 142, ©iStockphoto.com/
stevecoleccs
page 112, ©iStockphoto.com/billyfoto
page 114, ©iStockphoto.com/Alfsky
page 124, ©iStockphoto.com/eyeidea
page 128, ©iStockphoto.com/H-Gall
page 131, ©iStockphoto.com/
CherylCasey
page 133, ©iStockphoto.com/peepo

page 138, ©iStockphoto.com/mbbirdy
page 139, ©iStockphoto.com/jaybert
page 141, ©iStockphoto.com/pixonaut
page 148, ©iStockphoto.com/shaunl
page 151, ©iStockphoto.com/tomfot
page 152, ©iStockphoto.com/RBFried
page 156, ©iStockphoto.com/keithpix
page 159, ©iStockphoto.com/bodo23
page 160, ©iStockphoto.com/Andy445
page 168, ©iStockphoto.com/kodda
page 175, ©iStockphoto.com/
108pictures
page 178, ©iStockphoto.com/
ChrisHepburn
page 181, ©iStockphoto.com/martin-dm
page 182, ©iStockphoto.com/melhi
page 189, ©iStockphoto.com/
AndrzejStajer
page 192, ©iStockphoto.com/urbancow
page 224, ©iStockphoto.com/Viorika

本書はポーランド共和国経済省の出資により出版されました。

